

「反社会的分子」と「人種」の狭間に

——世紀転換期ドイツ・バイエルンにおけるシンティ・ロマ政策——

同志社大学大学院経済学研究科

経済政策専攻 博士課程(後期課程)

大谷 実

目次

はじめに	1
0-1 問題関心・先行研究	2
0-2 分析視角・利用史料	5
0-3 本稿の構成	8
第1章：学知とシンティ・ロマ政策	
—世紀転換期—	10
1-1 百科事典におけるシンティ・ロマ概念	11
1-1-1 ドイツの百科事典	11
1-1-2 イギリスの百科事典との対比	16
1-2 学知とシンティ・ロマ政策	18
1-2-1 「ツイゴイナー・カンファレンス」	18
1-2-2 刑事警察カンファレンス	25
第2章：<移動の自由>と警察改革	
—帝政期から第一次世界大戦前夜までのシンティ・ロマ政策—	27
2-1 <移動の自由>関連法とバイエルンにおけるシンティ・ロマ政策	27
2-1-1 帝国刑法第361条	27
2-1-2 「移動の自由に関する法」と出身権	29

2-1-3	ゴータ条約	31
2-1-4	帝政期バイエルンにおけるシンティ・ロマ政策の法的根拠	33
2-1-5	帝国営業法	34
2-2	19世紀末から20世紀初頭のバイエルンの社会状況と警察改革	36
2-2-1	ミュンヘンの大都市化と都市行政の業務量の膨張	36
2-2-2	帝政期バイエルンの警察行政制度	37
2-2-3	ミュンヘン警察本部保安部の発足と「ツィゴイナー・センター」の設置	40
2-2-4	<二重の改革>と郡部警察	42
第3章：総力戦体制のなかのシンティ・ロマ政策		
	—第一次世界大戦とバイエルン警察行政—	46
3-1	開戦とバイエルンにおけるシンティ・ロマ政策の新たな展開	49
3-1-1	戦争の勃発と「避難民」の発生	50
3-1-2	偽造証明書問題と「兵役忌避」	51
3-1-3	<反体制/危険分子>とシンティ・ロマ	53
3-2	バイエルンにおけるシンティ・ロマ政策を巡るヘゲモニー争い	55
3-2-1	ライヒにおける收容政策の推進とその撤回	55
3-2-2	地方自治体からの收容要請とバーデン令	57
3-2-3	郡部警察による取締まりの限界	59

第4章：「労働忌避者」とシンティ・ロマ政策	
—ヴァイマル共和国とバイエルン警察行政—	62
4-1 第一次世界大戦の終結とバイエルンにおけるシンティ・ロマ政策の混乱	62
4-1-1 戦前政策への回帰か戦中政策の続行か	62
4-1-2 「軍令」を巡る各管区政府の立場	68
4-2 「労働忌避者」とシンティ・ロマ政策	72
4-2-1 「労働忌避者」対策	72
4-2-2 「労働忌避者」とシンティ・ロマ	74
4-2-3 「保安警察的労働強制」と救貧制度改革	77
4-3 シンティ・ロマと「まっとうな行商人」	82
4-4 バイエルンにおける財政と公的扶助	86
4-4-1 1925年法案と各省庁の反応：「施設」から「労働施設」へ	86
4-4-2 議会審理：「ツィゴイナー法」から「ツィゴイナーおよび労働忌避者法」へ	92
おわりに：「反社会的分子」と「人種」の狭間に	
—シンティ・ロマ政策の現代的意義—	97
付録	100
参考文献	109

はじめに

本稿は、19世紀から20世紀への世紀転換期ドイツ・バイエルンにおいて「ツィゴイナー」と呼ばれた人々に対して実施された措置、すなわちシンティ・ロマ政策について、主にバイエルンの警察行政に関する一次史料を手掛かりに検討することによって、国民国家化ならびに社会国家化の観点から〈移動の自由〉を巡る当時の社会状況を明らかにしようとするものである¹。すなわち、当時〈放浪民族〉と見なされていたマイノリティに対して行われた政策の動向を追うことを通じて、当時のドイツ社会が何を問題視し、何を重視していたのか——その特徴を捉えることが、本稿の狙いである。

21世紀を生きるわれわれは、グローバル化に伴う〈移動の自由〉の急速な拡大とそれへの激しい反発の渦中に身を置いている。ヨーロッパに目を向けてみれば、一方ではドイツを中心とした経済統合が進み、EUはヨーロッパ各国の垣根を超えた人々の移動を実現している。就労のために他国へ生活の拠点を移し、クリスマスなどの長期休暇の折には故郷へと戻り、地元の友人たちや家族・親族と過ごしたり、あるいは逆に故郷から家族が訪ねてくるという風景は、現代においてごくありふれたものとなっている。しかし他方で、こ

¹ シンティ・ロマとは「ジプシー」(英語: Gypsy)、「ツィゴイナー」(ドイツ語: Zigeuner)などと呼ばれた人々の、現在のドイツにおける一般的な呼称である。「ジプシー」「ツィゴイナー」といった呼称は蔑称であり「悪の代名詞」として用いられることが多いため、大半のシンティ・ロマはこうした呼称を差別語とみなし、拒絶している(ローゼ, ロマニ(編)(2010)金子マーティン(訳)『ナチス体制化におけるシンティとロマの大量虐殺—アウシュヴィッツ国立博物館常設展示カタログ(日本語版)』13頁、解放出版社)。このため現在のドイツにおいてはシンティ・ロマという名称を用いることが一般的となっている。確かに、史料の取り扱いにおいて、厳密さのみを追求するならば、「ツィゴイナー」という表現を用いるべきであろうし、実際にそうした立場をとる研究者もいる。というのは、本稿で論じられているように、史料に現れてくる「ツィゴイナー」と呼ばれた人々は、単に放浪者だけにとどまらず、戦時中の避難民なども含んでおり、こうした人々と現代に生きるシンティ・ロマを同一視してしまう危険性を孕んでいるからである。しかし、史料からの引用以外において、例えばアフロ・アメリカンの人々を「ニガー」として表記とすることが不適切であることは、論を待たない。以上を鑑みて、本稿では原則としてシンティ・ロマという表現を用いる。ただし、史料からの引用や当時の機関名等に限ってのみ「ツィゴイナー」という呼称を鍵括弧付で使用することとする。なお、ローゼ氏はドイツ・ハイデルベルクの「ドイツ・シンティ・ロマ資料・文化センター」(Dokumentations- und Kulturzentrum Deutscher Sinti und Roma. 1990年代初頭発足、97年正式開設)の館長、ならびに同地を拠点に活動するシンティ・ロマの組織「ドイツ・シンティ・ロマ中央委員会」(Zentralrat Deutscher Sinti und Roma. 1982年2月創設)の代表である。センターと委員会の歴史については以下公式ホームページを参照。Dokumentations- und Kulturzentrum Deutscher Sinti und Roma (2017年8月1日閲覧。http://www.sintiundroma.de/start.html); Zentralrat Deutscher Sinti und Roma (2017年8月1日閲覧。http://zentralrat.sintiundroma.de/)。社会国家概念については、以下を参照。川越修、矢野久(2016)『明日に架ける歴史学——メゾ社会史のための対話——』ナカニシヤ出版。

うした流動化著しい社会、「リキッド・モダニティ」に対する不安と反発もまた確かに存在している²。イギリスのEUからの離脱、アメリカにおける移民排斥の動き、ドイツ・フランス・オランダ・オーストリアなどにおける極右政党の台頭は、排外主義が一定数の<地元住民>や<国民>の心を捉え始めていることの証左である。グローバル化は、就労ビザなしで外国に滞在し、働くという国民国家を超えた<移動の自由>を人々にもたらしたが、また同時に、<外国人>や<難民>といった<他者>の存在が政治やメディアにおいて問題化・争点化され、彼ら・彼女らを労働市場・社会的関係・犯罪予防など様々な形で抑圧し、排除しようとする動きも活発化している。

われわれは、「排除型社会」といかに向き合うべきなのだろうか³。われわれは、それをただ受け入れるしかないのだろうか。こうした国民国家を超えた人々のグローバルな<移動の自由>の進展、そしてそれへの不安・反発を巡る問題は、歴史的には領邦国家が集うことによって形成された北ドイツ連邦、ドイツ帝国としての国民国家の形成ならびに工業化の進展に伴い生まれ育った土地を離れ、新天地へ仕事を求める<国民>に新たなセーフティネットを提供するために社会国家化が進展したドイツ連邦、すなわち近代ドイツの黎明期から初期において既に焦点化しており、古くから<自由気ままな放浪生活>の象徴として認知されていたシンティ・ロマは、その渦中であつた。本稿は、彼ら・彼女らに対して実施された政策の歴史を掘り起こし、「歴史との対話」を行うことによって、こうした人々の移動を巡る古くて新しい問題について考察するものである⁴。

0-1 問題関心・先行研究

第二次世界大戦終結から70年を過ぎた今日、ナチス期(1933-45年)において、ユダヤ人のみならずさまざまなマイノリティ(国家から承認されたナショナル・マイノリティという

²バウマン, ジークムント (2001) (著)、森田典正 (訳)『リキッド・モダニティ：液状化する社会』大月書店(Bauman, Zygmunt (2000) *Liquid modernity*, Cambridge)。

³ヤング, ジョック (2007) (著)、青木秀男ほか (訳)『排除型社会：後期近代における犯罪・雇用・差異』洛北出版(Young, Jock (1999) *The exclusive society: social exclusion, crime and difference in late modernity*, London)。

⁴カー, E.H. (1962) (著)、清水幾太郎(訳)『歴史とは何か』(岩波新書)、岩波書店(Carr, Edward Hallett (1961) *What is history? : the George Macaulay Trevelyan lectures delivered in the University of Cambridge, January-March 1961*, London)。

狭義のマイノリティではなく、マジョリティ「ふつうのドイツ人」以外のすべての人々という広義の意味で用いる)が、各種収容所への強制収容、安楽死、人体実験、強制断種などの非人道的行為によって、迫害・殺害されたことは、当事者を始めとした関係者による訴え、メディアによる報道、知識人らによる省察、そして歴史研究の進展を通じて、広く知られ、議論されるようになった⁵。中世末期よりドイツで生活を営んでいたシンティ・ロマもその例に漏れず、1970年代から当事者によるデモが活発化し、82年に当時西ドイツ首相であったヘルムート・シュミットがナチス期におけるシンティ・ロマに対する民族虐殺を認めるに至った⁶。

こうしてドイツ社会におけるシンティ・ロマへの関心が高まるのと呼応して、歴史研究において、彼ら・彼女らに対して行われた政策展開の在り様を明らかにしようとする動きが、とりわけナチス期を中心として活発化した。その記念碑的研究が、M. Zimmermann(1996)である⁷。奇しくも D.ポイカート(1950-90)同様、早逝した M.ツィンマーマン(1951-2007)の教授資格論文となった同著作は、その広範な史料に基づいた分析を通じて、ナチス政権期に「人種」のみならず「反社会的分子」を根拠としたシンティ・ロマ迫害が行われたことを実証し、ナチス期の「民族共同体」の解明に寄与した点で極めて重要である。この指摘を川越・矢野(2016)の表現を借りて換言するならば、シンティ・ロマは、ドイツ社会にお

⁵ 2017年8月1日現在、ドイツにおいて国家により承認されたナショナル・マイノリティは、ソルブ人、デー人、フリース人、そしてシンティ・ロマである。ナショナル・マイノリティについては以下を参照。Bundesministerium des Innern (2010³) *Nationale Minderheiten in Deutschland*, Berlin; ユ・ヒョジョン, 岩間暁子 (2014)「小さな民族の広い世界——ドイツ東部のナショナル・マイノリティ「ソルブ人」を通して——」『応用社会学研究』No. 56、191頁。また、ナチス期のシンティ・ロマに対する迫害を概観するには、次の文献が有用である。Nerdinger, Winfried (ed.) (2016) *Die Verfolgung der Sinti und Roma in München und Bayern*, Berlin (Ausstellungskatalog zur Sonderausstellung „Die Verfolgung der Sinti und Roma in München und Bayern 1933-1945“ im NS-Dokumentationszentrum München). これは、2016年10月から2017年1月まで、ミュンヘンにあるナチス関連のドキュメント・センターで開催された企画展「1933年から1945年のミュンヘンとバイエルンにおけるシンティ・ロマの迫害」のカタログであり、ナチス期のバイエルンとミュンヘンのみならず、1871年から戦後のドイツにおけるシンティ・ロマ政策を最新の研究に基づき紹介する貴重な資料である。

⁶ 1973年ハイデルベルク、79年ベルゲン・ベルゼン、80年ダッハウにてデモ。81年テュービンゲン大学がナチ関係資料を保有していた問題により占拠される。シンティ・ロマによる市民運動の展開については以下を参照。Zentralrat Deutscher Sinti und Roma, *Bürgerrechtsbewegung der Sinti und Roma* (2017年8月1日閲覧。<http://zentralrat.sintiundroma.de/zentralrat/geschichte-der-organisation/>).

⁷ Zimmermann, Michael (1996) *Rassenutopie und Genozid: die nationalsozialistische "Lösung der Zigeunerfrage"*, Hamburg.

いて<他者>としてのみならず、<内なる他者>として位置づけられ、社会的抑圧・統合にさらされていたこととなる⁸。

シンティ・ロマは、ドイツ国民から排除された<異人種>でありながら、同時にドイツ国民内部に潜む「反社会的分子」(この概念については後述)であった。いわば彼ら・彼女らは、<二重の他者>という境遇に置かれていたのである。では、このような不可解とも見える位置づけは、いかにしてドイツ社会において生み出されたのだろうか。本稿の問題関心は、ここに根差している。

この<二重の他者>の起源を歴史研究によって明らかにしようとする際、求められるのは、ナチス期以前のシンティ・ロマ政策にかんする実証研究である。しかしながら、ナチス期に関するそれは一定の成果を上げているのとは対照的に、1933年以前の状況について、公文書館史料や同時代文献などを駆使した実証的な分析は、ドイツ本国においても数えるほどしかない⁹。とりわけ、第一次世界大戦期とヴァイマル期のシンティ・ロマ政策の関連性について、集中的に取り組んだ歴史研究は——時系列的にナチス期に近接しているにもかかわらず——管見の限りでは一つのみである¹⁰。

加えて、第二帝政からヴァイマル共和国までのシンティ・ロマ政策を文書館史料に基づき検討した貴重な研究である Hehemann (1987)の力点は、<他者>(「人種」)としてのシンティ・ロマに置かれており、<内なる他者>(「反社会的分子」)としての観点は、重視されていない。例えば、ヴァイマル期に成立し、ナチス期の政策モデルとなった点で、シンティ・ロマ政策の連続性・非連続性を考察するうえで鍵となるバイエルン法「ツィゴイナーおよび労働忌避者に関する法」(1926年7月発布)は、シンティ・ロマに関する規定のみ分析されており、同法においてシンティ・ロマと(のちに「反社会的分子」)に含まれるよう

⁸ 川越, 矢野 (2016) 233 頁。

⁹ Hehemann, Rainer (1987) *Die "Bekämpfung des Zigeunerunwesens" im Wilhelminischen Deutschland und in der Weimarer Republik: 1871 – 1933*, Frankfurt am Main; Bonillo, Marion (2001) *"Zigeunerpolitik" im Deutschen Kaiserreich: 1871 – 1918*, Frankfurt am Main, Berlin, Bern, Bruxelles, New York, Oxford, Wien; Albrecht, Angelika (2002) *Zigeuner in Altbayern: 1871 - 1914; eine sozial-, wirtschafts- und verwaltungsgeschichtliche Untersuchung der bayerischen Zigeunerpolitik*, München.

¹⁰ Hehemann (1987).

になる)「労働忌避者」がなぜ結びつけられたのか、といった点について検討されていない。ヴァイマル期に関する他の先行研究においても、それは同様である¹¹。

このように、これまでの歴史研究は近代ドイツにおいてシンティ・ロマがいかなる迫害にさらされていたのかというマイノリティ迫害の歴史を明らかにすることを重視しており、そのこと自体は評価されて然るべきであるが、こうした研究蓄積の偏りは、先の<二重の他者>問題はもとより、ナチス期のシンティ・ロマ政策、そして「民族共同体」の成り立ちを適切に評価し、その特徴を捉えることを阻害してしまっている恐れがある。この課題を克服するには、近代ドイツ社会とはいかなる時代であったのか、シンティ・ロマ政策を手掛かりに考察することが求められよう。すなわち、近代ドイツ社会はシンティ・ロマのどのような点を問題視していたのか、あるいは近代ドイツ社会では何が重視されていたのか、といった観点に立った政策動向の検討である。

0-2 分析視角・利用史料

以上の研究状況を鑑み、本稿では一次史料を用いた実証研究をおこなう。具体的には、①世紀転換期(1880年代から1920年代)ドイツ・バイエルンにおいて、シンティ・ロマ政策はどのような展開をみせたのか(政策展開の検討)、②その政策展開は、当時のドイツ・バイエルン社会が直面していた状況や問題といかなる関係にあったのか(社会情勢との関連性の検討)、③いかにしてシンティ・ロマは「人種」であり「反社会的分子」であるという<二重の他者>として位置づけられるようになったのか(ナチス期の政策の歴史的起

¹¹ まず日本においては、ナチス期のシンティ・ロマ迫害について紹介した金子マーティンが精力的な研究活動を展開しており、本稿もその恩恵に浴している。最も代表的な著作としては、以下が挙げられる。金子マーティン(1991)(編訳)『ナチス強制収容所とロマ：生還者の体験記と証言』明石書店。金子マーティン(1998)(編)『「ジプシー収容所」の記憶：ロマ民族とホロコースト』岩波書店。同氏のアプローチはシンティ・ロマ自身、いわば抑圧と迫害の被害者の声を社会に伝える傾向が強いが、本稿はそれとは対照的に、シンティ・ロマ政策の担い手、すなわち加害者側の視点を明らかにすることに重きを置く。加害者と被害者の視点双方を知ることにより、この問題をよりの確に把握し、実態解明への道筋を探ることができよう。なお、加害者側の視点を重視する立場は、近年ミュンヘンのブラウン・ハウス跡に開設されたNSドキュメント・センターの方針とも一致するものである。そして、ドイツの研究について言えば、例えばL.アイバーは、同法は「治安と秩序」よりも「ある望ましからぬ『異質な』民族を遠ざけておくこと、排除すること」を重視した「民族的な集団全体に対する例外法」であったため、ヴァイマル憲法に反したと評しており、「労働忌避者」との関連は検討していない(Aiber, Ludwig (1993) „Die Verfolgung der Sinti und Roma in München 1933-1945“. In: Aiber, Ludwig, *Ich wusste, es wird schlimm.: Die Verfolgung der Sinti und Roma in München 1933-1945*, S.41, München)。

源の検討)、これらの問いについて、シンティ・ロマ政策に関する史料群を用いて考察する(詳しくは後述)。

対象地域をバイエルンに限定するのは、先行研究において当地がドイツにおけるシンティ・ロマ政策の嚆矢と見なされているのみならず、ナチス期の政策モデルを提供したと考えられているためである¹²。そして、当時のバイエルンにおいてシンティ・ロマ政策を担っていたのは、バイエルン警察と、警察組織の頂点に位置していたバイエルン内務省であった。このような意味において、世紀転換期におけるバイエルンの警察行政は、1933年以前・以後のシンティ・ロマ政策の連続性・非連続性の問題を考えるにあたって、避けては通れない研究対象だと言ってよい。

しかし、本稿の射程は、これに止まらない。本稿の時代区分は、D.ポイカート、G.リッター、A.ニチュケらの提唱した世紀転換期(1880年から1930年まで)と重なり合っている¹³。D.ポイカートらによれば、この時期には、工業化・科学化の進展によって近代化が決定的となる一方、「黄金の20年代」におけるヴァイマル文化の開花、都市問題・ジェンダーの問題が併存したことによって、「新時代の精神的省察」が行われるようになった。そして近代は、一方では科学の進歩による幸福の実現が信奉された表の顔と、その動きによる様々な歪みが生じた裏の顔を持ち合わせた「ヤヌスの顔」を持つ時代だとされる。

小野(1993)によれば、ここで言う近代とは、長期的社会変動を「伝統」と「近代」という二分法で把握するという広義の近代を指している。本稿における「近代」概念もこれを

¹² Zimmermann, Michael (1996) *Rassenutopie und Genozid: die nationalsozialistische "Lösung der Zigeunerfrage"*, S.81, Hamburg; Lewy, Guenter (2000) *The Nazi persecution of the Gypsies*, pp.17-18, New York. 1933年8月10日にブレーメンで発布された法律「ツイゴイナー、放浪者、労働忌避者による負担から住民を守ることを目的とした法律」Gesetz zum Schutze der Bevölkerung vor Belästigung durch Zigeuner, Landfahrer und Arbeitsscheue. (Zigeuner- und Arbeitsscheuengesetz (略称「ツイゴイナーならびに労働忌避者法」)。原文ママ)は、1926年法を引き写したものであり、ほとんど同じ条文から構成されている (*Gesetzblatt der freien Hansestadt Bremen* (1933) S. 288-291)。この他に、1926年法の影響が指摘されている法律および法令は次の通り。Hessen: Gesetz zur Bekämpfung des Zigeunerunwesens (Zigeunergesetz). In: *Hessisches Regierungsblatt* (1929) S.66; Höhne, Werner K. (1929) *Die Vereinbarkeit der deutschen Zigeunergesetze und -verordnungen mit dem Reichsrecht, insbesondere der Reichsverfassung*, S.194-195. Baden: Anweisung zur Bekämpfung des Zigeunerunwesens. In: *Badisches Gesetz und Verordnungsblatt* (1937) S.169; Döring, Hans-Joachim (1964) *Die Zigeuner im Nationalsozialistischen Staat*, S.45f., Hamburg (2017年5月11日閲覧。 http://idb.ub.uni-tuebingen.de/diglit/NKS_1964_012). Reich und Preußen: Bekämpfung der Zigeunerplage. In: *Ministerial-Blatt des Reichs- und Preußischen Ministeriums des Innern* (1936) 1. (97.) Jahrgang, S.785-786.

¹³ Nitschke, August (eds.) (1990) *Jahrhundertwende: der Aufbruch in die Moderne 1880-1930*, Reinbek.

採用する¹⁴。世紀転換期は、これらの急激な時代の変化に応じて新たな世界観の形成された「現代まで続く長い道のりの切断面」である¹⁵。

無論、D.ポイカートらがこの問題提起を行ってから既に四半世紀経過しており、果たしてこの指摘が9.11や3.11を経た今日においても有効なのか、という論点は重要である。ここでは、住民支配を安定化させるために「秩序維持」と「犯罪撲滅」の必要に迫られていた19世紀末以降のプロイセン／ドイツ警察は、犯罪行為を未然に防ぐという「予防的警察」の実践によってそれを成し遂げようとしていたこと、そしてこの理念を実現しようと、指紋採取などの「最新科学技術」や「遺伝」によって「犯罪的資質」が引き継がれるとした「人種理論」を用いて、①特定集団を犯罪化し、これを社会の「敵」として措定することを通じた社会統合を行おうとし、その上で②「犯罪人種」を集中的に管理し、取り締まる監視社会を構築しようとした点で極めて現代的であるという矢野(2011a)の指摘を借りて応答するに止めるとし、結論において再びこの問題に立ち戻ることとしたい¹⁶。

ではなぜユダヤ人、障害者、同性愛者、エホバの証人、フリース人など他のマイノリティではなく、シンティ・ロマに対する政策を取り上げる必要があるのか。もちろん、社会(問題)を映す鏡であるマイノリティは、それぞれの過去、それぞれの歴史的意義を持ち合わせており、その重要性に優劣をつけることはできない。ただし、ドイツおよびヨーロッパにおける古くからのマイノリティであり、今現在もマイノリティとして生き続けるシンティ・ロマに対して実施された政策は、ドイツ／ヨーロッパ社会の抱える根源的な問題を映し出す可能性を秘めている。そして、＜放浪民族＞というステレオタイプに基づく憧憬と非難の声は、21世紀の日本においても消えてはいない。そこには、西欧社会にとどまらない、近代社会に普遍的な問題が潜んでいる。そして、「近代の病理」(ポイカート)であるナチズムは、未曾有の悲劇であるホロコーストを引き起こし、多くのマイノリティ、そして

¹⁴ 小野清美 (1993)「訳者解説 ポイカートと近代」デートレフ・ポイカート(著)、小野清美、田村栄子、原田一美(訳)『ワイマル共和国——古典的近代の危機』名古屋大学出版会、261-273頁 (Peukert, J.K. Detlev (1987) *Die Weimarer Republik: Krisenjahre der klassischen Moderne*, Frankfurt am Main)。

¹⁵ Nitschke (1990) S.7-8.

¹⁶ 矢野久 (2011a)「プロイセン警察からナチ警察へ——<現代化>の先取り？」大日方純夫・林田敏子(編)『近代ヨーロッパの探求 13 警察』149-195頁(特に151-152、185-188頁)、ミネルヴァ書房。

シンティ・ロマの命を奪った¹⁷。ホロコースト後を生きる私たちは、過ちを繰り返さないために、近代社会に内在する問題とは何なのか、明らかにしなければならない。

0-3 本稿の構成

以上の問題設定と分析枠組に基づき、本書は次のような構成をとる。まず第1章でシンティ・ロマ概念の歴史的展開を追うことを通じて、学問と政策の関係を検討する。特に着目するのは、〈他者〉つまり「人種」としての概念、〈内なる他者〉つまり「反社会的分子」としての概念がいつ頃形成され、定着したのか、そしてそうした知の動向は、バイエルンにおけるシンティ・ロマ政策といかなる関係を取り結んでいたのか、という点である。史料としては、①百科事典の記述(ドイツおよびイギリス)、②人類学や犯罪学といった「学知」の記述、③シンティ・ロマ政策に関するドイツ警察行政間のカンファレンス史料を主に用いる。①は、その発行目的からして、蓋然性が高いと見なされた当時の代表的な知の在り様を、②はシンティ・ロマを巡る世紀転換期の知の動向を、③はドイツならびにバイエルンのシンティ・ロマ政策における概念の在り様を把握するのに好適であるというのが、それぞれの選定理由である。

第2章から第4章では、主にバイエルン警察行政によるシンティ・ロマ政策の展開と、当時の社会状況との関連性を、〈他者〉と〈内なる他者〉という観点から、時系列順に検討していく。すなわち、第2章ではまず出発点として、帝政期バイエルンにおいてシンティ・ロマおよびその政策がいかなる環境下にあったのか、〈移動の自由〉の関連法と警察行政制度を手掛かりに、当時の社会状況を加味しながら検討する。

第3章では、第一次世界大戦期の総力戦体制と、シンティ・ロマ政策の展開の関連性を検討する。前章で確認したシンティ・ロマ政策の状況は、戦時においてどのように変化したのか、または変化しなかったのか(政策の推移)、そして政策のヘゲモニーはどこにあり、それはどのようにして獲得されたのか(ヘゲモニーの在り様)、総力戦体制下においてシン

¹⁷ 小野清美(1993)、264-266頁。また、以下も参照。ポイカート、デートレフ(著)、木村靖二、山本秀行(訳)(1991)『ナチス・ドイツ——ある近代の社会史——』三元社(Peukert, J.K. Detlev (1982) *Volksgenossen und Gemeinschaftsfremde: Anpassung, Ausmerze und Aufbegehren unter dem Nationalsozialismus*, Köln, 1982); ポイカート、デートレフ(著)(1994)、雀部幸隆、小野清美(訳)『ウェーバー——近代への診断——』名古屋大学出版会 (Peukert, J.K. Detlev (1989) *Max Webers Diagnose der Moderne*, Göttingen)。

ティ・ロマはいかなる境遇に置かれたのかについて、ヴァイマル期との関連性を視野に入れながら考察する。主にバイエルン内務省史料を用いる。

第4章では、ヴァイマル期の新たな社会・政治状況と、シンティ・ロマ政策の展開の関連性を検討する。ここでは、先に言及した、シンティ・ロマ政策の連続性・非連続性を考察するうえで鍵となるバイエルン法「ツイゴイナーおよび労働忌避者に関する法」(1926年7月発布)の成立過程を手掛かりとして、〈他者〉と〈内なる他者〉の問題を考察する。史料としては、主にバイエルン内務省史料を用いる。

そして最後に、ナチス政権期から戦後のシンティ・ロマ政策を概観したうえで、世紀転換期に展開されたシンティ・ロマ政策の現代的意義について考察する。なお、混乱をさけるため、本文では、引用文は鍵括弧「」、筆者による強調等に当たっては山括弧〈〉で表記するものとする。また、訳文の補足・注釈等については角括弧〔 〕を用いる。

第1章：学知とシンティ・ロマ政策 ―世紀転換期―

本章では、世紀転換期におけるシンティ・ロマ概念の歴史的展開を追うことを通じて、学問と政策の関係を検討する¹⁸。特に着目するのは、〈他者〉つまり「人種」としての概念、〈内なる他者〉つまり「反社会的分子」としての概念がいつ頃形成され、定着したのか、そしてそうした知の動向は、バイエルンにおけるシンティ・ロマ政策といかなる関係を取り結んでいたのか、という点である。

検討作業は、次のように行う。まず世紀転換期に発行されたドイツとイギリスの百科事典のシンティ・ロマに関する記述を手掛かりとして、当時の社会に普及していたシンティ・ロマ概念の変遷（何が変わり、何が変わらなかったのか）を追うとともに、両国の概念の差異を探る。これによって、世紀転換期ドイツにおいて一般的なシンティ・ロマ概念を浮かび上がらせる。

ここで利用する百科事典は、ドイツは『マイヤース百科事典』の「ツィゴイナー」の項目(第3版:1878年、第4版:1890年、第5版:1897年、第6版:1908年、第7版:1930年。以下それぞれマイヤース第X版と表記)、イギリスは『ブリタニカ百科事典』Encyclopædia Britannicaの「ジプシー」の項目(第8版:1856年、第9版:1879年、第11版:1910年、第14版:1929年。以下それぞれブリタニカ第X版と表記)である¹⁹。ブリタニカ第10版は第9版追補版、同第12版および第13版は第11版追補版で該当項目が欠如ないし更新されていないため、利用していない。

¹⁸ 本章は、次の既発表論文に加筆修正を施したものである。大谷実 (2015)「一九世紀末から二〇世紀初頭のドイツにおけるシンティ・ロマ概念の変遷——百科事典と内務省史料を手掛かりに」『ゲシヒテ』第8号、3-22頁(2017年8月1日閲覧。
<http://dogenken.web.fc2.com/gesch.html>)。

¹⁹ 厳密には版によって書名が若干異なるが、煩雑さを避けるため『マイヤース百科事典』『ブリタニカ百科事典』で統一する。正式な書名はそれぞれ次の通り。Meyers *Konversations=lexikon*. (1878³) Leipzig/Wien; Meyers *Konversations=lexikon*. (1890⁴) Leipzig/Wien; Meyers *Konversations=lexikon*. (1897⁵) Leipzig/Wien; Meyers *Großes Konversations=lexikon*. (1908⁶) Leipzig/Wien; Meyers *Lexikon* (1930)⁷ Leipzig/Wien. *Encyclopaedia Britannica: a dictionary of arts, sciences, and general literature* (1875-89⁹) Edinburgh; *The Encyclopaedia Britannica: A dictionary of arts, sciences, literature and general information* (1910-11¹¹) Cambridge; *The encyclopaedia Britannica: a dictionary of arts, sciences, literature and general information* (1929-33¹⁴) London.

次に、世紀転換期ドイツの警察関係者によって行われた、シンティ・ロマ政策に関するカンファレンス史料を手掛かりとして、政策におけるシンティ・ロマ概念を、とくにバイエルンに焦点を当てながら整理し、百科事典におけるそれと対置させ、双方の相違点を探る。さらに、その差異がどこから来ているのか、政策論議において参照されていた人類学などの各種参考文献を手掛かりに考察し、明らかにする。ここで利用する史料は、ドイツ諸邦の内務省関係者がシンティ・ロマ政策を協議するために開催した「ツィゴイナー・カンファレンス」の関連史料と、ドイツ諸邦の刑事警察が、シンティ・ロマに対する取り締まりを議論したカンファレンスの関連史料である²⁰。

1-1 百科事典におけるシンティ・ロマ概念

1-1-1 ドイツの百科事典

マイヤース第3版から第7版までの記述は、大別すると出自・言語・生業・居住地域・居住人口・定住政策という項目に分類することができる。この整理に従って訳出したものは付録に掲載してあるが、以下で表記されている番号は付録のものに対応している。

百科事典の記述内容について、一貫性と差異を手掛かりに分類を行ったところ、次のような特徴が確認できた。まず、「インド出自」という見解が一定していた(①～④)。この点についてはいずれの版においても大きな差異は見いだせず、その認識は一貫していたと考えられる。次に言語にかんする叙述を追っていくと、第4版⑤までは「放浪した各地に居住する諸民族とかかわりあうことによって当地の言語が混入した結果、多様な方言を形成した」という説明が行われている。しかし、第5版⑥ではこうした説明にとどまらず「ヨーロッパの盗賊たち」とシンティ・ロマの言語を通じた関係性が示唆されるようになる。第7版⑦になると、「さまざまな国で形成された」彼らの方言においては「盗賊たちとの隠語交換」が行われていたと指摘されており、両者の「協力関係」が示唆されていることがわかる。

²⁰ Hauptstaatsarchiv München, Ministerium des Innern (以下 HStA München MIInn と表記) 66437, *Denkschrift über die Bekämpfung der Zigeunerplage (Im Auftrage des K. Bayerischen Staatsministeriums des Innern, ausgearbeitet von der K. Polizeidirektion München)*; HStA München MIInn 66437, *Niederschrift über die Besprechung im K.B. Staatsministerium des Innern am 18. und 19. Dezember 1911, betreffend die Bekämpfung der Zigeunerplage.*

以上から、＜放浪の過程で現地の人々と係わりあいながら方言を形成した＞という概念の一貫性が見出せる一方で、第5版以降シンティ・ロマは盗賊たちと同列視されるようになり、言語的見地から犯罪者集団と結びつけられ、問題視されていったと考えられる。では、彼らの生業についてはどのように説明されていたのだろうか。

生業については、第4版⑧では一方では「物乞い」「窃盗」「悪だくみの機会が多い馬の売買人」、他方では「金具師」や木工などに従事していることが強調されている。第5版以降⑨⑩になると「鍛冶師」といった金属加工の技術などに熟練しているという積極的な見方が現れるようになる。さらに第7版⑪ではその熟練性が「占星術」や「踊り」のみならず、「物乞い」「盗み」といった非生産的・犯罪的行為にも付与されていることがわかる。

以上を整理すると、シンティ・ロマは生業にかんして一方では「物乞い」「窃盗」といった非生産的・犯罪的行為と、他方では金属加工などの生産活動と常に結び付けられていた。つまり、彼らの生業を巡っては否定的な評価と積極的な評価の双方が一貫して存在していた。こうした見方に基づいて、第5版の発行された1890年代以降、まず金属加工などの積極的・生産的な行為において、次に「盗み」などの非生産的・犯罪的行為において熟練性を付与されるようになっていき、それぞれにおいて専門的な技能を有すると見なされるようになっていったと考えられる。

移動範囲や居住地域にかんする叙述については、次のような変化が見られた。第4版⑫ではシンティ・ロマの移動範囲は＜出生地を基点とした限定的なもの＞として認識されているのだが、第5版⑭になると＜国境あるいは大陸を越えて移動する存在＞として概念化されるようになる。これに伴い、その居住地域も第4版⑬「ヨーロッパ・アジア・北アメリカ」から第5版⑮「ヨーロッパ・アジア・アフリカ・アメリカ」となっており、アメリカが追記されていることがわかる。すなわち、第5版の発行された1890年代以降、シンティ・ロマの移動範囲の記述は＜出生地を基点とした限定的なもの＞から＜国境・大陸を越えたもの＞へと変化しており、＜世界中を移動する存在＞として概念化されていったと考えられる。こうした状況認識において、居住人口にかんしてはどのように記述されているのだろうか。

居住人口について整理すると、第4版⑰ではヨーロッパ全体ならびにトルコ・オーストリアについてのみ居住人口統計が示されており、ヨーロッパ全体で70万人以上、そのうち50万人がトルコ（当時はオスマン帝国としてバルカン半島まで進出）、15万6千人がオーストリアとなっている。その人口がトルコ・オーストリアに集中しており、シンティ・ロ

マは主にトルコやオーストリアといったヨーロッパの東部に住むと認識されていることがわかる。

しかし、第5版^{⑱⑲}になるとヨーロッパ各国の居住人口統計(付録 表I)が付け加わってきているのにとどまらず、ドイツ国内の居住人口を巡って諸説あることまで言及されている。ヨーロッパ全体の数値が少なくとも90万5千人、そのうちルーマニアが25万人、ハンガリーがおよそ17万人、ドイツが2千人、フランスが2千人となっていることから、まずヨーロッパ全体の総数が増加していると認識されたこと、そしてシンティ・ロマはドイツやフランスなどの西欧諸国でも一定の人数がいるものの、ルーマニアやハンガリーなどの東ヨーロッパ諸国に遍在していると認識されていたことがわかる。しかし、第7版^㉑になると記述は一変する。シンティ・ロマの総数については記述があるものの、第5版のような各国毎の居住人口統計がすっかり姿を消してしまっているのだ。それはシンティ・ロマが「人口調査を逃れている」ため国ごとの統計的捕捉ができていないからだという。

以上のことから、第5版の発行された1890年代以降、シンティ・ロマのヨーロッパ全体の総居住人口の数値が増加したのと呼応するように、トルコやオーストリアといったヨーロッパ東部のみならずヨーロッパ全体に彼らが一定数居住していると認識されるようになっていったと考えられる。しかしながら、第7版では各国の領域内で「人口調査を逃れている」存在として認識されるようになっており、各国国内においてシンティ・ロマの生活様式が問題視されるようになったことが伺える。この点について、各国ではいかなる措置が講じられていたのだろうか。各国の定住政策についての記述をみてみよう。

各国の定住政策については次のような変化が確認された。第4版までは定住政策についての記述自体存在しなかったが、第5版^{㉑㉒}になるとハンガリー・ルーマニアなど東ヨーロッパ諸国を中心とした定住政策について言及されるようになってきている。こうした傾向は先述した居住人口統計の数値と呼応している。すなわち、第5版^⑱の表Iでみられたような<シンティ・ロマが西欧に比べて東欧に遍在している>という統計上の傾向と、西欧ではなく東欧諸国を中心に定住政策を紹介する傾向は、軌を同じくしていると言ってよいだろう。しかしながら第7版^{㉑㉒㉓}では、ルーマニアの記述は残るものの第5版^㉑で具体的に説明されていたロシアの定住化について紙幅が狭められ、代わってドイツにおける定住政策が登場してきている。こうした変化を考える上で手がかりとなるのは、第7版^⑱の記述である。ここで示されているドイツを含めた西ヨーロッパ諸国にむけてシンティ・

ロマ流入の「波」が生じたという認識。こうした認識は同時に、流入によって彼らの<ドイツにおける居住人口が増大する>という見方を含んでいる。西ヨーロッパであるドイツの定住政策が記述されるようになった背景には、こういった変化が影響していたのではないだろうか。

ところで定住政策にかんする記述内容第7版²²~²⁴では、定住政策は農奴などの抑圧状態にあったシンティ・ロマが「解放」されるプロセスとして説明されていることがわかる。すなわちそれまでの彼らの生活がネガティブなものと思われていたことが伺えるが、彼らの生活様式自体はどのように記述されていたのだろうか。

第4版では生活様式にかんする記述はないが、第5版²⁶になると「粗末なテント」に住み、「貧相な馬」を引くという貧しい放浪生活の様子と、「粘土や木枝でできたきわめて粗末なあばら屋」などに住む定住するシンティ・ロマの様子が描かれるようになる。定住・非定住にかかわらず、彼らと貧しさが結びつけられていることが伺える。第7版²⁷になると「粗末なテント」が「テント」に、「貧相な馬」が「馬」になっているものの、「粘土や木枝でできたきわめて粗末なあばら屋」といった記述は残っている。その傾向は僅かに弱まっているものの、彼らと貧しさが変わらず結びつけられていることがわかる。このように第5版以降シンティ・ロマを<貧しい生活を送る人々>と見なす傾向が強まっていったと考えられる。それでは、シンティ・ロマはどのような民族として記述されていたのだろうか。

ドイツの百科事典の記述では、まず「放浪民族」としてのシンティ・ロマ概念が一貫している(28~31)。しかし、先述のように第4版¹²まではあくまで例外的存在であったその定住生活の様子が、第5版以降²⁶²⁷では具体的に説明されるようになっており、「放浪民族」という概念との矛盾が見出される。他方で、第5版以降²⁹³⁰になると「留保つきとはいえ、ツィゴイナーは民族学の上でアーリア人に数えられる混淆民族」、³¹「人類学的観点」から同様に「アーリア人に数えられる混淆民族」という説明も加わってきている。つまり、従来からの「放浪民族」としての概念は維持されつつ、民族学や人類学の進展によって、「インド出自」(1~4)であることを根拠としたアーリア人としての理解も現れてきた。こうした新たな理解が普及してきたことは、19世紀末にH.S.チェンバレンが『19世紀の基礎』を発表して「アーリア人種」あるいは「ゲルマン人種」の優秀性を強調したと無縁ではないだろう。この枠組みに従えば、シンティ・ロマはこうした<優秀なアーリア人種>に含まなければならないが、百科事典の記述を見る限り、実際にはそうならなかった。

これは、シンティ・ロマの文化・生業・生活様式といったものがそれまで貧困や犯罪と結び付けられており、これらは<優秀なアーリア人種>には相応しくなかったからであろう。その代わりに、シンティ・ロマの<雑多性>が強調される結果となった。すなわち、多種多様な民族—しかも⑥「諸国の盗人たち」や⑦「盗賊たち」といった犯罪者と付き合うことによって、<優秀なアーリア人種の血>が損なわれ、「アーリア人種」にルーツを持つが、既に「アーリア人種」としての特質が失われた「混交民族」として描かれるようになったのではないだろうか。

このように、「放浪民族」とは異なる「人種」的なシンティ・ロマ概念が第5版の発行された1890年代以降に生じてきており、それらは並存していたことが指摘できるだろう。

小括

以上みてきたことを小括すると、次のような特徴が見出される。『マイヤース百科事典』において<インドからやってきた放浪民族であり、物乞いや盗み、金属加工業を生業とし、その言語は放浪生活の過程で諸民族とのかかわりによって形成された>というシンティ・ロマに対する認識は一貫していた。つまり『マイヤース百科事典』には放浪生活、生業といったふるまいに基づくシンティ・ロマ概念と、言語といった民族的なシンティ・ロマ概念が一貫して並存していたと考えられよう。

1890年代以降、これらに加えて<盗賊との結びつき>や<生業における熟練性>が強調されるとともに、<世界中を移動する存在>とみなされ、その放浪生活がヨーロッパ各国で問題視され<定住政策の対象>として描かれるようになっていった。他方で彼らは定住・非定住にかかわらず貧困や犯罪とむすびつけられ、<人種>的な見方、すなわち「アーリア人種」にルーツを持つが、既に「アーリア人種」としての特質が失われた「混交民族」という見方が表れてきた。つまりこの頃より『マイヤース百科事典』において従来からのシンティ・ロマ概念が強化されるとともに新たに「人種」的な見方が加わり、それらすべては並存していたといえよう。

1-1-2 イギリスの百科事典との対比

『ブリタニカ百科事典』の記述でまず注目すべきは、『マイヤース百科事典』よりも30年以上早く「人種」概念が登場していることである。既にブリタニカ第8版で、シンティ・ロマがアジアの放浪「人種」と定義され、婚姻は基本的にその「人種」の内部だけで結ばれると説明されており、固有の「人種」と見なされていたことがわかる(170、172頁)。これは、J.A.ゴビノーによる「人種」理論が発表された直後であり、その影響の大きさを伺わせる。これに対して、『マイヤース百科事典』で「人種」的な見方が登場するのは前述のように1890年代以降、すなわち人種主義がヨーロッパで普及するようになった時期であった。シンティ・ロマに関する〈人種理論〉の導入は、イギリスにおいて大きく先行していたのである。

そして、『ブリタニカ百科事典』において、シンティ・ロマは、〈人種理論〉に基づいて説明されているが、『マイヤース百科事典』ではそこまで踏み込んでいないことも重要である。つまり、前者では、「混血」が進行することによってその「特性」が薄まっていくという説明が行われている(ブリタニカ第9版550頁)が、後者ではそういった説明は行われていない。

さらに興味深いのは、こうしたイギリスのシンティ・ロマに関する〈人種理論〉は、ナチス期のシンティ・ロマ政策の〈理論的基礎〉となった、ロベルト・リッターらのそれと真逆となっている点である。つまり、リッターらは、シンティ・ロマの〈混血〉が進むことによって、その犯罪性が強化されるため、〈混血のツイゴイナー〉を取り締まる必要があると主張しており、〈純血〉よりも〈混血〉を問題視していた。〈血の濃さ〉を問題視するという点において、イギリスのシンティ・ロマに関する〈人種理論〉は、ユダヤ人に関するそれと一致しており、その意味でドイツにおけるシンティ・ロマ概念は特徴的であると言ってよい。

このようにイギリスにおいて「人種」概念が早期に導入されつつも、『マイヤース百科事典』に比べると、否定的な評価が少なく、肯定的な評価が多いということも興味深い。確かにブリタニカ第8版では「インドの最底辺のカースト(不可触民)」の出身であること(170頁)、強盗などの犯罪または占星術などの非生産的な生業によって生計を立てており、「技術を用いることもなく、商売の才覚もない」こと(171-2頁)、「ヨーロッパの大部分で災禍 nuisance」となっており、その数が急速に増大していること(171頁)、「宗教的感銘を受

け付けない」ために宗教を持たないこと(171 頁)、「市民的生活」とは対照的な「野蛮な」生活を送っている(171 頁)といった、『マイヤース百科事典』同様の否定的な表現がみられる。

しかし、ブリタニカ第 9 版になると、インド出身説(つまり「不可触民」との関係)は言語学の観点から支持されないこと(551 頁)、その「未開性」は生来の「資質」によるものではなく、「教育」に起因していること(550 頁)、そしてシンティ・ロマはヨーロッパに銅を運んできた存在であり、銅製品の鍛冶師として名高いこと(551 頁)が記述されるようになる。このように、否定的な評価が少なく、肯定的な評価が増えていること、そしてその否定的な「特質」は絶対視されておらず、可変的なものとして描かれていることがわかる。

教養や教育に関しては、『マイヤース百科事典』が、詐欺などによって住民を騙し、不正に利益をあげるといった「狡猾さ」を強調していたのに対し、『ブリタニカ百科事典』ではそうした記述は目立っていない。むしろ、ブリタニカ第 14 版では、「ユーモアがある」(41 頁)「よく教育されたものもいる」(42 頁)と、優れた知性の持ち主として肯定的に描かれている。

また、『マイヤース百科事典』で頻繁に見られたような「貧しさ」に関する記述が少ないことも注目に値する。それとは反対に、ブリタニカ第 11 版では、「豪華なドレス」を身につけたり、賭博に興じる(42 頁)といった、奢侈や浪費と結びつけられているのである。

以上の対照作業から見えてくる、ドイツの百科事典におけるシンティ・ロマ概念の特徴は、次のようなものである。

① ドイツの百科事典におけるシンティ・ロマ概念は、イギリスよりも貧困・犯罪との結びつきが強く、否定的な評価に傾いていた。この傾向は、特に 1890 年代以降高まっていた。このことは、ドイツでは、イギリスよりもシンティ・ロマが<社会問題>と結びつけられ、対処すべき<内なる他者>として、問題視されがちであったことを伺わせる。実際、ブリタニカ第 14 版(1929)では、ドイツ(プロイセン)におけるシンティ・ロマ政策の「加速」drive が紹介されている(41 頁)。

② ドイツの百科事典において、シンティ・ロマに関して「人種」的な見方が採用され、<他者>化されるのは、決して早くなかった。その採用は、ヨーロッパにおける<人種理論>の普及と歩調を合わせたものであった。また、<人種理論>についても紙幅が割かれておら

ず、その<理論化>について、大きな関心が寄せられていなかったことを伺わせる(ただし、ナチス期のシンティ・ロマ政策においてはユニークな<理論化>が行われる)。

このような特徴が、当時のドイツにおけるシンティ・ロマ政策といかなる関係にあったのか、次項で検討していく。

1-2 学知とシンティ・ロマ政策

1-2-1 「ツィゴイナー・カンファレンス」

ここでは「ツィゴイナー・カンファレンス」の概要について確認した後、その関連史料である『カンファレンス覚書』と『カンファレンス議事録』を手がかりに、内務省関係者におけるシンティ・ロマ概念について検討していく。

(A) 「カンファレンス」概要

「カンファレンス」の参加者は、西南ドイツ諸邦とプロイセンの代表であり、ホストを務めるバイエルンの近隣諸外国であるスイスやオーストリアは含まれていない²¹。出席者の立場は、バイエルンの代表は行政関係者と警察幹部であり、その他諸邦では内務省官僚となっている²²。「カンファレンス」開催目的は、諸邦でこれまで個別に実施してきた「ツィゴイナー禍」Zigeunerunwesen への対策の統一であったが、特筆すべきこととして議長ブランド(バイエルン)は今回のプロイセンの「カンファレンス」参加に対して好意的態度を

²¹ 参加国は次の通り。プロイセン、ザクセン、ヴュルテンベルク、バーデン、ヘッセン、エルザス＝ロートリンゲン、バイエルン(主催国)(Niederschrift, S.1-2)。

²² 主な参加者は次の通り。レンツ LENZ (プロイセン内務省枢密院上級参事官)、アイヒェレ AICHELE(シュトゥットガルトの官僚)、ベヒトレ BECHTLE(ヴュルテンベルク内務省参事官)、ヴィッツレーベン WITZLEBEN, Von(バーデン内務省参事官)、ベスト BEST(ヘッセン内務省公衆衛生管理局局長・警察担当官)ネルケン NELKEN(エルザス＝ロートリンゲン王室参事官)リンドナー LINDNER(バイエルン外務省・司法省)、ブランド BRAND(バイエルン内務省上級参事官・議長)、イムホーフ IMHOFF, Von(バイエルン内務省試補)、ハイテ HEYDTE, Von der(ミュンヘン警察長官)、ディルマン DILLMANN(ミュンヘン警察行政長官)、ハルステル HARSTER(ミュンヘン警察試補)(Ebenda, S1-2)。

明言している²³。つまり、「カンファレンス」はドイツ帝国国内の内務省関係者を中心として実施されたのであり、バイエルンの主導によってプロイセンを含むドイツ帝国の枠組みにおいて、シンティ・ロマ政策の統一を図るものだったと位置づけられる。この点を踏まえた上で『カンファレンス覚書』におけるシンティ・ロマ概念を検討していこう。

(B) 「ツィゴイナー概念」条項

『カンファレンス覚書』は、バイエルン内務省の指示に基づいてミュンヘン警察本部によって1912年に発行された文書である。同史料は「ツィゴイナー禍の撲滅」を目的としてドイツ帝国における統一的な措置を導入する「協議の基礎として」バイエルン内務省によって作成された²⁴。この目的を達成するため、シンティ・ロマら放浪者への対応、「ツィゴイナー情報局」などによる「指紋採取措置」を始めとした情報活動の内容や「行商証明書」などの「各種証明書の発行」にかんする規定が提示されるとともに、その取締り対象、すなわち「ツィゴイナー概念」が定義されている。同史料は「カンファレンス」の開催された1911年12月以降に発行されているため、「カンファレンス」の結果ないし論点を整理したものと見なされることが一般的である²⁵。しかし、Albrecht(2002)では、同史料がバイエルンの見解・立場を詳しく述べたものであること、そして同史料がバイエルン内務省によって「協議の基礎として」作成されていることから、同史料を「カンファレンス」の結果と見なすのは誤りであり、バイエルンが「カンファレンス」向けに準備していた会議資料の印刷物と見なすべきだと主張している²⁶。

この点について検討するため、『カンファレンス議事録』と『カンファレンス覚書』の内容を対照させたところ、『カンファレンス議事録』に記録されている合意事項が『カンファレンス覚書』に反映されていないことが確認できた²⁷。よって同史料は「カンファレンス」

²³ 議長ブランドの発言「まずは南ドイツ諸邦の連合が先決であるが、今回のプロイセンの協議参加を極めて肯定的に受け取る」(Ebenda, S.2)。

²⁴ Denkschrift, S.3-4; Albrecht (2002) S.168.

²⁵ 例えば以下を参照。Zimmermann (1996) S.61; Bonillo (2001) S.207-208.

²⁶ Albrecht (2002) S.168.

²⁷ 例えば『カンファレンス議事録』第21項「行商証明書」を巡る議論において、「証明書には[後略]」という表現に「可能であれば」という文言を追記することで合意されている(Niederschrift, S.20-21)。『カンファレンス覚書』の当該箇所を見ると、この文言は記載されていない(Denkschrift, S.37)。

の結果ないし論点を整理したものとは考えにくく、Albrecht(2002)が主張するように「カンファレンス」の場で主催者であるバイエルンによって提唱された素案の印刷物と見なすのが妥当だろう。『カンファレンス議事録』には一部不明瞭なところもあるが、合意事項も記載されているため、「カンファレンス」の結果としてはこれを参照する。

それでは『カンファレンス覚書』におけるシンティ・ロマ概念を検討していこう。先述のように、ここには「ツィゴイナー概念」という条項があり、「人種あるいは種族への帰属を問わず以下の人物すべてをツィゴイナーと見なす。それは、職業に就いておらず恒常的に集団で放浪している人物、営業・興行師・手品師の仕事を目的として恒常的に集団で放浪している人物、商いのために普段から一定の住居をもたずに恒常的に集団で放浪している人物である」(強調筆者)と定義されている²⁸。シンティ・ロマが「人種」「種族」ではなく職業やふるまいに基づいて概念化されていることがわかる。しかしながら、同書の発行理由にかんする脚注において、シンティ・ロマに対する例外法は必要ではないものの「最底辺の文化階層に位置するツィゴイナー民族 *das Zigeunervolk* は、ドイツ民族 *das deutsche Volk* の最新の発展段階がもたらした成果、すなわち移動の自由・営業の自由を享受するには未熟であることについては異論のあろうはずもない」とも指摘されている²⁹。この記述から、「ドイツ民族」に対置される「ツィゴイナー民族」としてのシンティ・ロマ概念が見出される。いわば「ドイツ民族」を頂点とした文化的なヒエラルキーにおけるシンティ・ロマの<民族的劣等性>が強調されていると考えられる。

『カンファレンス覚書』において、このように一方ではふるまいを強調し、他方では民族を強調するという主張がなされているが、これについて内務省関係者はどのような見解を示したのだろうか。『カンファレンス議事録』を手がかりに議論の過程を見ていくことにしよう。

(C) 「カンファレンス」における「ツィゴイナー概念」条項をめぐる議論

²⁸ Denkschrift, S.7.

²⁹ Ebenda, S.4.

『カンファレンス議事録』には上述の「ツィゴイナー概念」条項をめぐる議論と合意事項が記録されている。この過程を追っていくことで、内務省関係者の有したシンティ・ロマ概念を探っていくこととする。

まずバイエルン代表の一人ハルステルの発言を要約すると以下のとおりである(鍵括弧内筆者訳出、以下同様)。「ツィゴイナー」はインド西北部を出自としている。15世紀に初めてドイツに現れて以来、彼らは自分たちにとって招かれざる客であり、可能とあらば物乞い・詐欺・窃盗を働いている。彼らは行商活動、あらゆる文化に対する嫌悪の念、不法な手段による財産取得への衝動を保ち続けており、度重なる混血にもかかわらず、「ツィゴイナーの子孫」は、祖先が有していたものと同じ不愉快な諸特性を保有し、またしても「ツィゴイナー」になっている。こうした「人種としてのツィゴイナー」に加えて、「いわゆる国内のツィゴイナーたち」も存在する。すなわち、彼らは祖先に「ツィゴイナー」との混血を確認することはできないが、「ツィゴイナー」のように生活している国内居住者である。これら「国内のツィゴイナー」は「外国のツィゴイナー」よりもしばしば負担となっている³⁰。

以上の発言から、シンティ・ロマが「インド出自」の「物乞いや窃盗、詐称の常習者」であること、そしてシンティ・ロマには「度重なる混血にもかかわらず」「祖先が有していたものと同じ不愉快な諸特性を保有」している「人種としてのツィゴイナー」と「ツィゴイナー風にふるまう国内のツィゴイナー」、そして「外国のツィゴイナー」の3つの集団があり、「国内のツィゴイナー」が「外国のツィゴイナー」よりも負担となっているとハルステルが認識していることがわかる。つまり、出自とふるまいと「血統」に基づき「人種としてのツィゴイナー」が定義されており、彼らと類似したふるまいを行う「国内のツィゴイナー」と「外国のツィゴイナー」がいると考えられている。ハルステルは「人種」、ふるまい、そして国籍に基づいてシンティ・ロマを区分していることが確認できる。

次に、ヴェルテンベルクの代表ベヒトレが提示したシンティ・ロマ概念について見てみよう。ヴェルテンベルクにおいては「ツィゴイナー風に放浪する人物」の大半は一定の住居を有している。さらには群れ・集団での放浪というものは、必ずしもこうした人物を特徴づけるものではない。というのも、そうした行為はヴェルテンベルクにおいて禁じられているからである。いずれにせよ、少なくとも何らかの概念定義が必要なのであり、「警察

³⁰ Niederschrift, S.3-4.

的な意味におけるツィゴイナーは、人種学 *Rassenkunde* の意味におけるツィゴイナーとともにツィゴイナー風に放浪する人物なのだ」³¹。

ベヒトレは「ツィゴイナー風に放浪する人物」の大多数は定住地を持っているため「放浪行為」といったふるまいに基づくシンティ・ロマ概念だけでは不十分だと見なしている。換言すれば、彼は「人種」に基づくシンティ・ロマ概念は必要だが、国籍は不用だと認識している。

それでは、バイエルンに歓待されたプロイセンの代表レンツはどのような見解を持っているのだろうか。レンツは「いずれにせよ群れ・集団で放浪するものに加えて個人あるいは家族で放浪するものもツィゴイナー的特性の特徴として見なされねばならない」と述べている³²。彼はもっぱらふるまいに基づいた理解を重視していることが明らかである。ここに「人種」的概念や国籍に基づく概念は見出されない。

以上みてきたように、諸邦の内務省関係者から同概念を巡ってさまざまな定義が提案されていたが、こうした状況に対する批判も同時に行われていた。ザクセン代表は「カンファレンス」で提案されている第1項では群れ・集団での放浪を「ツィゴイナー概念」の特徴としている一方、第13項では群れ・集団での放浪を禁止していることから相矛盾していると指摘し、バーデン代表も同様に概念定義について異議を唱えている³³。

こうした苦言が呈されたのち、シュトゥットガルトの官僚アイヒェレは、長期にわたりベヒトレが提唱した以上に優れた「ツィゴイナー概念」を見出そうとしたものの、うまくいかなかったことを認めており、アイヒェレが『カンファレンス覚書』作成に関与していたことが伺える³⁴。

バイエルンの提示した概念定義が批判された後も長時間に渡る詳細な議論が続き、「カンファレンス」の場では最終的に「ベヒトレの提案した概念定義を採択し、一般にツィゴイナーの性質だと見なされている詳細な諸特徴を補足する」ことで一致した³⁵。しかしながら詳細な諸特徴にかんして完全な一致は達成されなかったため、最終的に第1項では「以

³¹ Ebenda, S.5.

³² Ebenda, S.6.

³³ Ebenda.

³⁴ Ebenda, S.7.

³⁵ Ebenda.

下の諸規定はツィゴイナーならびにツィゴイナー風に放浪するその他の人物 *die nach Zigeunerart umherziehenden anderen Personen* に適用される」という文言に改められた³⁶。

ここまでみてきたように、「カンファレンス」の場においては①人種に基づく概念②国籍に基づく概念③ふるまいに基づく概念といった3種類のシンティ・ロマ概念が入り混じっていたが、出席した内務省関係者に共通していたのは③であった。「カンファレンス」で合意された第1項「ツィゴイナー概念」における「ツィゴイナー風に放浪するその他の人物」という表現は、<放浪>というふるまいにシンティ・ロマの特徴を見出しており、彼らの共通見解を反映したものだと言えよう。他方で、ベヒトレの述べた①と③の入り混じったシンティ・ロマ概念も採択されており、内務省関係者はふるまいに基づく概念理解とともに、<血統>に基づく民族集団としての概念理解も有していたと考えられる。

(D) 「学知」とシンティ・ロマ政策

このような<血統>に基づく概念理解は、当時のシンティ・ロマに関する人類学研究によって支えられていた。『カンファレンス覚書』では、A.リーヒャルトが1906年に『人類学、民族学、考古学のためのドイツ協会通信』誌上で発表した「バイエルンにおけるツィゴイナー」が参照されている³⁷。この文章は、1905年11月、ミュンヘン人類学協会においてリーヒャルトが講演した際の原稿である。翌年、リーヒャルトは同協会の副代表 *zweiter Vorsitzender* を務めており、協会において一定の影響力を有していたと考えてよい。

同講演は、Albrecht(2002)が指摘するように、ミュンヘン警察本部が1905年に発刊したばかりの『ツィゴイナー・ブック』の内容を紹介するものである³⁸。同書の発刊に合わせて講演で取り上げたことは、宣伝目的もあったとみてよいだろう。『ツィゴイナー・ブック』の詳細については後述するが、この講演において注目すべきは、リーヒャルトの立場は、シンティ・ロマを取り締まる警察の立場を全面的に支持するものだったという点である。例えば、シンティ・ロマが「極めて危険で改善不可能な民族」として位置づけられ、警察

³⁶ Ebenda.

³⁷ Denkschrift, S.3; Richard, Andree (1906) Die Zigeuner in Bayern. In: *Korrespondenz-Blatt der Deutschen Gesellschaft für Anthropologie, Ethnologie und Urgeschichte*, XXXVII Jahrgang, Nr.1(Jan. 1906), S.1-4.

³⁸ Albrecht (2002) S.30-32.

による対策の必要性が語られていたり、バイエルンで放浪しているシンティ・ロマが、偽造証明書を用いて違法に放浪していること、窃盗や密猟などによって生計を立てていると説明されている³⁹。

更に重要なのは、Albrecht(2002)が指摘するように、シンティ・ロマの<人種理論>に関して、リーヒャルトは従来の立場を大きく変えていることである。すなわち、1881年の時点でリーヒャルトは、シンティ・ロマをユダヤ人同様に「比較的純血を保っている」民族集団として位置づけていたが、1905年に行われた講演ではこの立場を変更し、シンティ・ロマにはインド起源の外見的特徴を持つものも残っているが、「最底辺のドイツのならずもの民族」との「混血」が進行しており、中には「ブロンドの髪」を持つものもいるとしている⁴⁰。このような理論上の立場の根本的な変更は、リーヒャルトが講演で取り上げている『ツィゴイナー・ブック』の記述が影響しているのだと考えられる。

同書は、1899年にミュンヘン警察本部で発足したシンティ・ロマの個人情報を収集する機関「ツィゴイナー情報局」Zigeunernachrichtendienstによって編纂された、「ツィゴイナー」、「ツィゴイナー風に放浪する人物」、そして「国内に一定の住居を持たない様々な人物」に関する個人情報を一覧化したコンパクトなハンドブックであるが、その序文は、シンティ・ロマに関する歴史や特徴、典型的な犯罪などを概観している⁴¹。

その序文は、ドイツにおけるシンティ・ロマの「純血性」を失われたものとして位置づけている。すなわち、「人種として純粋なツィゴイナー」raßechte Zigeunerは僅かであるとし、シンティ・ロマと地元住民との「混血」が行われていたり、(もともとの「出身」であるインドではなく) ルーマニア、ハンガリー、スペイン、フランスなどの諸外国からやってきていたり、バイエルンや中央ヨーロッパの「原住民」Autochtonen だとしている⁴²。概

³⁹ Richard (1906) S.1-3.

⁴⁰ Albrecht (2002) S.31-32; Richard (1906) S.2.

⁴¹ 『ツィゴイナー・ブック』には 3350 名の「ツィゴイナー」「ツィゴイナー風に放浪して行商を営む人物」「国内に一定の住居を持たない様々な人物」と見なされた人々の名前が挙げられており、そのうち六一三名については出生地や家族構成、これまでの受刑歴など詳細な情報も記載されている(Dillmann, Alfred(ed.) (1905) *Zigeuner-Buch*, S.9, München; Lucassen, Leo(1995) *Zigeuner: die Geschichte eines polizeilichen Ordnungsbegriffes in Deutschland 1700-1945*, S.181-182, Köln)。

⁴² Dillmann (1905) S.5.

して、『ツィゴイナー・ブック』は、シンティ・ロマの<雑多性>を強調するものであり、それを窃盗や物乞いや詐欺といった各種の犯罪行為と結びつけている点が特徴的である。

ここで確認しておきたいことは、リーヒャルトの<人類学的知見>は、当時のバイエルン警察行政の主張と歩調を合わせるようになっており、<人種>としてのシンティ・ロマ概念を<理論>面から支えていたということである。

1-2-2 刑事警察カンファレンス

ここまで述べてきたように、20世紀初頭のシンティ・ロマ政策においては、ふるまいに基づく概念が「人種」に基づく概念よりも優勢だったことがわかるが、ヴァイマル期に入ると、「人種」的な理解が普及してくる。

警察権を有する諸邦の間で刑事警察のあり方について議論し、その統合・統一を進め、犯罪の撲滅を達成するため、1925年6月22-24日、カールスルーエにて「第一回刑事警察専門カンファレンス」が開催された⁴³。ここでは、「ドイツ刑事警察委員会」（刑事警察活動に関し、各分野の作業部会に分かれ、ドイツにおける犯罪撲滅活動のシステム化と統合を目指す全11作業部会からなる）の設置が決議され、その一つに「ツィゴイナー撲滅」に関する作業部会があった。

同作業部会の座長はミュンヘン警察、メンバーは、カールスルーエ、メクレンブルク・シュヴェーリン、ダルムシュタットであった。ここで作成された統合案は、先述の「ツィゴイナー・カンファレンス」で用いられた資料(『カンファレンス覚書』)を基礎としていたが、重要なのは、作成された統合案ではシンティ・ロマ概念を定義せず、当時バイエルンで立法化されたラント法「ツィゴイナーおよび労働忌避者に関する法」(これについては

⁴³ 刑事警察専門カンファレンスの開催目的は、ドイツ全体の刑事警察活動の「恒常的で緊密な連結」(強調原文)による犯罪撲滅活動の推進にあった。参加機関および省庁は、バーデン、バイエルン、ブラウンシュヴァイク、ブレーメン、ハンブルク、ヘッセン、リッペ、リューベック、メクレンブルク・シュヴェーリン、メクレンブルク・シュトゥレリッツ、オルデンプルク、プロイセン、ザクセン、テューリンゲン、ヴェルテンベルク、ライヒ内務省。11の作業部会名は次の通り。1.指紋センター2.犯罪捜査情報活動とラント間の情報統合3.行方不明者・身元不明の死者4.捜査活動5.スリ撲滅6.ツィゴイナー撲滅7.その他の官吏による刑事警察活動(とりわけ郵便・鉄道)8.刑事警察が移動する際の配慮9.教育10.褒賞規則11.犯罪統計(Palitzsch, Gründung einer „Deutschen kriminalpolizeilichen Kommission“. In: *Die Polizei* (1925) 22 Jahrgang, S.273; Wagner, Patrick (1996) *Volksgemeinschaft ohne Verbrecher*, S.114, Hamburg)。

後述)に倣うよう変更されたことである⁴⁴。そして、1928年6月14-16日、ドレスデンの第3回専門カンファレンスにおいて最終的に採択された統合案「1926年8月16日のツイゴイナー禍撲滅に関するドイツ・ラント間協定の原案」は、これを参照していた可能性が極めて高い(最終的にカンファレンスで合意された実物は、分量の都合により会議録に掲載されておらず、確認できなかったが、原案段階では「ツイゴイナーおよび労働忌避者に関する法」が参照されている)⁴⁵。

確かに、この委員会決議自体は、法的拘束力を持たず、決議された統合案はドイツ全体の統合政策として正式に合意されることはなかった⁴⁶。加えて、同統合案はこれまで存在した諸規定を寄せ集め、若干の補足を加えたものにすぎないと先行研究では評されている⁴⁷。しかし、ヴァイマル期の刑事警察において、シンティ・ロマ概念を巡るラント間の議論に終止符が打たれ、「ツイゴイナーおよび労働忌避者に関する法」に基づき「人種」として規定されたことは、極めて重要である。ただし、同法案の作成段階において、「人種学」的根拠として参照されていたのは、先述の『ツイゴイナー・ブック』だったことに留意すべきである⁴⁸。概念論争のあった当時の警察資料が、「ツイゴイナーおよび労働忌避者に関する法」におけるシンティ・ロマ概念の<学問的>根拠として再び用いられ、同様の主張がなされているわけであるが、今回は何ら議論を呼ぶことなく受容される結果となっているのである。つまり、シンティ・ロマに関する「人種的理論」の展開に後押しされて、「人種」としてのシンティ・ロマ概念が政策において定着したとは言い難い。では、このような変化は、いかにして訪れたのだろうか。この問題を視野に入れながら、次章以降では、当時の政策展開の検討を進めていく。

⁴⁴ HStA München, Minn 72577, Nr.2512a36,37,39,40, Minn, am 19.Aug.1926(日付不鮮明).

⁴⁵ *Kriminalistische Monatshefte* (1928) 2. Jahrgang, Heft 7, S.148-149.

⁴⁶ Hehemann (1987) S.362.

⁴⁷ Ebenda.

⁴⁸ *Verhandlungen des Bayerischen Landtags*, Bd.1925/26 3, Beilage 1970, S.182.

第2章：<移動の自由>と警察改革—帝政期から第一次世界大戦前

夜までのシンティ・ロマ政策—

第2章から第4章では、バイエルン警察行政によるシンティ・ロマ政策の展開と、当時の社会状況との関連性を、<他者>と<内なる他者>という観点から、時系列順に検討していく。まず第2章では帝政期バイエルンにおいてシンティ・ロマおよびその政策がいかなる環境下にあったのか、<移動の自由>の関連法と警察行政制度を手掛かりに、当時の社会状況を加味しながら検討する。

2-1 <移動の自由>関連法とバイエルンにおけるシンティ・ロマ政策

帝政期バイエルンにおける人々の移動に関する法律として重要なのは、放浪行為を処罰対象として規定した帝国刑法第361条と、人々の<移動の自由>とその制限について規定した「移動の自由に関する法」及びその関連法である。これらの法律は、シンティ・ロマの生活様式である放浪生活を、行商と放浪行為という二分法によって区別し、前者を包摂し、後者を排除する構造を支えていた。

2-1-1 帝国刑法第361条

1871年のドイツ帝国の成立に伴い、ドイツ連邦に加盟したバイエルン王国は、刑法制度としてドイツ帝国刑法を間もなく受容した。同法第361条は、放浪行為にまつわる処罰規定を定めているが、同361条は、北ドイツ連邦刑法(1870)第361条を踏襲したものであり、そのコメンタール(1871)によれば、プロイセン刑法(1851)第115条から第119条ならびに第146条を1つの条項に寄せたものである⁴⁹。とはいえ、すでに18世紀末の「プロイセン一般領邦国家法II」第4条には放浪者と怠け者を同一視し、処罰する規定があり、その起源

⁴⁹ Meyer, Friedrich (1871) *Strafgesetzbuch für den Norddeutschen Bund: Vom 31. Mai 1870. (...)*, S.283-285, Berlin (2017年6月29日閲覧。
<http://opacplus.bsb-muenchen.de/title/BV015073668/ft/bsb11003113?page=5>).

が見いだされる⁵⁰。「意図的に物乞いとなっているもの、放浪者および怠け者は、仕事につくよう促されることとし、もし彼らとその仕事にとって役に立たない場合は、簡単な仕事を世話されるか、よそ者として領邦国家から追放されることとする」⁵¹。

そして、ドイツ帝国刑法第 361 条の条文では「放浪者 Landstreicher として放浪した者」(第 3 項)、「乞食をした者、または子どもに乞食をさせるもしくはその手引きをした者、また自らの支配と監督に服し同居している人物が乞食をすることを妨げようとしなかった者」(第 4 項)、「遊興、飲酒ないし無為にひたつたがために、自分あるいは自分が扶養義務を負っている者の生計を維持するために当局の仲介により第三者の援助を受けざるを得ない者」(第 5 項)、「警察の指示に反し、営利目的で猥褻行為をおこなった女性」(第 6 項)、「公的な貧民救済資金による援助を受けながら、労働忌避により、当局に紹介された自らの力に相応の仕事に従事することを拒否した者」(第 7 項)、「自らのこれまでの職を失ったあと、所轄の役所によって定められた期限内に他の職を得ることができず、さらにまた自らの努力にもかかわらず職を得られないことを証明できない者」(第 8 項)を禁固刑に科すと規定しており、シンティ・ロマの生活様式である放浪生活が、労働の対義語と結びつけられて理解されていることが読み取れる⁵²。すなわち、遊興・怠惰・物乞い・売春・労働忌避をしている者は、シンティ・ロマら放浪生活者と同様<意図的に労働に従事していない>とみなされ、刑罰に値すると考えられているのである。

主に帝政期ドイツの収容刑には、軽犯罪向けの短期の収容刑 Gefängnisstrafe と、カルヴァニズムにおける労働倫理に反する人物を収容するための監禁刑 Zuchthaus があるが、本稿で問題となるのは後者である⁵³。中世においては乞食や放浪者などの貧民は、施しの対

⁵⁰ Vormbaum, Thomas (2013³) *Einführung in die moderne Strafrechtsgeschichte*, S.78, Berlin, Heidelberg.

⁵¹ *Allgemeines Landrecht für die Preußischen Staaten* (01.Juni.1794) Zweyter Theil, Zwanzigster Titel. Von den Verbrechen und deren Strafen, §4. In: *OpinioJuris: Die freie juristische Bibliothek*. (2017 年 4 月 6 日閲覧。
http://opiniojuris.de/quelle/1623#Zwanzigster_Titel_Von_den_Verbrechen_und_deren_Strafen/); Staatsbibliothek zu Berlin – Preußischer Kulturbesitz (1804: Neue Ausgabe), *Allgemeines Landrecht für die Preussischen Staaten*, Bd. 4, S. 488 (2017 年 4 月 6 日閲覧。
<http://resolver.staatsbibliothek-berlin.de/SBB000041CC00030000/>).

⁵² *Reichsgesetzblatt* (1871) Nr. 24, (Nr. 651) Gesetz, betreffend die Redaktion des Strafgesetzbuches für den Norddeutschen Bund als Strafgesetzbuch für das Deutsche Reich, S.197-198 (2017 年 6 月 28 日閲覧。

<http://opacplus.bsb-muenchen.de/title/3392425/ft/bsb11033712?page=189>).

⁵³ Vormbaum, Thomas (2013³) S.102-103.

象として受け入れられていたが、宗教改革によって彼ら・彼女らは、<怠惰な人々>として次第に問題化されていき、収容施設における労働と厳格な規則を通じた<改善>を指向する刑罰措置として定着していった⁵⁴。こうした刑罰のあり方の変化は、フランス革命を契機とした人権概念の萌芽による感性の変化—すなわち<残虐>な身体刑や死刑は非人道的であり、廃止すべきであるという主張—が影響していた⁵⁵。

このように宗教改革と人権概念の普及に後押しされ、18世紀後半から監禁が刑罰として認知されていき、ベンサム「最大多数の最大幸福」の理念に基礎づけられ、国家を中心として監禁制度・施設の整備が活発化し、<怠惰な人々>は労働、つまり収容施設など一定の場所での経済活動と規律訓練を通じた<改善>に従事させられ、国家への<貢献>を強いられるようになっていったわけであるが、この展開を理解する上で、国民国家の成立とその推進のための<移動の自由>の保障ならびに救貧措置の担い手が、前近代的な村落共同体から、公的扶助制度を提供する社会国家へと移行していったことも重要である⁵⁶。

2-1-2 「移動の自由に関する法」と出身権

近代的な国家は、国民形成を進め、国民国家を構築していくうえで、領域内の国民の<移動の自由>を保障する必要があった⁵⁷。つまり、自由主義的な発想に基づき、労働力を土地に縛りつけず、必要に応じて国内を自由に移動し、仕事を営む権利を国民に保障することによって、国民の一体感を涵養するとともに、工業化を推進し、経済的發展を促そうとしたのだが、ここで重要となってくるのはその移動した人々が失業などによって貧困に陥った場合の救済をどうするか、つまり救貧制度の改革であった⁵⁸。

⁵⁴ Ebenda.

⁵⁵ この点については以下を参照。ハント,リン A.(著)(2011)、松浦義弘(訳)『人権を創造する』岩波書店(Hunt, Lynn Avery(2008) *Inventing human rights: a history*, New York)。

⁵⁶ 刑罰としての監禁措置の歴史については以下を参照。フーコー,ミシェル(著)(1977) 田村俣(訳)『監獄の誕生—監視と処罰』新潮社(Foucault, Michel (1975) *Surveiller et punir : naissance de la prison*, Paris)。Vormbaum, Thomas (2013³) S.105-107.

⁵⁷ Weichlein, Siegfried (2004) *Nation und Region: Integrationsprozesse im Bismarckreich*, S.200-201, Düsseldorf.

⁵⁸ Ebenda.

近代以前の伝統社会においては、血縁・地縁・職縁に基づいた人間関係に基づく互助的な共同社会がセーフティネットの役割を果たしていた⁵⁹。他方、直轄都市などは貧民を追放することができた。しかし、こうした権限は国民国家形成が進む中で次第に抑制されていき、ついに 1842 年のプロイセン法「プロイセン臣民の身分の獲得と喪失に関する法」によって、「真の貧民」以外のすべての人々の<移動の自由>が認められるに至った⁶⁰。同法は、1867 年 1 月 1 日、北ドイツ連邦で「移動の自由に関する法」として発布されたあと、ドイツ帝国に継承された(バイエルンとザクセンではこうした制度変更は独自に行われたが、これについては後述)。これによって帝国内の国民の<移動の自由>は認められるようになり、地方自治体がお互いの移民を隔離することは否定され、それまで救貧受給権を保障した出身権 *Heimatrecht* も廃止された。

この「移動の自由に関する法」を先ほど言及したドイツ帝国刑法第 361 条の条文と照らし合わせると、当時のドイツ帝国の法制度において、放浪生活を巡る包摂と排除が労働を基準として機能していたことが伺える⁶¹。すなわち、「移動の自由に関する法」第 1 条第 3 項では「放浪しながら *umherziehend*、滞在先において、または定住先において、地元住民に適用されている法規定に基づいて、あらゆる種類の商売 *Gewerbe* を営む権利を有する」とし、滞在地を変更しながら商売を営むという労働に従事するための域内移動を認めており、ドイツ国民として<移動の自由>の権利を行使できるものと規定している。他方、先述のように帝国刑法第 361 条第 3～8 項では放浪生活が労働の対義語と結びつけられ、<意図的に労働に従事していない怠け者>として<改善>および処罰の対象となっていた。

これと同様に、「移動の自由に関する法」第 3 条では、「[前略]12 か月以内に連邦構成国において度重なる乞食または度重なる放浪行為のかどにより処罰された人物は、その他の連邦構成国における滞在を邦の警察当局によって拒否され得るものとする」と規定しており、諸邦の警察が、乞食や放浪生活を繰り返し行ったかどにより刑罰を科された人物、すなわち帝国刑法 361 条によって処罰された人物に滞在制限を課す権限を認め、諸邦での<

⁵⁹ 川越, 矢野(2016) 4 頁。

⁶⁰ ブルーベイカー, ロジャース(著)(2005)、佐藤成基, 佐々木てる(監訳)『フランスとドイツの国籍とネーション：国籍形成の比較歴史社会学』113 頁、明石書店(Brubaker, Rogers (1992) *Citizenship and nationhood in France and Germany*, Cambridge)。

⁶¹ *Bundes-Gesetzblatt des Norddeutschen Bundes* (1867) Nr. 16 Gesetz über die Freizügigkeit. Vom 1. Nov. 1867, S.55-58 (2017 年 6 月 1 日閲覧。
<http://opacplus.bsb-muenchen.de/title/11631026/ft/bsb10710371?page=67>).

移動の自由>を認めないとしている。ここに現れているのは、労働の対極に位置すると見なされた放浪生活が犯罪化され、<移動の自由>の権利を否定され、排除の対象となっている様相である。

そして、こうした包摂と排除の線引きは、「移動の自由に関する法」第4条～第7条で見られるような、貧民の流入による財政負担への懸念によって正当化されていたと思われる⁶²。すなわち、仕事などによって自活の見込める人物は、受入れ先の自治体にとって財政負担の増加要因とは見なされなかったため、<移動の自由>の権利が認められたが、貧困状態にある人物や貧困を連想させる犯罪を行った人物についてはそうではなかったため、<移動の自由>の権利行使は制限され、排除されたのである。

その後こうした貧民排除の制度は完全にはなくならなかったものの、救貧制度の改革によって解体へと向かっていったのだが、バイエルンにおいては状況が異なっていた。

2-1-3 ゴータ条約

⁶² 「第4条 ゲマインデは、その人物が、その人物自身および労働することのできない同行者に必要となる生計を賄うために十分な力を持っていないことを証明できた場合、そしてそれを自身の資産で負担することも、これについて義務を負っている親族からそれを受け取っていない場合にのみ、ゲマインデは新たに移住してきた人物 *neu Anziehenden* を追放することができる。邦法は、こうしたゲマインデの権限を制限する裁量を保持するものとする。[中略] 第5条 新たに移住してきた人物が移住ののち、救護住居(出身権)を得る以前に、公的支援の必要性が判明し、一時的な労働不能以外の理由によってその支援が必要となったことをゲマインデが証明した場合、滞在の継続は拒否され得るものとする。第6条 滞在の受入または継続が拒否されるケースで、複数のゲマインデと当地の連邦構成国間で救護の引き受け義務を巡って争うこととなった場合、邦法に基づき判断が行われるものとする。滞在先からの実質的な追放は、受入れ用意のできたゲマインデによる受入れ表明がおこなわれるか、救護義務に関して少なくとも当座は執行可能な決定が行われてから、執行されるものとする。第7条 第5条において示されたケースにおいて、複数の邦が関与する場合、その措置は1851年7月15日のゴータにおける被追放者の引き渡しに関する相互の義務についての条約に基づいて執行されるものとする。救護義務を負った邦へ引き渡すまでは、その滞在先の邦が、当地において公的救貧扶助について法で定められている原則に基づいて、滞在地における被追放者に対する救護の義務を負うものとする。この目的のために生じた費用の賠償請求は、被追放者への救護が3か月以上続いている限りにおいて、その他の取り決めが存在せず、援助を必要とするものが所属している邦、ゲマインデ、あるいはその邦の公的金庫に対して行われる」(Ebenda)。

ゴータ条約は、「出身地喪失者」Heimatloseと「被追放者」Ausgewiesene、つまり犯罪などにより本来の所属先としての出身地を失ったものや共同体から追放されたものを本来の所属先へ引き渡すため、1851年にドイツ各国間で締結されたものである⁶³。同条約は、1840年代半ばのドイツ連邦において、犯罪によって出身地Heimatを失い、各地を追放され続けた人物の処遇を巡る議論の延長線上に生まれたものである。こうした問題を受けて、出身地の喪失と恣意的な追放から個人を保護するという理念に基づき、連邦における統一的な出身権を定めようとする機運が高まり、草案においては出身権が出生地主義（国籍の獲得は出生によるとする考え）に基づくものとされた。

しかし、こうした動きは各国の利害関心によって繰り返し阻まれ、最終的に同法は、連邦の枠組みではなく、主権国家間の条約として締結されることとなった。その主目的はもはや個人の保護ではなく、「厄介な人物」の押し付け合いという各国行政間の係争を回避することに置かれることになった⁶⁴。

その後、ドイツにおける統一的な救貧制度を構築するために、プロイセンを中心として「扶助居住地法」が1870年に導入された際、同条約は基本的に失効したのだが、バイエルンは「扶助居住地法」を1916年1月1日まで受容せず、出身権に基づく自前の救貧制度を保持していたため、バイエルンではゴータ条約が例外的に存続し、貧民追放の法的根拠として認められ続けていた(同法失効後の展開については後述)⁶⁵。つまり、バイエルン警察行政は、「扶助居住地法」を受容した大半の諸邦とは異なり、バイエルン国外からやってきた人物を自活能力が欠如していることを理由とした追放措置、すなわち「救貧警察的理由」に基づく(バイエルン国外に帰属する人物という意味での)外国人の追放手段を帝政末期まで維持していたことになる。

⁶³ 1851年12月時点で加盟数21、1860年3月までに33に達し、ルクセンブルクも加入していたが、プロイセンは加盟していなかった。全加盟国は以下の通り。ナッサウ、ヘッセン＝ダルムシュタット、クーアヘッセン、ブラウンシュヴァイク、ハノーファー、ブレーメン、シャオムブルク＝リッペ、メクレンブルク＝シュヴェーリン、メクレンブルク＝ストレルリッツ、フランクフルト、ヴェルテンベルク、ヘッセン＝ホムブルク、ハンブルク、バーデン、ルクセンブルク、リュウベック（ベルゲドルフ）（Ziegler, Georg (1921²) *Das Bayerische Aufenthaltsgesetz vom 21. August 1914 und das Freizügigkeitsgesetz vom 1. November 1867 mit den Vollzugsvorschriften und den übrigen einschlägigen Bestimmungen*, S.101-102, München, Berlin und Leipzig)。

⁶⁴ Müller, Jürgen (2006) *Der Deutsche Bund: 1815 – 1866*, S.532-533, München.

⁶⁵ *Bundesgesetzblatt des Norddeutschen Bundes Band (1870) Nr. 20, Gesetz über den Unterstützungswohnsitz §. 1, S.360-373; Müller (2006) S.532-533; Ziegler(1921²) S. 95,126-127.*

2-1-4 帝政期バイエルンにおけるシンティ・ロマ政策の法的根拠

帝政期バイエルンにおけるシンティ・ロマ政策は、ここまで見てきた<移動の自由>関連法と帝国刑法典第 361 条に依拠・準拠していた。

帝政期バイエルンにおける出身権について定めたバイエルン法「出身地・婚姻・滞在に関する法」(1868 年 1 月制定)では、乞食・放浪行為を含む犯罪者の追放措置を可能とする規定が設けられている(第 45 条)⁶⁶。これは帝国刑法第 361 条の規定(第 3 項)に対応していると考えるのが妥当であろう。そして、その出身地に関する権限を管区警察(ミュンヘンでは警察本部)が保有し、滞在条件を満たさないと疑われる人物に対処できると規定されている(「出身地・婚姻・滞在に関する法」第 19 条)。また、(バイエルンに帰属していない人物という意味での)外国人の追放措置についても国内民同様の措置が可能となっているのに加え、内務省権限による安全を理由とした外国人のバイエルン国外への退去指示権限、バイエルン政府による外国人向けの滞在制限令を公布する権限を規定している(同法第 50 条・51 条)。

つまり、当時のバイエルンではバイエルン政府、内務省、ミュンヘン警察本部、そして管区警察といった警察権を有する内務省行政が滞在希望者の滞在可否を審査したり、放浪生活者に追放措置を課する権限を有しており、特に外国人に対しては国内民よりも大きな制限を加えることが法的に可能となっていた。このように外国人が法的に不利な立場に置かれていることは、帝政期バイエルンにおいて、政情不安などによって警察行政が<公共の安全>や<安寧と秩序>を強化ないし追求しようとする際、外国人に対する取り締まりを足掛かりとして容易に利用しえたことを意味している。

ところで、第 1 章で述べた『ツィゴイナー・ブック』(1905)はミュンヘン警察本部が発行したものであるが、ここにはシンティ・ロマに対して主に適用される法規定も掲載されている⁶⁷。その内容を大別すると、①無許可営業・行商証明書の他人への譲渡・行商証明書で販売の許可された物品以外の取扱など、帝国営業法の定める行商に関する違法行為

⁶⁶ *Gesetzblatt für das Königreich Bayern* (1869) Nr.25 (25.April.1868) Die Gewerbeordnung vom 30.1. 1868, das Gesetz über Heimat, Verehelichung und Aufenthalt vom 25. 4.1868, 第 19 条, S.369; 第 45 条, S.390-392; 第 50 条・51 条, S.397-398 (2017 年 5 月 9 日閲覧。
<http://www.mdz-nbn-resolving.de/urn/resolver.pl?urn=urn:nbn:de:bvb:12-bsb10345306-6>).

⁶⁷ Dillmann (1905) S.15-16.

②帝国刑法第 361 条に抵触する行為 ③刃物などの危険物の携行や迷信や占いによる営業行為の禁止である。

①は、「移動の自由に関する法」で認可されている行商に関する取り締まりの一環とみなされる。行商人は無条件に<まっとうな行商人>としてドイツ帝国に包摂されていたわけではなく、「帝国営業法」の規定に則って行商証明書の発行申請を行い、行政側(警察当局)の審査を受け、行商証明書を交付されて初めてその立場が正式に認められていた。

②は既にみたとおりであるが、注目すべき点として、本来「まっとうな生計手段」を有していたり、「生計を立てるための機会」を探していたりしているものは帝国刑法第 361 条第 3 項の適用対象、つまり放浪行為の取り締まりから除外されるどころ、「ツイゴイナー」に関してはその限りではないことが『ツイゴイナー・ブック』では謳われているのである⁶⁸。同書ではその法的根拠は示されていないが、「帝国営業法」の行商証明書に関する規定がその手掛かりとなる。

2-1-5 帝国営業法

ドイツ帝国の「帝国営業法」は、出身権や救貧権に関する制度とは異なり、ドイツ帝国成立後にバイエルンにおいてそのまま受容されている(1872 年 7 月 1 日発効)。同法は、1869 年の北ドイツ連邦時代に制定された法律「北ドイツ連邦のための営業法」を母体としており、当初は国民・外国人を問わず行商を営むことを認めている(第 57 条第 3 節)。その一方で同法は、行商証明書の発行拒否理由として「常習的な乞食・放浪・労働忌避・飲酒癖によってひどく評判が悪いこと」を挙げており、帝国刑法第 361 条同様の行為を問題視している(第 57 条第 1 節第 4 項)。

その後、1883 年に「帝国営業法」は、56 条 d にて国民・外国人問わずその行商を営むことを認めており、引き続き自由主義的な方針を維持したものの、乞食・放浪行為・労働忌避などは、依然として発行拒否理由として明記してあることに留意しておきたい(第 57 条第 4 項)⁶⁹。

⁶⁸ Ebenda, S.16.

⁶⁹ Reichsgesetzblatt (1883) Nr. 15, (Nr. 1504) Gesetz, betreffend Abänderung der Gewerbeordnung. Vom 1. Juli 1883, S.159-176 (2017 年 5 月 9 日閲覧。
https://de.wikisource.org/wiki/Gesetz,_betreffend_Ab%C3%A4nderung_der_Gewerbeordnung#.C2

しかし、こうした自由主義的な措置は、1896年11月にドイツ帝国で公布された「営業法の施行細則に関する公示」によって方針が変更され、外国人の行商に大きく制限が加えられるだけでなく、シンティ・ロマは行商証明書の発行対象から除外されることとなった⁷⁰。具体的には、外国の行商人は原則として行商証明書を必要とすること、管区庁に行商証明書の発行拒否権限を保障すること、「ツイゴイナーは行商証明書を常時発行拒否されること」が明記されている。

帝国営業法においてシンティ・ロマを行商証明書の発行から常に除外する規定が存在することは、彼ら・彼女らがドイツ帝国内において合法的に放浪生活をする手段を喪失することを意味している。よって、放浪生活を営んでいるシンティ・ロマは、法律上は自動的に違法行為、つまり帝国刑法第361条第3項に抵触する放浪行為などを行っていることとなる。先ほどの『ツイゴイナー・ブック』における、シンティ・ロマの放浪生活に関する例外的な取扱いの法的根拠は、ここにあるのではないだろうか。

小括

ここまでの整理から読み取れるのは、次のような政策展開の在り様である。まず、宗教改革を経たあとのプロイセン王国時代から既に放浪生活は問題視されており、それは帝政期以降も継続していたものの、北ドイツ連邦時代からドイツ帝国初期にかけては自由主義的な理念のもと、行商営業に関して開放的な政策が実施されていた(ただし、他邦に比べるとバイエルンにおいては排他的な政策展開を可能とする法制度が維持された)。しかしながら、1890年代になるとその政策は閉鎖的になっていく。法改正によって、外国人やシンティ・ロマは<他者>としてドイツ国内の行商営業から締め出されるようになっていった(1916年1月1日のバイエルンにおける「扶助居住地法」受容後の展開については後述)。

.A7. 56d); Tatarinov, Juliane (2015) *Kriminalisierung des ambulanten Gewerbes: Zigeuner- und Wandergewerbepolitik im späten Kaiserreich und in der Weimarer Republik*, S.106, Frankfurt am Main.

⁷⁰ Reichsgesetzblatt (1896) Nr. 38, (Nr. 2350) Bekanntmachung, betreffend Ausführungsbestimmungen zur Gewerbeordnung. Vom 27. November 1896, S.745-760 (2017年5月9日閲覧。
https://de.wikisource.org/wiki/Bekanntmachung,_betreffend_Ausf%C3%BChrungsbestimmungen_zur_Gewerbeordnung).

第1章の検討では、1890年代にドイツの百科事典において「人種」概念の影響がみられるようになったことを指摘した。また、ミュンヘン警察本部保安部に「ツィゴイナー・センター」が設置されたのも1890年代末のことである。1890年代のバイエルンにおいて、シンティ・ロマを取り巻く環境が大きく変化していったのは何故だろうか。この点を考えるためには、当時の社会状況と警察行政の在り様を検討する必要がある。

2-2 19世紀末から20世紀初頭のバイエルンの社会状況と警察改革

19世紀末から20世紀初頭のミュンヘンは、かつてないほど大きな変化を迎えていた。この変化と当時ミュンヘンを中心として実施された警察改革の動きを追うことを通じて、シンティ・ロマ政策の<科学化>の原因を探る。

2-2-1 ミュンヘンの大都市化と都市行政の業務量の膨張

Stephan(2013)によれば、19世紀末から20世紀初頭において、バイエルンの首都ミュンヘンは、①急激な人口増加による大都市化 ②交通網の拡充による郊外との結びつきの強化 ③コレラ対策を主目的とした衛生環境の整備による最も衛生的な都市としての名声の獲得という経験をしていた⁷¹。

①について：19世紀末から20世紀初頭のミュンヘンは、かつてないほど急激な人口増加に直面していた。1886年には262,000人だった居住人口が、第一次世界大戦前の1912年には640,000人にまで到達した。およそ四半世紀の間に、バイエルンの王都ミュンヘンは二倍以上の人口を抱えるようになり、大都市へと変貌したのである。これは、当時のドイツにおいてベルリン、ハンブルクに次ぐ第3の規模であり、後続はケルン、ブレスラウであった。

②について：こうした爆発的な人口増加と連動するように、交通網の拡充、特に1895年にトラム(路面電車)の電化と路線の拡充が行われ、ミュンヘンと郊外地域が結びつけられた。これによって、大都市へのアクセスが容易になり、人口移動を容易にした。

⁷¹ Stephan, Michael (2013) „Einleitung“. In: Agermair, Elisabeth, *München im 19. Jahrhundert--Frühe Photographien 1850-1914*, S.7-12, München.

③について：1870年代のはじめ、ミュンヘンではコレラにより数百名が命を落とすが、その後ペッテンコッファー(von Pettenkofer, Max)の尽力により都市衛生が整備された。1901年の彼の死去に際しては、ミュンヘンはドイツで最も健康的な都市として名を馳せた。具体的には、下水道の整備、ゴミ回収の開始、公衆トイレの設置などが挙げられる。

爆発的な人口増加、交通手段の発達による人の移動の活発化、そして衛生環境の整備および維持活動は、都市行政にとっては負担の増大を意味していたと言えよう。特に住民登録を始めとした住民管理から犯罪捜査まで幅広い業務を担っていた当時の警察行政にとっては、管轄地域の急激な人口増大は、業務量の急激な増加に直結していたと考えられる。それでは当時のバイエルン警察行政は、いかなる体制にあったのであろうか。

2-2-2 帝政期バイエルンの警察行政制度

1871年にプロイセン主導でドイツ帝国が成立したものの、諸邦の警察機構は統一されることはなく、警察権は諸邦が保持していた。警察措置を執行するに当たって適用される刑法規定については、ドイツ帝国刑法典に拠っていたが、諸邦が警察権を保有し、「公共の安寧と秩序」の維持増進のため、それぞれが警察行政を担っていた。バイエルンの警察行政は、このような状況で運営されていたことを踏まえたうえで、その特徴をプロイセンにおける警察行政制度と対照しながら概観する。そのあと、シンティ・ロマ政策と特にかかわりの深かったミュンヘン警察本部（保安部）と郡部警察の構成について述べる。

まずバイエルン警察行政制度は、その発足当初からプロイセンに比べ中央集権的権力構造を有していたことが重要である。

矢野(2012a)の分類によると、19世紀前半のプロイセンの警察行政組織は、①王立国家警察（ベルリンを始めとした諸都市に国家が設置）②地方自治体都市警察（①以外の諸都市に市庁と市長が国家の委託により設置）③国家郡部警察（都市以外の諸地域に国配置の県長官または県選出の郡長が設置）の3種類からなり、非中央集権的な性格を有していた⁷²。ドイツ帝国が成立した後もこれら3種類の警察組織は存続し、大都市に①王立国家警察、それ以外の都市に②地方自治体都市警察（市長が警察監督権を保有）、郡部に③国家郡部警察（郡長が管轄）という分権的構造は維持された。矢野は、プロイセン警察の中央集権化

⁷² 矢野(2011a) 153-154頁。

構想は構造的に阻まれており、その非中央集権的警察権力状態は第二帝政終焉まで続いていたと指摘している⁷³。

対してバイエルンの警察権力構造は、その発足当初より中央集権的であったと Schwarze(1977)は評している⁷⁴。1825年12月の勅令以来、バイエルンにおいて警察官は、あまねく国家官吏として「安寧と秩序」の維持を担っていた⁷⁵。つまり、バイエルンの警察組織は同内務省管理のもと、①警察本部 K. Polizeidirektion ②管区警察 Kreisbehörde ③地区警察 Distriktpolizeibehörde ④自治体警察 Ortspolizeibehörde という4つの警察機能から構成されていたが、これは頂点の①から末端の④にかけてヒエラルキー構造となっていた。

- ① 警察本部の担い手はミュンヘン警察本部であり、上記②から④に加え、鉄道警察、森林警察などバイエルンにおけるあらゆる警察を管轄下に置いていた⁷⁶。
- ② 管区警察の担い手は、オーバーバイエルンなどの管区政府 Kreisregierung であり、各管区の警察行政における最高執行・監視機関であった。同警察は、各管区の内務院 Kammer des Innern を通じて地区警察および自治体警察の執行した措置を認可するなどの政治的決定を行った⁷⁷。
- ③ 地区警察の担い手は、管区庁 Bezirksamt (ニュルンベルクなどの直轄都市 kreisunmittelbare Stadt では市庁 Magistrat、ミュンヘンにおいては警察本部と市庁)であり、各管区において警察行政を実行に移す役目を負った。1868年12月までにバイエルン各地の管区庁は、軍事的バックグラウンドを持つ郡部警察 Gendarmerie を管轄下に置き、以後警察行政を実行するための支援を受けた。ミュンヘンにおいては、郡部警察の代わりに治安警察 Schutzmannschaft が設置されているといった違いがあった(郡部警察と治安警察については後述)⁷⁸。直轄都市においては、必要に応じてバイエルン政府が政府派遣

⁷³ 同上、155頁。

⁷⁴ Schwarze, Johannes (1977) *Die bayerische Polizei und ihre historische Funktion bei der Aufrechterhaltung der öffentlichen Sicherheit in Bayern von 1919-1933*, S.50-53, München.

⁷⁵ Schwarze (1977) S.51.

⁷⁶ Huber, Friedrich (1912) *Der Wirkungskreis der Beamten des Polizei- und Sicherheitsdienstes in Bayern*, S.1, Nürnberg.

⁷⁷ Ebenda, S.2.

⁷⁸ Ebenda, S.2.

専門局 *Staatskommissariate* を設置することができた。ニュルンベルクとフュルスにおいて政府派遣専門局は、1923 年末にミュンヘンをモデルとして警察本部 *Polizeidirektion* へと変更されたが、これに当たってはバイエルン議会の決議を必要としており、中央の統制下にあった⁷⁹。

④ 自治体警察は、都市部ゲマインデにおいては市庁が、農村部ゲマインデおよびラインプファルツではゲマインデの有権者である市民によって選出された市長が担うこととなっていた⁸⁰。その立場は管区警察の執行機関というものであり、警察行政に関する法規や規定を用いて違法行為を取り締まる任務を帯びていた。この実際の執行业務は、制服警察官 *Schutzmann*、監視員 *Flurwächer* などのゲマインデ職員 *Gemeindediener* が担っていた⁸¹。また、境界領域など、いずれのゲマインデにも属していない区域の自治体警察業務については、管区警察が担うこととなっていた⁸²。

このように、地方分権的だったプロイセンに比べると、バイエルンにおいては中央集権的な警察行政構造をとっていた。あらゆる警察官が国家官吏化され、ミュンヘンの中央政府と警察本部の管轄下にあったことから「ゲマインデの自治案件が存在しなかった」バイエルンにおいては、国家権力と警察権力が一致していた⁸³。シンティ・ロマ政策に関して言えば、このような中央集権的組織構造は、ミュンヘン警察本部を中心とした中央警察行政が、政策立案によってその方針を打ち出すだけでなく、現場から上がってきた諸問題に直面する可能性を高めたと考えられる。

⁷⁹ Schwarze (1977) S.51; Breibeck, Otto Ernst (1971) *Bayerns Polizei im Wandel der Zeit*, S.72, München.

⁸⁰ Mages, Emma (2006) „Bürgermeister (19./20. Jahrhundert)“. In: *Historisches Lexikon Bayerns*<2016 年 11 月 23 日閲覧。
[http://www.historisches-lexikon-bayerns.de/Lexikon/Bürgermeister \(19./20. Jahrhundert\)>](http://www.historisches-lexikon-bayerns.de/Lexikon/Bürgermeister_(19./20._Jahrhundert)>).

⁸¹ Albrecht (2002) S.254.

⁸² Huber (1912) S.3.

⁸³ Schwarze (1977) S.51.

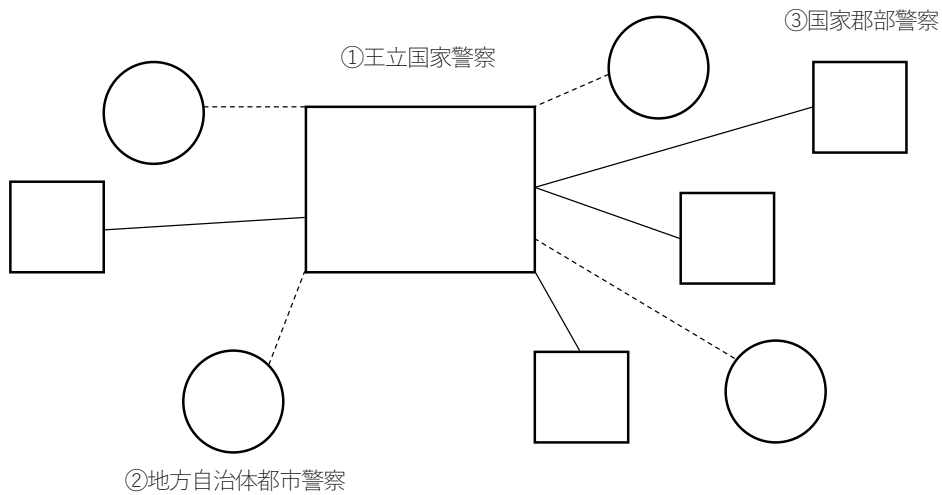


図 1-1) 第二帝政におけるプロイセン警察行政組織の模式図：非中央集権的権力構造
(出所) 筆者作成

- ① 警察本部(ミュンヘン)
ミュンヘン警察本部
- ② 管区警察(管区政府)
各管区内務院
- ③ 地区警察(管区庁/市庁)
郡部警察/治安警察
- ④ 自治体警察(市長/市庁)
ゲマインデ職員/管区警察

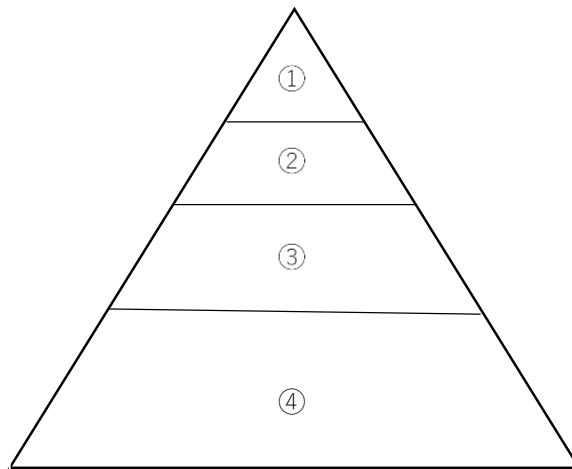


図 1-2) 第二帝政におけるバイエルン警察行政組織の模式図：ヒエラルキー構造
(出所) 筆者作成

2-2-3 ミュンヘン警察本部保安部の発足と「ツィゴイナー・センター」の設置

19 世紀末から 20 世紀初頭にかけて、シンティ・ロマ政策はバイエルンを中心に<科学化>していったが、これは当時のドイツにおける刑事警察改革に対応していた。

ベルリンではすでに 1870 年代から刑事課の創設と刑事警察担当警察官の配置が始まっていたが、ミュンヘンで同様の動きが出てくるのは 90 年代末以降のことである⁸⁴。この時期は先述したミュンヘンの大都市化と一致しており、急速な人口増大によってミュンヘン警察本部の管理対象が増大するなか、犯罪の撲滅と予防を達成し、住民の信頼を得るため、刑事警察は、当時の<最新科学技術>による犯罪対策に着目したのだと考えられる。その具体的な構想は、次の通りである。まず指紋採取・身体測定・写真撮影などを用いて犯罪者の身体的特徴をデータベース化し、その<傾向>を捉える。次にこの情報に基づき<警戒すべき人物像>を明確化し、これにリソースを注力する。そして<犯罪予防>を達成する、というものであった。遺伝と犯罪行為とを強く結び付けた当時の犯罪学が、こうした発想を支えていた⁸⁵。世紀転換期の刑事警察において、こうした特徴を保持していると考えられたのは犯罪者だけでなく、物乞い、売春婦、そして放浪生活者であり、シンティ・ロマも含まれていた。

シンティ・ロマに対する取り締まりの<科学化>は、主にミュンヘン警察本部の保安部 Ib 課が担っていた。保安部は、バイエルン全土の刑事警察機能の中核を担うべく 1908 年に設置された⁸⁶。発足当初は 4 つの部課から構成され、それぞれの担当事案は I 課が部局長の代行、保安活動の指揮、難事件および特殊事件、警察監査の実施、自殺・遺体捜索、事故案件、Ia 課が I 課の代行、軍隊関係の案件、放火案件、警察報告、II 課が男性のならず者と物乞い案件、男性による違法行為、III 課が風紀警察であった⁸⁷。Ib 課はもともと 19 世紀末から保安部内で進められていた鑑識と「ツィゴイナー・センター」の業務が拡大していった結果、1910 年 4 月に部課として独立の運びとなった⁸⁸。その他、同課の担当した業務は、遺失物案件、放火と消防案件、スリ案件、自転車と手押車案件（窃盗、着服ならびにこれらの嫌疑を免れようとする）であった⁸⁹。

⁸⁴ 矢野(2012a) 178-179 頁; Breibeck (1971) S.63.

⁸⁵ 矢野(2012a) 178-179 頁; Breibeck (1971) S.63.

⁸⁶ Albrecht (2002) S.61.

⁸⁷ Ebenda, S.61-62.

⁸⁸ Ebenda.

⁸⁹ Ebenda.

「ツィゴイナー・センター」は、電信や郵便などの情報通信技術を用いてバイエルン全土の警察機構から報告された「ツィゴイナー」ならびに「ツィゴイナー風に放浪する人物」に関する個人情報を収集・分類、そして必要に応じて<正確な情報>を現場へと発信することによって、シンティ・ロマに対する取締りの円滑化と強化を図っていた。その活動は情報流通を管理・統制するだけにとどまらず、業務を通じて蓄積された情報を取捨選択の上ハンドブック形式の冊子にまとめあげ、現場警察官向けに提供してもいた（第1章で言及した『ツィゴイナー・ブック』がこれに当たる）。この冊子には氏名や家族構成、犯罪歴に加えて、身長や写真などといった<科学的>情報も含まれていた。さらに同センターは、検挙した人物が何者であるか迅速かつ正確に把握するために、指紋の収集にも積極的であった⁹⁰。

しかし、20世紀初頭に人口60万人を突破したミュンヘンにおいて、当時のIb課は、専属職員がわずか8名（管区庁試補 *Bezirksamtsassessor* が1名、保安警部 *Sicherheitskommissar* が3名、警察秘書 *Polizeisekretäre* が4名）であり、これに加えて保安部全体で共有されている補助官吏 *Hilfsbeamte* が27名いたにすぎない⁹¹。こうした台所事情もあり、同部門が（王立制服警察の刑事担当警察官とともに）直接管轄できていたのはミュンヘンだけにすぎず、その他の地域について間接的な関与であったことは看過すべきでない。ミュンヘン以外に関しては、郡部警察が刑事警察機能を担っていたのである⁹²。

2-2-4 <二重の改革>と郡部警察

郡部警察 *Gensd'armerie* とは「武器を携えた男たち」の意であり、古くはナポレオンによってもたらされた⁹³。1812年10月11日のマキシミリアン一世の勅令「郊外地域におけるポリツァイ活動実施のための郡部警察の設立について」(*Errichtung einer Gensd'armerie zur Handhabung der Polizey auf dem Lande*)によって発足した郡部警察は、その黎明期から19世紀末の治安警察改革まで、訓練やリクルートなどを通じて絶えず軍部との関係を保ち続け

⁹⁰ Ebenda, S.61-62.

⁹¹ Ebenda, S.120.

⁹² Breibeck (1971) S.64.

⁹³ Ebenda, S.52.

ており、軍隊的性格が刻印されていた⁹⁴。軍との関係を絶ち、郡部警察を国家官吏化しようとする試みは、モンジュラ以来繰り返し行われてきており、1860年代における郡部警察改革はその一つに数えられる⁹⁵。これは管区庁の設置といった行政改革の一環として行われ、郡部警察は同庁の管轄下に置かれることになった。また、郡部警察に関する予算も国防省から内務省へ移管された。この改革によって、同警察の使命は「公共の安寧・秩序・安全の維持およびそのために制定されている法律・指令の適用において、官吏 Civilbehördenを支援すること」（「バイエルン郡部警察の新たな編成に関する通達」Verordnung über die Neuorganisation der Bayerischen Gendarmerie. 1868年7月24日発布）とされ、管区警察行政を実際に執行する役割を与えられていた。当時、郡部警察には部隊長 Brigadier（あるいは駐在所警部 Stationskommissar）がおり、彼らは管区内の駐在所に1名ずつ配置され、部下である郡部警察官の業務を監視した⁹⁶。管区ごとに1つ設置されている上級部隊長 Oberbrigadier が管区内の部隊を束ねており、さらにその上には司令部があった⁹⁷。

このように1860年代の行政改革により脱軍隊化の推し進められた郡部警察であったが、軍隊との関係は依然続いており、保安機関としての働きが疑問視されていた⁹⁸。これに加えて、先述のバイエルンの首都ミュンヘンにおける人口増大による警察業務の膨張も影響を与えていたと考えられるだろう。

以上の問題を解決するため、1897年から98年にかけて、ミュンヘンにおいて国家官吏化の徹底による郡部警察の取締能力の向上が試みられた⁹⁹。これによって、軍司令部とミュンヘンの郡部警察の関係が解消され、「治安警察」Schutzmannschaftとなった（1898年10月1日）¹⁰⁰。この郡部警察改革によって編成された同治安警察の人数は、3名の巡査

⁹⁴ Ebenda, S.62-63.

⁹⁵ Hopfenmüller, Annelie (2007) „Die Vor- und Frühgeschichte der bayerischen Gendarmerie als Teil der bayerischen Verwaltungsgeschichte der Ära Montgelas“. In: *Archivalische Zeitschrift*, Vol.89 (S.273-324), S.289, 320-321.

⁹⁶ Schröder, Hugo (1900) *Die Gendarmerie in Bayern*, S.97, Augsburg; Breibeck (1971) S.63.

⁹⁷ Schröder(1900) S.98-99. 1872年4月1日行われた軍制改革の影響を受けて、部隊長は上級下士官あるいは駐在所長 Sergent/Stationskommandant へ、上級部隊長は巡査 Wachtmeister へとそれぞれ改称された。

⁹⁸ Schröder (1900) S.99.

⁹⁹ Ebenda, S.99.

¹⁰⁰ Ebenda.

Polizeioffizier、1名の経理担当 Rendant、64名の警察官 Unteroffizier（4名の警察署長 Oberwachtmeister と 60名の駐在所長 Wachtmeister）、518名の制服警官 Schutzmänner（うち 34名は騎馬警官）であった¹⁰¹。当時ミュンヘンは全 22 の区画からなり、9つの警察署 Polizeiwachen と 37つの駐在所 Station が設置されていた。518名の制服警官はこれら 46施設に配分されており、平均すると 1施設ごと 11名から 12名の制服警官が配置されたことになる。他方、1909年1月1日には「バイエルン官吏に関する法律」が発布され、バイエルンの郡部警察官の立場は国家官吏とされた¹⁰²。

これと同時に、刑事事件担当の治安警察 KriminalSchutzmannschaft 48名も配置（平均すると 1施設ごとにわずか 1-2名であったとはいえ）されており、郡部警察の国家官吏化と刑事警察の科学化は、人口増大への対応と治安維持能力の向上という共通課題のもとで同時進行していたと言ってよい。

シンティ・ロマ政策の<科学化>は、こうした動きの一環として位置づけられよう。つまり、ミュンヘンの大都市化と人口移動の活発化に刺激され、バイエルン警察行政全体では警察機構の国家官吏化を進めることによって住民統治を強化しようとする一方、ミュンヘン警察本部はデータ収集を通じて<犯罪集団>を特定し、そこに限られた人的資源を投入して対処に当たることによって、<効率的な>犯罪対策を講じようとしていたのである。その特定に当たって、<犯罪的な放浪行為を営む「人種」、すなわち<悪しき他者>と位置づけられたシンティ・ロマは、格好の対象であった。

ただし、シンティ・ロマ政策の<科学化>は、バイエルン特有の動きだったわけではない。例えばザクセンにおいては人物照合の確実な実施による監視の強化を目的として、1908年2月に指紋採取措置令が通達され、採取された指紋を個人情報とともにドレスデン警察本部 Dresdner Polizeidirektion へ送付するよう命じられている¹⁰³。そして第一次世界大戦後のことであるが、バーデンとプロイセンにおいても同様の動きがみられる。まずバーデンでは、1922年12月に「14歳以上のツィゴイナーならびに同様の人物全員」に対する指紋採取令（ならびに写真の撮影）が通達され、氏名などの個人情報とともにカールスルーエ

¹⁰¹ Breibeck (1971) S.63.

¹⁰² Ebenda, S.63.

¹⁰³ Hehemann (1987) S.325-326.

中央警察局 Landspolizeiamt Karlsruhe へ送付することが命じられていた¹⁰⁴。加えて、こうした収集された個人情報は、ミュンヘンの「ツィゴイナー・センター」のそれとの照合が行われ、情報精度が高められていた¹⁰⁵。プロイセンにおいては、1927年11月に「6歳以上の定住していないツィゴイナーとツィゴイナー風に放浪する人物全員」を対象とした指紋採取令が通達されている¹⁰⁶。更に、第1章で言及した「ツィゴイナー・カンファレンス」では全領邦ではないものの複数の領邦が参加し、それまで各邦個別で実施していた措置の統一手段として、指紋採取を用いた身元の特定と取締りが検討されていた¹⁰⁷。

以上を勘案すると、シンティ・ロマ政策の<科学化>は、当時のドイツ帝国内で広く関心を集めており、こうした動きがゴータ条約の存続・ミュンヘンの急激な大都市化・モンジュラ以来の郡部警察改革などといったバイエルンの歴史経路と結びついたことによって当地において先鋭化し、「ツィゴイナー・センター」の設置や『ツィゴイナー・ブック』の発行へと至ったのだと考えられよう。

¹⁰⁴ Hehemann (1987) S.321-322.

¹⁰⁵ Ebenda.

¹⁰⁶ Hanschokow, Juliane (2008) „Etikettierung, Kriminalisierung und Verfolgung von >Zigeunern< in der südlichen Rheinprovinz zur Zeit des Kaiserreichs und der Weimarer Republik 1906 bis 1933“. In: Uerlings, Herbert and Patrut, Iulia-Karin (eds.) „Zigeuner“ und Nation: Repräsentation-Inklusion-Exklusion, S.260-261, Frankfurt am Main.

¹⁰⁷ 大谷 (2015) 14-15 頁。

第3章：総力戦体制のなかのシンティ・ロマ政策—第一次世界大戦

とバイエルン警察行政—

第3章では、第一次世界大戦期の総力戦体制と、シンティ・ロマ政策の展開の関連性を検討する。前章で確認したシンティ・ロマ政策の状況は、戦時においてどのように変化し、または変化しなかったのか(政策の推移)、そして政策のヘゲモニーはどこにあり、それはどのようにして獲得されたのか(ヘゲモニーの在り様)、総力戦体制下においてシンティ・ロマはいかなる境遇に置かれたのか、主にバイエルン内務省史料を手掛かりに検討する。

これに併せて第3章から第4章では、1926年7月にバイエルンで発布された「ツイゴイナー、放浪者および労働忌避者の撲滅に関する法律」(略称「ツイゴイナーおよび労働忌避者法 1926」原文ママ。以下「1926年法」と表記) Gesetz zur Bekämpfung von Zigeunern, Landfahrern und Arbeitsscheuen(Zigeuner- und Arbeitsscheuengesetz 1926)の成立過程に着目して検討を進める。

同法はその名称からわかるように、シンティ・ロマ、放浪者、「労働忌避者」を一括して取り締まるものだが、その略称からわかるように、主な取り締まり対象はシンティ・ロマと「労働忌避者」であった。両者は、ナチス期に「反社会的分子」として取り締まり対象となっており、本稿の課題である<二重の他者>問題、すなわちドイツ国民から排除された<異人種>という<他者>でありながら、同時にドイツ国民内部に潜む「反社会的分子」という<内なる他者>であるというシンティ・ロマの位置づけがいかにして生じたのかという問題、そして同法はナチス期におけるシンティ・ロマ政策のモデルになっていることから連続性・非連続性の問題を考察するのに適している¹⁰⁸。具体的には、以下の諸点に着目する。1926年法は、いかなる問題意識に基づいてヴァイマル期のバイエルンで立案され、成立したのか。どのようにしてシンティ・ロマと「労働忌避者」は結びつけられたのか。シンティ・ロマはなぜ「労働忌避者」とともに労働強制を課され、収容されることとなったのか。こうした観点に立つのは、連続性・非連続性の問題を議論する際の前提、いわば土台を提供するためである。

¹⁰⁸ Zimmermann (1996) S.81; Lewy (2000) pp.17-18.

1926年法案はバイエルン内務省によってバイエルン議会に提出され、1926年5月12日に第1読会・第2読会を経て議会審議のうえ可決、7月16日に発布された¹⁰⁹。ここでは議論の前提として、最終的に公布された法律の特徴を述べる。

(A) シンティ・ロマと「労働忌避者」への労働強制と収容措置

先ほど指摘したように、1926年法はその正式名称が「ツィゴイナー、放浪者および労働忌避者の撲滅に関する法律」となっているように、シンティ・ロマ、放浪者、「労働忌避者」を一括して取り締まるものだが、その略称が「ツィゴイナーおよび労働忌避者法 1926」であることからわかるように、主な取り締まり対象はシンティ・ロマと「労働忌避者」であった。

同法は、これら3つのグループを警察当局が包括的に監視し、取り締まることを可能とした。そして、定職を持たず、「公共安全」を脅かす人物と判断された場合には、自治体警察が16歳以上の対象者を「労働施設」Arbeitsanstaltへ最長2年間収容し、「労働強制」Arbeitszwangを課すことを可能とした(以下「労働=収容」と表記)。第2章で論じたように、従来のシンティ・ロマ政策では、行商証明書などの許可証を携行せず、帝国刑法第361条ならびに<移動の自由>関連法の規定に抵触するシンティ・ロマら放浪生活者を諸邦の領土ないし各警察の担当管区から追放し、出身地へ送還する措置が一般的であった。シンティ・ロマが「労働忌避者」とともに自治体警察の権限にもとづく労働強制を伴う収容の対象になった。これが1点目の特徴である。

(B) シンティ・ロマ

2点目の特徴は、既に第1章で言及したように、シンティ・ロマを「人種」として定義していることである。議会での法案審議の冒頭でも、シンティ・ロマは「人種」とであると明言されていたが、反対の声が上がることはおろか、議論すらされていなかった¹¹⁰。既に

¹⁰⁹ *Gesetz und Verordnungsblatt für den Freistaat Bayern* (1926) Nr. 17, S.359-374.

¹¹⁰ *Verhandlungen des Bayerischen Landtags*, Bd. 1925/26.5, Landtag, 112. Sitzung, am 12. 05. 1926, S.450.

述べたように、19世紀末から「人種」としてのシンティ・ロマ概念がドイツで普及しはじめたものの、20世紀初頭の「ツィゴイナー・カンファレンス」では「ふるまい」と「人種」という双方の意見が出ており、シンティ・ロマは<内なる他者>かつ<他者>であるという両義性を有していた。この点を鑑みると、1926年法はシンティ・ロマを<他者>として位置づけたことから、一つの画期を成している。

(C) 放浪者

シンティ・ロマ以外の取り締まり対象についても確認しておこう。放浪者とは第1章で言及した「ツィゴイナー風に放浪する人物」を再定義したものである。1926年法によれば彼らは、「人種および種族の観点からツィゴイナーと見なされないが、その立ち振る舞いや生業、そしてその放浪生活のスタイルからツィゴイナーと同等」と見なされた人々である¹¹¹。

同法では、こうした人々を取り締まり対象に含める理由は、次の2点から説明されている。1点目は、社会経済情勢との関係である。「放浪者」は第一次世界大戦後にその数を著しく増やしており、「人種としてのツィゴイナー」よりも大きな問題となっているため、同法の対象者に含めることが重要だと説明される¹¹²。2点目は、憲法違反の回避である¹¹³。

「放浪者」を規制対象に含めることによって、同法が「ツィゴイナーとして生まれたものに対する例外規定ではないということ、すなわちライヒ憲法109条第3項で禁じられている<生まれに基づく公法上の不利益>をもたらすものではないこと」が明示されるという¹¹⁴。政策立案に当たって、同法が憲法に抵触するものだと認識されていたことが明らかである。

(D) 「労働忌避者」

¹¹¹ *Gesetz und Verordnungsblatt für den Freistaat Bayern* (1926) S.361.

¹¹² *Verhandlungen des Bayerischen Landtags*, Bd.1925/26 3, Beilage1970, S.183.

¹¹³ Lewy (2000) p.7.

¹¹⁴ Beilage1970, S.183.

そして、これら二つの集団とは異なり放浪生活を営んでいないが、「特に大都市を[真つ当な仕事から逃れるための]隠れ家とし、この政治的緊張の高まっている時代、経済闘争の時代において治安一般をますます脅かしている労働忌避のならず者」を「労働忌避者」と定義している¹¹⁵。具体的には、強盗、恐喝、窃盗、詐欺、贓物犯罪、少年愛、売春仲介、売春婦のひも、職業的猥褻行為、営業目的の賭博、放浪行為、乞食といった行為が挙げられている¹¹⁶。

これらのことから、同法はシンティ・ロマに対する人種差別的政策であったこと、それを隠匿するために放浪者概念が用いられていたこと、そして都市部の治安や風紀を脅かす問題として「労働忌避者」が理解されており、概念上の棲み分けが行われていることがわかる。

(E) 立法措置

そして最後の特徴として、同法は従来のシンティ・ロマ政策とは法的手続きが異なっているということである。従来のシンティ・ロマ政策は、議会での可決を必要としない通達 *Erlass* や省庁決議 *Ministerialentschließung* を中心に展開されていたが、1926年法はバイエルン議会での審議と承認を必要とする立法措置 *Gesetz* であり、この点で新しかった¹¹⁷。つまり、1926年法は、内務省(ならびにその管轄下にある警察関係者)以外の各省や政党といった様々な利害関係者が、シンティ・ロマ政策の策定プロセスに関与していく可能性を開くものであった。

3-1 開戦とバイエルンにおけるシンティ・ロマ政策の新たな展開

以上で述べたように、1926年法は①労働＝収容措置の採用と②シンティ・ロマと「労働忌避者」概念を結びつけたという2つの特徴を有しているが、それぞれその起源は異なっている。①は第一次世界大戦中のバイエルン各地の副指令部 *Stellvertretende*

¹¹⁵ Ebenda, S.183-184.

¹¹⁶ *Gesetz und Verordnungsblatt* (1926) S.360.

¹¹⁷ Lewy (2000) p.7.

Generalkommando が発布した軍令に、②は第一次世界大戦後のバイエルンにおいて検討された 1926 年法の原案にその起源を持っている。本章では①がいかなる背景のもとで成立したかについて検討し、次章で②の成立背景を分析することとする。

3-1-1 戦争の勃発と「避難民」の発生

第一次世界大戦の開戦から 1 年以上経過した 1915 年 9 月 23 日と 26 日、バイエルンの 3 つの副指令部（ミュンヘン・ニュルンベルク・ヴェルツブルク）は、次のような収容措置を命じた。「ツイゴイナー」と「ツイゴイナー風に放浪する人物」は、①複数の家族などから構成される「集団」Horde で放浪してはならないこと、②自治体警察 Ortpolizeibehörde に指定された場所でのみ野営すること、③宿泊先を所轄の自治体警察に届け出ること、④これら 3 つの規定に違反した場合、一年間までの「拘禁」Gefängnis に処されるものとした¹¹⁸。ここではまず、同通達では収容措置が規定されているものの、労働強制を伴うとは明記されていないことに注意しておきたい。バイエルンの軍部が被収容者を労働力として用いる意向を示すのは、1917 年 5 月以降のことである¹¹⁹。では、何のために軍部はこの命令を発したのであろうか。

1914 年 8 月、独仏間で第一次世界大戦が開始され、その主戦場のひとつに、エルザス・ロートリンゲンがあった。翌年 7 月、ミュンヘン警察本部からバイエルン内務省へ送られた「ツイゴイナー」に関する報告書には、同本部がエルザス・ロートリンゲンから戦火を逃れバイエルンへやってきている多くの避難民を「ツイゴイナー」と見なしていたこと、彼ら・彼女らが流入してくることによる「住民のきわめて強い不安や負担」を危惧していたことが記されている¹²⁰。同本部は、このような事態が戦時動員によるゲマインデでの「男手不足」によって「ツイゴイナー」が「一層大胆」になってしまっていることに起因していると釈明し、もし放浪を禁止しつつも「ツイゴイナー」の常時収容を避けようとするの

¹¹⁸ HStA München, MIInn 72576, Nr. 2172a5, Stellvertretende Generalkommando III. bayer. Armenkorps (以下 Stellv. GenKdo. IIIbAK と表記), am 23. Sep. 1915; Nr. 2172a6, Stellvertretende Generalkommando I. bayer. Armenkorps (以下 Stellv. GenKdo. IbAK と表記), am 26. Sep. 1915; Nr. 2172a7, Stellvertretende Generalkommando II. bayer. Armenkorps (以下 Stellv. GenKdo. IIbAK と表記), am 23. Sep. 1915.

¹¹⁹ HStA München, MIInn 72576, Nr.2102a5, Stellv. GenKdo. IbAK, am 26.Mai.1917.

¹²⁰ HStA München, MIInn 72576, Nr. 2172a4, K. Polizeidirektion München (以下 Pol. dir. München と表記), am 6. Jul. 1915; Hehemann (1987) S.330.

であれば強制入植先の設立が必要であると前置きしたうえで、バイエルン内務省に対して①集団放浪の禁止 ②滞在先の届出義務化 ③野営の制限という3つの規定を全ドイツ規模で展開するよう要請している。そしてさらに、兵役義務年齢の「ツィゴイナー」男性で、その「軍属 *Militärverhältnis* を完璧に証明できないもの」への身分確認を徹底し、その疑いがすっかり晴れるまでは身柄を拘束することも推奨している¹²¹。

それからおよそ2か月後、先の軍令がそれぞれの副指令部によって発せられたわけであるが、ここで注目すべきは、ミュンヘン副指令部が上述の警察本部の見解に則って問題状況を説明し、その対策案についても兵役義務確認を除いて採用していることである¹²²。また、強制入植先については対策から外されていることも留意しておくべきであるが、総じて同軍令は、ミュンヘン警察本部の意向を汲んだものとみなしてよいだろう。

3-1-2 偽造証明書問題と「兵役忌避」

バイエルンにおいてはこうして集団放浪対策が議論されていた一方で、ライヒレベルでは「ツィゴイナー」による各種身分証明書の大量偽造事件が発生し、問題視されていた¹²³。同事件の発生によって、バイエルンだけにとどまらずライヒ全体において、シンティ・ロマを「兵役忌避者」の温床と見なす傾向が強まったこと、そして<偽造証明書を利用して軍施設に脅威をもたらす危険分子>としての見方が強まったことが重要である。1916年9月25日、バイエルン内務省からミュンヘン警察本部を含む関係省庁へ回覧された書簡は、ケルンにおける販売目的の身分証明書の偽造事件について報告している。同報告書のポイントを整理すると以下の通りである。

- ・ 容疑者（ハノーファーで過去傷害の罪に問われていた人物）は証明書を数百枚保有していた。
- ・ 偽造証明書には兵役証明も含まれており、兵役逃れに利用されていた。

¹²¹ Ebenda.

¹²² HStA München, MIInn 72576, Nr. 2172a5, Stellv. GenKdo. IIIbAK, am 23. Sep. 1915; Nr.2172a6, Stellv. GenKdo. IbAK, am 26. Sep. 1915; Nr. 2172a7, Stellv. GenKdo. IIbAK, am 23. Sep. 1915.

¹²³ HStA München, MIInn 72576, Nr. 2102a1, MIInn, am 25. Sep. 1916.

- ・ 同容疑者は、「国家反逆罪」により特別戦時法廷で裁かれることとなった。
- ・ このほかにも、プロイセンでの不審な証明書申請が数多く確認されている。
- ・ 以上を勘案して、同報告書では「ツイゴイナー」の証明書については、今後「注意深く検査」すること（スタンプが偽造でないか、保有者の外見が証明書の記述と一致しているかどうか）、軍事関係施設付近での「ツイゴイナー」の放浪は厳しく監視すること（軍施設、橋梁、倉庫、穀物倉庫、貯蔵庫など）が要請されている。

こののち、ライヒ国防省は各地の副指令部を始めとした関係各局へ向けて対策案を送付している(1917年1月17日)¹²⁴。そこでは、友好国・中立国発行の証明書により放浪する「ツイゴイナー」が存在していること、彼らが「敵国のスパイ」である可能性が否定できないこと、あるいは「ツイゴイナー」の集団が「兵役逃れ」、「臆病者の逃げ場」となっていることを鑑みて、「国家の安全上」、放浪禁止が望ましいとしたうえで、以下の規定案に基づいて対策を講じるよう要請されている。

- ① 集団放浪の禁止
- ② 証明書の精査と国籍の確認
- ③ 敵国の人物については、最寄りの民間人捕虜収容所 *Zivilgefangenenlager* へ収容
- ④ 同盟国の人物については、兵役義務履行を目的とした動員を行うこと、ならびに出身地への追放を目的として領事館 *Konsul* へ連行すること。
- ⑤ 国民及び国籍不明者 *Staatslosen* については、
 - (1) 副指令部が対象者をリストアップすること；
 - (2) 正式書類を供与すること；
 - (3) 移動の自由を制限すること(必要に応じて強制すること)。
- ⑥ 中立国の人物については出身国へ追放すること。国籍確認、書類の検査等が終わるまでは、拘束された人物は最寄りの「捕虜収容所」*Gefangenen-Lager* に収容すること。

以上から、自国ならびに同盟国のシンティ・ロマについては懸案となっている兵役義務逃れ対策の徹底が目指されていたのであり、当初収容措置の対象とされたのは、敵国ならびに中立国のシンティ・ロマであったことがわかる。これは主に軍事的な動機による国籍を基準とした選別作業であったともいえる。すなわち、戦時下においてシンティ・ロマの

¹²⁴ HStA München, MInn 72576, Nr. 2102a1, Kriegsministerium, am 17. Jan. 1917.

国籍を明らかにし、自国民・同盟国民であれば軍隊へ組み込む形で包摂し、それ以外は収容あるいは追放によって排除することにより、<国家の安全>を確保しようとしたのである。

3-1-3 <反体制/危険分子>とシンティ・ロマ

ここまでみてきた第一次世界大戦期におけるバイエルンとライヒのシンティ・ロマ政策に対し、ミュンヘン警察本部からバイエルン内務省へコメントが寄せられている（1917年2月11日）¹²⁵。そこでは、1915年9月26日にミュンヘン副指令部によって公布された軍令の効果は、十全なものとは見なされていない。すなわち、昨今、家族関係の不確かな「ツィゴイナー一家」Zigeunerfamilien がたびたび現れるようになっており、地域住民は「大きな不安・負担」を被っていること、ここ数か月、窃盗・詐欺・「戦時で興奮しているものによって行われる極めていかがわしい占い」による被害、家禽や小型の家畜の被害が出ており、「個々の郡部警察官が何度も骨を折ろうと、ゲマインデ域外で対面するツィゴイナーの大集団をコントロールあるいは連行するのはもはや不可能」となっていること、そしてここ数か月だけで3件もの「流血を伴う衝突」が発生しており、「ツィゴイナーは郡部警察にとって侮れない脅威」となっていることといった諸問題を列挙したうえで、ミュンヘン警察本部は「ツィゴイナー」が「例外的立場」にあると評している。そして、こうした人物に対し、その「移動の自由」を制限する「例外法」が欠如していると苦言を呈している。また、「敵国のスパイ」とのつながりについては、スパイが「豊富な資金を用いてツィゴイナーの知り合いをつくり、放浪行為をスパイ活動に利用するというのは、確かにあり得るだろう。[筆者補足：ただ、]ツィゴイナー・センターは、まだそのような事例の報告を受けてはいない。兵役対象者でありながらその軍務から逃れようとするもの、または臆病者は、いずれにせよツィゴイナーに所属することなくして、その仲間に加われることは恐らくほとんどない」と述べている。以上を踏まえ、ミュンヘン警察本部は、管区警察（ミュンヘンにおいては警察本部）に次の権限を与えるという代替案を提出している。

- ① 中立国あるいは同盟国に所属する「ツィゴイナー」は、追放の根拠がなくとも滞在法に基づきバイエルンから追放されることとし、その出身国へ引き渡すこと。

¹²⁵ HStA München, MInn 72576, Nr.2102a2, Pol. dir. München, am 11. Feb. 1917.

- ② 中立国あるいは同盟国の「ツィゴイナー」で、立入禁止あるいは戦争の計画によって移送できない人物は、最寄りの「民間人捕虜収容所」に収容されること。
- ③ 敵国あるいは国籍を確認できない「ツィゴイナー」は、最寄りの「民間人捕虜収容所」に収容されること。

まず注目すべきは、この代替案では「国内のツィゴイナー」(「ドイツ国民」)に関する規定が除外されていることである。これは、戦時であっても例外法なくしては「移動の自由を強制的に制限」し、「民間人捕虜収容所」への収容が不可能であるとミュンヘン警察本部が見ていたためであろう¹²⁶。もはや現行の法秩序においては郡部警察がシンティ・ロマを取り締まることは断念され、ミュンヘン警察本部はその限界に直面していた。これを突破するためにはシンティ・ロマを「ドイツ国民」の埒外にある<他者>として位置づけ、その権利を剥奪することが必要であると訴えられているのである。ここで要求された「移動の自由」に関する法改正(例外法の制定)は、結局バイエルン内務省によって不要であると退けられている¹²⁷。その理由として同内務省は、目下(法改正ではなく)戦時法令による「国内のツィゴイナー」を含む包括的な強制滞在令の発布へ向け、取り組みを進めているところであるという事情を挙げており、同内務省はこれを戦時における一時的な措置として検討していたことが伺える。

次に重要な点は、専門機関である「ツィゴイナー・センター」を擁するミュンヘン警察本部が、そうした「情報」は有していないと断りを入れつつも、反体制分子あるいは危険分子と「ツィゴイナー」がつながっている可能性を認めていることである。データに基づく<科学的>主張であれば、この関係性は否定されてもよいはずだが、軍部の憶測に対して<専門機関>は曖昧な態度を取り、その見解を否定していない。その一方で、「国内のツィゴイナー」をリストアップし、該当者に正式書類を付与するという点に関して同機関は明確な異議を唱えていた¹²⁸。このことは、「ツィゴイナー・センター」がシンティ・ロマを包摂することなく、取締を厳格化し、排除を促進する役割のみ果たしていたことを示唆している。

¹²⁶ Ebenda.

¹²⁷ HStA München, MIInn72576, Nr. 2012a2, MIInn, am 19. Feb.1917.

¹²⁸ HStA München, MIInn72576, Nr.2102a2, Pol. dir. München, am 11. Feb. 1917.

3点目のポイントは、ミュンヘン警察本部の代替案では、明らかに管区警察の権限強化が目指されていることである。ここでは、シンティ・ロマ政策における地方分権化、すなわち各管区の警察行政を担っている管区警察と郡部警察の裁量を広げ、各管区がそれぞれの判断に基づいて追放および収容措置を執行していくことで「ツイゴイナー禍の撲滅」を達成するという青写真が提示されている。

3-2 バイエルンにおけるシンティ・ロマ政策を巡るヘゲモニー争い

3-2-1 ライヒにおける収容政策の推進とその撤回

こうしてシンティ・ロマ政策は、戦時立法に基づく収容措置へと傾いていくに見えたが、一転して1917年4月11日、ライヒ総司令官 Obermilitärbefehlshaber より「乞食」「労働忌避者」「放浪者」に対する「保護拘禁令」 Schutzhaft を撤回することが通知される¹²⁹。これは、現在運用されている「保護拘禁令」によって、「乞食」「労働忌避者」「放浪者」「売春婦」といった人物のみならず、本来想定していない人物（「ドイツ国民」）もその取締り対象となってしまうという点が問題視された結果であった。同撤回令では、これらの人物の排除は、「保護拘禁令」ではなく「一般刑法の規定」に基づいて行われるべきであるとされた。

ここで言及されている「一般刑法の規定」とは、第2章で検討した帝国刑法第361条を指すと思われる。つまり、ライヒ軍部は「保護拘禁令」は同法361条から逸脱した措置だと見なしており、取り締まり対象者の無制限な拡大を抑制し、あくまで帝政期の刑法規定および「帝国営業法」や「移動の自由に関する法」などといった<移動の自由>関連法の枠内で取り締まりを実施するよう求めているのだと考えられる。これは、例外法の制定を要請しているミュンヘン警察本部とは対照的な立場である。

このような通知があったにもかかわらず、同年12月2日にはミュンヘン副指令部から各地の軍管区行政担当者 Distriktsverwaltungsbehörde des Korpsbezirks に向け、予防拘禁・兵役強制令が出されている¹³⁰。これは「熊使いの集団」と「ツイゴイナー一家」について、①同盟国および中立国の人物については出身国へ強制送還 ②出身国によって送還を拒否

¹²⁹ HStA München, MIInn 72576, Nr. 314/4 17. A 1, Obermilitärbefehlshaber, am 11. Apr. 1917.

¹³⁰ HStA München, MIInn 72576, Nr. 2102a15, Stellv. GenKdo. IbAK, am 2. Dez. 1917.

された人物、国籍不明の人物、無国籍の人物については捕虜収容所 Gefangenenlager へ収容
③兵役年齢に達している人物については兵役を課すことを命ずるものであった¹³¹。

先のライヒ撤回令にもかかわらず、バイエルン軍部がこのような措置に踏み切ったのは、ミュンヘン警察本部がシンティ・ロマに対する例外措置を指向していたことと、バイエルンにおいて郡部警察官らによる大規模な「ツイゴイナー」一斉捜査が少なくとも二度にわたって実施され、いずれも不首尾に終わったことが影響していると考えられる。

1つ目の捜査は、1917年6月26日から27日の2日間にわたりレーゲンスブルクの北東に位置するファルケンシュタイン（オーバープファルツ・カーム郡）にて実施された¹³²。これは、5月初旬より同地にて多発している犯罪が、「ツイゴイナー」によるものだという見立てに基づいて敢行された。取り締まり対象は、「対象地域に存在している、女子供を含むすべてのツイゴイナーおよびその他の疑わしい人物」であり、その取締理由は、「当該地域において頻発している犯罪行為に関与した疑い」であった。こうした人々を拘束の上、ファルケンシュタインへ連行することが「パトロール」と呼ばれた捜査活動の任務であった。

捜査活動は全11方面にわたって行われ、各方面につき部隊が編成された。各部隊は郡部警察官2名、下級官吏1名、制服警官6名、自転車1台から構成されており、指揮に当たった郡部警察オーバープファルツ・レーゲンスブルク管区長官 Hauptmann を含めて総勢100名もの体制であった。各警察官は、装備は上着、サーベル、拳銃、錠つき鎖、(相手が凶器を持っている可能性があるため可能なら銃と包帯セット)を装備しており、負傷者が出る可能性が予め想定されていた。捜査活動は二日間に渡って行われるため、警察官たちは現地で宿泊するよう指示された(宿泊者本人が手配し費用も負担)。

戦時中にもかかわらず総勢100名もの警察官を動員し、現地泊まで伴った大掛かりな一斉捜査の結果は、惨憺たるものであった。容疑者は一人も逮捕されず、その行方すら見当がつかなかったのである。現場警察官たちは、「ツイゴイナー禍」解決の糸口をまったくつかめなかった。捜査区域のひとつ、ロディング担当者の報告書を見てみると、たとえ今回

¹³¹ Ebenda.

¹³² HStA München, MIInn 72576, Streifkommando-Befehl Nr. 1, Streifkommando gegen Zigeuner, am 26. Jun. 1917 v. 11 Uhr; Streifkommando-Befehl Nr. 2, Streifkommando gegen Zigeuner, am 26. Jun. 1917 v. 5:30 abends; Streifkommando-Befehl Nr. 3, Streifkommando gegen Zigeuner, am 27. Jun. 1917 v. 6:00 morgen.

の一斉捜査の結果が容疑者を「追払った」だけにすぎないとしても、「住民の安堵」をもたらしたのだと、その「成果」を強調しようとする現場警察官の姿が浮かび上がってくる¹³³。

同年7月11日、バイエルン南東部のゲマインデ、ローキルヒェン（オーバーバイエルン・ミュールドルフ・アム・イン郡）においても、同様の結果に終わったことが報告されている¹³⁴。7月10日、ローキルヒェン郡部警察駐在所よりミュールドルフ郡部警察署 K. G.hauptstation へ、36名から40名にも及ぶ「ツイゴイナー」の大集団が出現したとの連絡があった。これを受けて同警察は即座に対応している。翌日ミュールドルフにて管区中央駐在所を含む4か所の駐在所（管区中央駐在所および3か所の駐在所）協力のもと、「一斉捜査」Streifeを実施したものの、ファルケンシュタイン同様失敗に終わり、取締り対象者の行方もわからずじまいであった。

郡部警察は、一斉捜査という形で近隣の郡部警察を結集させることによって警察密度を一時的に高め、シンティ・ロマ政策を「成功」へと導き、住民の信頼を勝ち取るとともに軍事上の安全を確保しようとした。しかしながらこうした手法では対象者を発見することはおろか、その足取りすら掴めずにおり、その治安維持能力のなさを晒すだけであった。このように従来手法で手詰まりとなっていた状況を打開するため、シンティ・ロマに対する収容措置がライヒの意向に反してでも求められるようになっていったのだと考えられよう。

3-2-2 地方自治体からの収容要請とバーデン令

こうした新たな措置を推し進めようとする動きは、ミュンヘン副指令部に限ったものではなかった。第2副指令部の設置されていたヴェルツブルクでも同様の動きがみられるが、このケースでは地方自治体側から軍への積極的な働きかけによって議論が活発化した点に特徴がある。1918年7月3日、ウンターフランケン・アシャッフエンブルク管区政府からバイエルン内務省へ送付された「ツイゴイナー」に関する報告書を見てみると、同政府はバーデンにおいて近年新たに実施された「厳格な措置」（「ツイゴイナー」などを対象と

¹³³ HStA München, MIInn72576, Nr. 1588, Gendarmerie Abteilung der Oberpfalz u. v. Regensburg, Kammer des Innern, am 14. Jul. 1917; MIInn72576, Nr. 2034a40, Regierung der Oberpfalz u. v. Regensburg, Kammer des Innern, am 16. Jul. 1917.

¹³⁴ HStA München, MIInn72576, Nr. 2102a12, Stellv. GenKdo. IbAK, am 2. Aug. 1917.

した労働強制を伴う収容措置。1917年12月20日発布)によって、バイエルン並びにウンターフランケンへ逃げてくる「ツィゴイナー」が増加しており、当地においても同様の措置をとるようヴェルツブルク副指令部へ掛け合い、電話協議の上認可されていたのである¹³⁵。また、同政府はウンターフランケンにおいて一斉捜査を構想しているが、そのための郡部警察官の人数が不足していることから、軍へ協力を要請していた。

この政策提言を受けて、ミュンヘン副指令部はミュンヘン警察本部と協議したうえで、バイエルン内務省に本件を一任するという判断を下した(1918年8月2日)¹³⁶。これに続いてミュンヘン警察本部は、バイエルン内務省へ宛てた書簡において、これまでのヴェルツブルク副指令部のシンティ・ロマ政策への批判を展開している。1915年9月に公布された軍令の「成果が上がっていないことをバイエルン第2副指令部[ヴェルツブルクを指す]は認めねばならない」とこれまでの軍部の対応を名指しで批判し、先のバーデン令を下敷きとした政策変更を求めているのである(1918年8月8日)¹³⁷。すなわち、同警察本部は、「ツィゴイナー・センター」の見解として、先述した1917年12月2日の予防拘禁・兵役強制令を次の観点から変更することを要求している。

- ① 対象者の携行している証明書の如何にかかわらず、外見から兵役義務年齢に達していると思われるものに臨時徴兵検査を実施すること。
- ② 捕虜収容所への収容対象者を拡大すること(バーデン令では「外国の男性ツィゴイナー」と「国籍不明の男性ツィゴイナー」のみを収容することを想定しているが、これに「女性のツィゴイナー」と「ドイツ人男性のツィゴイナー」を追加すること)。
- ③ ②の指示権限を管区警察官に与えること。
- ④ 「ツィゴイナー」の滞在地届け出義務の取締と処罰を徹底すること。
- ⑤ 無資格で国境を超えることに対する取締と処罰を徹底すること。
- ⑥ 「ツィゴイナー」へあらゆる身分証明書の発行を禁止すること。

そして、ミュンヘン警察本部は、②の一例として、ヴィーレンバッハ・ヴァイルハイムの工事現場 Baustelle へ労働可能な人物を投入することを挙げており、シンティ・ロマへの

¹³⁵ HStA München, MInn 72576, Nr.2102a8, Regierung v. Unterfranken u. Aschaffenburg, Kammer des Innern, am 3. Jul.1918.

¹³⁶ HStA München, MInn 72576, Nr. 2102a10, Stellv. GenKdo. IbAK, am 2. Aug. 1918.

¹³⁷ HStA München, MInn 72576, Nr.2102a11, Pol. dir. München, am 8. Aug. 1918.

労働強制を伴う収容の起源がここに見られる。この政策変更は、以下の事情によって取り締まりが上手くいっていないために必要だと同警察本部は説明している。すなわち、①「訓練された職員」が足りずに管区警察官、地区警察官、そして郡部警察官が多忙を極めていること、②郡部警察官がゲマインデの域外で「ツイゴイナー」の大集団に対処するのが難しいこと、③仮に対応できたとしても裁判所によって刑罰の執行が帳消しになったり、減刑されたりしてしまっていること、④ゲマインデが「厄介な住民」の受け入れを嫌っており、管区にとっても入植先や作業場といった受け入れ先を見つけるのは極めて困難なこと、以上4点である。更に④について同警察本部は、管区内の「いずれのゲマインデも厄介な住民が増えることを望んでおらず、それゆえゲマインデはツイゴイナーが隣接する管区まで移動するまでは大目に見て」しまっており、ゲマインデのこうした対応によって「ツイゴイナー禍の撲滅は支援されるのではなく、むしろ損なわれているかもしれない」とその対応を問題視している。成人のみならず、「ツイゴイナーの子ども」への態度も同様であった。「虱のたかっている不潔な人物を受け入れることは、誰にも強制できない」こと、救護養育施設においては「バイエルンにおいてその養育の試みがこれまで一様に成果なく終わっているツイゴイナーの子どもたちよりも、成功の約束されている子どもたちを念頭に置いている」ことから、「民間 bei Privaten で一時的に預かってもらうことですら、しばしば不可能となってしまっている」のであった。

それからおよそ2か月後の1918年10月11日、「労働可能」と管区医によって診断された「ツイゴイナー男性」をヴァイルハイムの工事現場へ投入するとの決定が、バイエルン第1司令部によって下された¹³⁸。終戦まで残すところ、わずか一か月のことであった。

3-2-3 郡部警察による取締まりの限界

先述の一斉捜査の失敗事例は、<二重の改革>に晒されていた郡部警察が、第一次世界大戦に伴う急激な社会の混乱と動揺に対応できていなかったことを示唆している。深刻な人手不足により、郡部警察は地元住民からの「ツイゴイナー禍の撲滅」を求める声に対応しきれなかった。この問題に対して、軍部および警察本部は、地方の警察権力の強化による解決を指向した。ただし、それは行政の最小単位であるゲマインデではなく、個々の

¹³⁸ HStA München, MInn 72576, Nr.2102a12, GenKdo. IbAK, am 11. Okt. 1918.

ゲマインデを統括している管区警察の権限強化という形が採られていた。それは、一つにはゲマインデおよびその域外においてシンティ・ロマの取締を担っていた郡部警察と地元ゲマインデ(およびその構成員)、民間施設の関係に原因があったのだと考えられる。同警察の取締活動は、ゲマインデ住民らの反感や不興を買わない範囲内で収められており、その場しのぎの「解決」がそれぞれのゲマインデ間で行われ、シンティ・ロマは「厄介なよそ者」としてゲマインデ間を往来するばかりであった(その意味で、入植などによる解決策は実施前から度外視されていた)。こうした個々のゲマインデの利害を超え、大局的な観点から新たな措置を実施し、問題を<解決>することこそが、管区警察に求められるようになったのだといえよう。無論、こうした事態に直面していた人々の「厄介なよそ者」に対する排他的態度は、シンティ・ロマの定住化が生来不可能だと見なされていたことも影響しているだろう。ミュンヘン警察本部の見立てでは、彼ら・彼女らの放浪行為は「ツイゴイナーの本性」に属しており、これによって定住化することは「あり得ない」が、労働強制を伴う収容措置案が通った場合には、「一時的な滞在」が「もしかすると成功するかもしれない」といった程度であった¹³⁹。

ともあれ、こうした体裁を繕うだけの対処は、第一次世界大戦において軍部という新たなアクターが登場することによって変更を余儀なくされた。兵役忌避・スパイ・食糧貯蔵庫や軍関連施設の仮といった平時とは異なる戦時特有の諸問題が発生すると、

ともあれ、追放=管理措置によって体裁を繕うだけの対処は、第一次世界大戦が開始されたこと、そして軍部という新たなアクターが登場することによって変更を余儀なくされた。兵役忌避やスパイ、食糧貯蔵庫や軍施設の管理といった平時とは異なる戦時特有の諸問題が発生すると、シンティ・ロマは、その<いかがわしさ>を理由として「兵役忌避者」などとともにもネガティブな形でこれらの問題と結びつけられるようになった。そのことは、次のミュンヘン王立警察本部の見解から明らかである。「徴兵されたツイゴイナーは、おそらくそのほとんどが脱走した。[中略]脱走兵は、ツイゴイナー集団やツイゴイナー一家へ合流するものもあれば、単独で偽名を用いて国内を放浪し、偽造証明書を使って長期にわたり拘束から逃れるすべを心得ているものもある。これらの人物は特別に注意を払うに値

¹³⁹ HStA München, MInn 72576, Nr.2102a11, Pol. dir. München, am 8. Aug. 1918.

する。なぜなら、これらの人物はとりわけ処罰に値する行為によって生計を立てているのであり、敵の情報収集活動にもおそらく従事しているからである」¹⁴⁰。

第一次世界大戦期のバイエルンでは、住民の要求に応えるとともに「国家の安全」を確かなものとするため、従来の追放措置に代わり、各管区の裁量によってシンティ・ロマを閉じ込め、隔離すること、すなわち収容措置が採用された。ただし、見落としてはならないのは、バイエルンにおける労働強制は地方自治体からの取り締まり厳格化の要望に応えるかたちで政策に採り入れられていったという点である¹⁴¹。いわば、中央と地方の相互作用によって第一次世界大戦におけるバイエルンのシンティ・ロマ政策は、新たな局面を迎えていたのである。

¹⁴⁰ Ebenda.

¹⁴¹ バイエルンの労働強制のモデルとなったバーデン令がどのような背景のもとに発布されたのかという点は重要であるが、これについては今後の課題としたい。

第4章：「労働忌避者」とシンティ・ロマ政策—ヴァイマル共和国 とバイエルン警察行政—

4-1 第一次世界大戦の終結とバイエルンにおけるシンティ・ロマ政策の混乱

第3章では、1926年法の特徴の一つである労働=収容措置が、第一次世界大戦期における軍事施設の保安強化および銃後の治安維持対策の一環として、シンティ・ロマ（の放浪生活）が「兵役忌避者」「敵軍のスパイ」といった「危険分子」と重ね合わされた結果、導入されていったことを指摘した。本章では、シンティ・ロマ政策の連続性・断続性を考察するうえで鍵となる同法のもう一つの特徴であるシンティ・ロマと「労働忌避者」はいかにして結びつけられたのかという点について、主にバイエルン内務省の史料を用いて、戦後から同法の成立までの議論を追うことにより検討していく。

4-1-1 戦前政策への回帰か戦中政策の続行か

戦後のバイエルンにおけるシンティ・ロマ政策は、ドイツ革命、国民議会におけるヴァイマル憲法の制定を終えたあとの1919年4月に動き出している。ミュンヘン警察本部がバイエルン内務省へ送った文書からは、当時のシンティ・ロマを巡る警察本部の現状認識と、戦争で中断されていたドイツにおける政策統合を再開しようとする動きが確認できる¹⁴²。その内容を整理すると、以下のとおりである（鍵括弧内は筆者訳出。以下同様）。

戦時中、徴兵された「ツィゴイナー」がその「生まれ持った性向」によって放浪生活へと身を委ね、軍からの脱走が頻発した。その放浪行為はスパイ活動にとって「特別の機会」を提供した。さらに、軍隊に警察官や「壮健な男性」を奪われてしまったことにより郊外地域における郡部警察が弱体化し、治安の維持ができなかった。こうした状況は、戦後も継続しているものの、先の革命によって生じた「無秩序な状態」による「ツィゴイナーの尋常ならざる出現」は確認できなかった。というのも、「概してこれらの人物の異質さ

¹⁴² HStA München, MIInn 72576, Nr. 2102a2, Pol.dir.München, am 21. Apr. 1919.

Fremdheit は、地元住民 bodenständige Bevölkerung と対峙しているもの」であり、政治的な関心は低いのに加え、彼らの活動している「広大な郊外地域」では政治活動が都市部ほど活発ではなかったためである。しかし、「人間社会における寄生植物」である「ツイゴイナー」は、現在の経済状況から（場合によっては不当に）利益を得ている。昨今の経済状況において「ある一定の住民階層で普遍的となっている、現金の余剰は、今や普通のツイゴイナーにおいても際立って」おり、彼らは多額の現金を持っているが、その出所は「当然ながら裏が取れていない」。また、そのすべてが「ツイゴイナー」によるものかは不明だが、彼らは農村における詐欺を頻繁に働いている。ただし、以上は概観にすぎない。各地における具体的な個別状況をミュンヘンの「ツイゴイナー・センター」は把握できていない。その主な原因は、昨今の社会環境の変化による業務量の増大に警察行政の下部組織が対応できず、「食糧状況の把握」「高利貸しの撲滅」といったその他業務に忙殺されていることにある。こうした事情によって、下部組織における「ツイゴイナー」に関する業務は滞っており、「ツイゴイナー・センター」は情報不足によって機能不全に陥ったのである。とはいえ、同センターの見立てによれば、過年の経済的・政治的環境の変化にもかかわらず、「ツイゴイナー問題全体の評価に関しては本質的な変化が見られない」ため、1914年に実行に移されなかった「利益共同体 Interessengemeinschaft の結合」の推進、つまりドイツにおける政策統合に再び取り組むことが可能である。その基礎としては、1914年7月28日付の「命令」が利用できる。修正を加えたうえでこれを再利用することを提案する。他方、「少なくともバイエルン領内での秩序ある状況をもたらすため」、バイエルン領内では「命令」を可及的速やかに施行したい。「[前略]かつての撲滅計画へ立ち戻ることはもはや目的に合致しないか、必要ではないといった見解が、もしかすると形成されているのかもしれない。しかし、ミュンヘン警察は、このような見解に対して力強く立ち向かわなければならない」。

以上の整理からわかるように、ミュンヘン警察本部は、シンティ・ロマに<起因>する治安の乱れが戦後も継続しているのに加え、新たな問題も発生してきていると認識していた。しかし、抜本的な政策変更は不要と判断し、その政策を戦前へと回帰させ、当時の方針を続行することで十分だと考えていた。ここで言及されている1914年7月28日付の「命令」

には、戦中に見られたような労働＝収容措置に関する規定はなく、修正点としては集団放浪対策を盛り込むことが提案されている程度であった¹⁴³。

こうした判断は、シンティ・ロマが政治活動にほとんど関与していないとみなされていたために下されたのだと考えられる。ドイツ革命の直後、しかも11月革命の発生したミュンヘンに居を構えた警察本部において、政治的に重要でない集団への対策が軽視されたのだろう。1919年にはバイエルン警察が、プロイセン警察の後を追うように、営舎に常駐した警察部隊（ランデスポリツァイ Landespolizei）を大都市に新設し、のちにこれをヒトラー一揆の鎮圧に投入していた¹⁴⁴。ヴァイマル初期の警察機関は、内政安定化に力点を置いていたのであり、政治との関わりが薄いと見なされたシンティ・ロマは重視されていなかったと思われる。

もう一つ考えられるのは、戦中から続く生活用品などの価格統制に警察が協力しており、未だその対応に追われていたということである。戦時中の食糧・燃料不足を受けて、1915年末に「バイエルン生活用品価格検査局」Bayerische Landespreisprüfungsstelle für Lebensmittel が設置された。その主目的は、食糧と燃料をはじめとした生活用品の価格統制であった。そして、地方自治体レベルで同政策を実践するため、「地方自治体価格検査局」Kommunale Preisprüfungsstelle が設置された。これは1919年時点で53か所あり、警察とも協力関係にあった¹⁴⁵。また、1916年12月には商品価格のつり上げや商品の闇取引を取り締まり、警察措置を講じるために「バイエルン戦時高利貸対策局」das Bayerische

¹⁴³ 提案された主な修正点は次の通り。テューリンゲンを政策統合地域として追加すること、集団放浪の問題を追加すること、行商での馬の売買禁止すること。また、郡部警察派出所 Gendarmeriestation での人手不足により、郷里への送還対象となった「ツィゴイナー」同行の規定は「恐らく実施困難」とされている。戦前の名称は、「ツィゴイナーの処遇にかんするバイエルン王国官吏への命令」Anweisung für die bayerischen Behörden des Königreiches Bayern über die Behandlung der Zigeuner である（HStA München, MInn72576, Nr. 2172a17, Pol.dir.München, am 28. Jul. 1914）。

¹⁴⁴ Volkert, Wilhelm, Bauer, Richard (1983) *Handbuch der bayerischen Ämter, Gemeinden und Gerichte: 1799-1980*, S.52, München. 当時のプロイセン警察については、以下に詳しい。矢野久(2011b)「ヴァイマル共和制初期におけるプロイセン「治安秩序警察」の成立過程——王立国家警察から人民治安防衛隊・治安警察・治安秩序警察へ」『三田学会雑誌』Vol.104, No.1 (Apr. 2011), 27-50 頁。

¹⁴⁵ Braun, Helmut (2006) „Kriegs- und Zwangswirtschaftsstellen, 1915-1924“ in: *Historisches Lexikon Bayerns* (2017年2月1日閲覧。
<http://www.historischeslexikonbayerns.de/Lexikon/KriegsundZwangswirtschaftsstellen,1915-1924>).

Kriegswucheramt が設置されている。以上の諸課題に対応するため、ミュンヘン警察本部の関心は、シンティ・ロマ政策そのものからは逸れていたと考えられる。

更に、ミュンヘン警察本部は、戦時中のシンティ・ロマをめぐる諸問題に言及しているものの、各地において、シンティ・ロマ政策がどれほど機能していなかったか把握できておらず、新たな対策の必要性を感じられていなかった可能性も考慮すべきである。実際、この点は上記の書簡において言及されているのみならず、のちに同警察本部が政策方針を改める際の理由として挙げられていた(同警察本部の「ツィゴイナー・センター」が、1921年に至っても「ツィゴイナー問題」の状況を把握できていなかったと内務省に対して明言している)¹⁴⁶。加えて、戦争と革命による混乱のさなか、同警察本部の「ツィゴイナー・センター」は、これまで収集した「ツィゴイナー」らに関する個人情報のほとんどを散逸してしまっていた¹⁴⁷。

このように、第一次世界大戦後のバイエルンにおいて、ミュンヘン警察本部は、その他の諸問題に忙殺されており、シンティ・ロマ政策そのものに大きな関心を寄せていなかった。そのため、その判断は戦時中に起きた政策転換の動きに合致していなかった。こうしたシンティ・ロマ政策を巡る混乱を如実に表しているのは、当時バイエルンで発布された、戦時法令の継続を巡る警察行政間のやり取りである。

1919年11月4日、バイエルンで発布された政令「戦争状態の終結とライヒ憲法48条IVに基づく暫定措置に関する政令」によって、ライヒ憲法178条第3節(旧体制下で発布された命令を現行法規に抵触しない限り有効と認めるもの)に基づき、1915年9月に軍部によって発布されたシンティ・ロマに対する収容措置令は破棄の対象外とされ、暫定措置として維持された¹⁴⁸。なお、この「軍令」には終戦間際に追加された労働強制は含まれておらず、収容措置だけが維持されたことに留意しておきたい。

このように、ミュンヘン警察本部の意に反して戦中のシンティ・ロマ政策の継続が決定されたが、そのおよそ半年後の1920年3月、同決定が各関係者に行き渡っておらず、ウンターフランケン管区北部のリューン地方では現場の混乱を招いていると、ミュンヘン警察

¹⁴⁶ HstA München, MIInn 72576, Nr.2512 a15 添付資料 (345/Ib?), Pol.dir.München, am 12. Apr. 1922.

¹⁴⁷ Albrecht (2002) S.139.

¹⁴⁸ Gesetz- und Verordnungs- Blatt für den Freistaat Bayern (1919) Nr.77, S.791-797.

本部、そしてバイエルン内務省へ報告があげられる¹⁴⁹。その内容を整理すると、次のようになる。

当時、ウンターフランケン管区およびバイエルン東部それぞれの国境付近で「ツィゴイナー禍の極めて顕著な増加」が確認されていた。当地では「旧オーストリア帝国領の各国からやってくるツィゴイナーの家族の活発な侵入」があり、「ツィゴイナーの越境の妨害および国境外への送還のための諸規定はとりわけ機能していない」¹⁵⁰。加えて、「数多くの管区行政官吏[管区警察を指すと思われる]がツィゴイナーへの断固たる処置を講じることに大きな抵抗を示しており、大抵は招かれざる客人たちを可及的速やかに再び追い払うよう努めていること、そしてその他の業務で手一杯となっている郡部警察は、ツィゴイナーに対する措置によって上司のところで評価されることもないため、より一層頻繁に措置を見合わせていることが認められる。また、ツィゴイナー禍の撲滅に関する郡部警察の業務遂行への意欲 *Dienstfreudigkeit* は、同業務に対応したツィゴイナーへの刑事訴追担当官 *Strafverfolgungsbehörde* による措置がたびたび実施されていない、ということによって損なわれている。それというのも、区裁判所検事ならびに検察官が、ツィゴイナーについては特別な評価を適用するという事実を十分に顧慮せずにいるからである」。こうした事態を招いた原因としては、1919年11月4日に発布された「集団放浪の禁止」を始めとした諸規定が「今日でも有効である」という事実が、郡部警察派出所ならびに刑事訴追担当官に知れ渡っていないこと、「多数の管区行政官吏、特に直轄都市の市庁が、厳とした態度で争うことを怠っているのみならず、もうすでに発効された規定に反する形で、真のツィゴイナーら *echte Zigeuner* に対して行商証明書を[発給に]必要な根拠も、ツィゴイナー・センターへの事前の照会もなく発行し、ツィゴイナー禍を促進している」ことなどが挙げられるが、「いずれにせよ、ここ数か月のツィゴイナーの出現に関する証言から、犯罪が全体的に増加した時期は、ツィゴイナーによる違法行為の増加も必ず生じていた、ということがはっきりとわかるのである」。

以上の整理から、バイエルン東部において、他国からバイエルンへのシンティ・ロマの流入が増加しているが、これに対処するための警察機能とネットワークがほとんど麻痺していることがわかる。その主な原因は、戦後の混乱によって現場における他業務(具体的な

¹⁴⁹ HstA München, MInn 72576, Nr. 2102a2, Pol.dir.München, am 1. Mär. 1920.

¹⁵⁰ Ebenda.

内容は言及されていないが、先に示した食糧・燃料の管理、価格の統制が含まれていると思われる)が増大しており、シンティ・ロマへの対応まで手が回っていないこと、「軍令」や行商証明書の発行規定といったシンティ・ロマ政策に関する各種規定が司法当局、行政当局といった関係機関によって遵守されていないこと、これらと相俟って警察当局自身も規定を遵守せず、その士気が落ちていることであった。そして、現場の見立てでは、昨今の犯罪件数全体の増加とシンティ・ロマによるそれが<連動>していた。このような見解に基づいて、対策の必要性が訴えられた。

上記報告を受け、ミュンヘン警察本部は早速動き出し、シンティ・ロマに対して例外措置を適用するよう、バイエルン内務省へ働きかけている(1920年3月26日)¹⁵¹。同警察本部は、リューン地方の報告にみられたシンティ・ロマ政策の機能不全を引き合いに出しながら、「ツイゴイナーに関してできる限り見て見ぬふりをしているであろう」管区警察以下の現場担当者が、「ツイゴイナー的放浪の禁止」に関し「より大きな期待」を寄せていることを示したうえで、「国 Land および民族 Volk のよそ者であり、まったく非社会的 unsozial なツイゴイナーを、無害なその土地の einheimisch 放浪者や物乞いと同じ尺度で測るのはいつも正しいとは限らない」ため、司法省とこの点について協議し、1919年11月4日の規定を盛り込んだ「新たな命令」*neuerliche Anweisung* を発布することを提案している¹⁵²。現場からの声に応じる形で、同警察本部は戦前回帰という当初の指針をすっかり改めていた。

そのおよそ2週間後、司法省は、警察本部からの照会に対し、「ツイゴイナーの違法行為、なかでも1919年11月4日令によって保持された、3か所のバイエルン副指令部のツイゴイナーに関する命令違反[「軍令」のこと]に対して特に重視して対処する」と前向きな回答を寄せ、例外措置への協力を約している¹⁵³。司法省が、例外措置という形で「軍令」をヴァイマル期にも継続しようとする警察行政の方針に賛意を表していたことが、はっきりと確認できる。

しかし、翌21年9月末には、「軍令」継続によるシンティ・ロマ政策は頓挫する。バイエルン政府とライヒ政府間で協議した結果、1919年令で継続された「軍令」は、戦時法令に立脚していることを理由に戦争終結に伴い「無効」とされたのである(ヴァイマル憲法

¹⁵¹ HStA München, MIInn 72576, Nr. 2102a2, Pol.dir.München, am 26. Mär. 1920.

¹⁵² Ebenda.

¹⁵³ HStA München, MIInn 72576, Nr. 2102a7, Justizministerium, am 12. Apr. 1920.

111 条 178 項)¹⁵⁴。問題視されたのは、「集団放浪の禁止」、「野営ならびに自治体警察への所在地通知義務に関し、ツィゴイナーを対象とした特別規定」であった。既に戦前回帰の方針を捨て、戦中回帰を志向していたミュンヘン警察本部は、この決定に強い反発を示し、治安の乱れと警察権力の弱体化を避けるために例外措置を至急法制化するよう、バイエルン内務省へ要請している。今回の決定は、「ツィゴイナー的なもの Zigeunertum の撲滅に取り組んできたあらゆる官吏・機関の権限にとって[中略]意味がない」のであり、同規定は「できる限り変更せずに保持せねばならない」¹⁵⁵。しかも、「規定の有効性が中断されてしまうたびごとに、ツィゴイナーにとってみれば国家警察の弱体化としてすぐさま感知されてしまうであろうし、保安全般ならびに国家権力の威信 *Autorität der Staatsgewalt* にとっては極めて好ましからぬ結果をもたらすであろう。こうした理由から、可及的速やかに特別法 *Sondergesetz* を制定するよう懇請する」¹⁵⁶。

ミュンヘン警察本部は、シンティ・ロマ政策の拠り所を失い、国家＝警察権力の威信が傷つくことを恐れていた。これによって、住民支配が弱体化し、社会の統制が取れなくなることを懸念していたのであろう。こうした状況のなか、バイエルン内務省は、二つの作業に取り掛かっている。一つは、戦前の政策に対する管区政府からの意見収集、もう一方は 1926 年法の法案作成である。

4-1-2 「軍令」を巡る各管区政府の立場

1922 年 1 月、バイエルン内務省は、冒頭で触れた 1914 年令を各管区政府に送付し、見解を求めている。これは、労働＝収容措置はおろか、集団放浪の禁止に関する規定すら欠如したものである¹⁵⁷。興味深いのは、それぞれの管区における「ツィゴイナー禍」の程度は一様でなく、問題のない管区も存在していたにもかかわらず、いずれの管区も対策の強

¹⁵⁴ HStA München, MInn 72576, Nr. 2102a3, Pol.dir.München, am 28. Sep. 1921.

¹⁵⁵ Ebenda.

¹⁵⁶ Ebenda. 他にも、氏名・出生地揭示義務を、貨物輸送車両 *Transportwagen* などだけでなく、「ツィゴイナー」にも課すことを要請している。

¹⁵⁷ HStA München, MInn 72576, Nr.2102a1/2, MInn, am 29. Jan. 1922 (日付不鮮明)。また、同文書では、テューリングゲンへ統合案として 1914 年令を送付するよう、バイエルン外務省へ依頼している。

化に積極的だった点である。つまり、すべての管区が破棄された「軍令」の効果を高く評価しており、その再発布または同様の規定を 1914 年令に盛り込むことを望んでいた¹⁵⁸。

こうした要求の背景としては、戦前の証明書発給による管理と、正式な証明書を持たない人物に対する追放を組み合わせた措置(管理＝追放政策)は、人手不足によって、もはやほとんど機能していないこと、すなわち少人数の現場担当者が大人数の放浪集団を監視し、コントロールすることがもはや不可能となっていた点がまず指摘できる。オーバーフランケン管区の報告によれば、1914 年令において管区警察に課せられている「警察同行」(被追放者を追放先のゲマインデまで送り届ける業務)が、「執行困難であることは珍しくない」¹⁵⁹。これは、「特に、保安上の理由による大集団の同行に対して官吏一名では十分でないため」である¹⁶⁰。オーバーバイエルン管区に至っては、「放浪集団への警察同行は[中略]実際のところ、まったく不可能である」とまで言い切っている¹⁶¹。これは、放浪集団に分散されてしまうと、わずかな現場警察官の人数では対応できず、もはや手の打ちようがないためだと説明されている。

ニーダーバイエルン管区においては、その管轄領域の広大さに伴う治安の乱れも問題となっていた。「平原の広がった土地において放浪の行き交いを監視することの困難さ、しばしば不十分となっている警察の警護、ならびにそれによって生じている郊外の住民の恐怖—なかでも郡部警察署から離れたところでツイゴイナーに対する郡部警察の助けを求めている—といったことは、ツイゴイナー禍の撲滅に対するこれまでの努力を台無しにすることに一役買っていたのである」¹⁶²。シュヴァーベン・ノイブルク管区も、「荒野」におけ

¹⁵⁸ オーバーフランケン管区は、バンベルクを除き「ツイゴイナー禍」は問題ないものの、「その有効性が確かだった」という「軍令」の再発布を当該管区全員が望んでいると報告していた。HStA München, MIInn 72576, Nr.2512a2, Regierung von Mittelfranken, am 17. Mär. 1922; Nr.2512a3, Regierung von Oberfranken, am 5. Apr. 1922; Nr.2512a4, Regierung von Niederbayern, am 5. Apr. 1922; Nr.2512a5, Regierung von Unterfranken und Aschaffenburg, am 15. Apr. 1922; Nr.2512a7, Regierung der Pfalz, am 20. Apr. 1922; Nr.2512a8, Regierung von Oberbayern, am 26. Apr. 1922; Nr.2512a9, Regierung von Schwaben und Neuburg, am 16. Mai 1922; Nr.2512a10, Regierung der Oberpfalz und von Regensburg, am 22. Mai 1922.

¹⁵⁹ HStA München, MIInn 72576, Nr.2512a3, Regierung von Oberfranken, am 5. Apr. 1922.

¹⁶⁰ Ebenda.

¹⁶¹ HStA München, MIInn 72576, Nr.2512a8, Regierung von Oberbayern, am 26. Apr. 1922.

¹⁶² HStA München, MIInn 72576, Nr.2512a4, Regierung von Niederbayern, am 5. Apr. 1922.

る窃盗・詐欺・違法な馬の売買・物乞い・放浪行為などの犯罪をおこなう「大きなラント禍」として「ツィゴイナー」が恐れられていると指摘している¹⁶³。

このように広大な郊外地域において、集団放浪している人物を取り締まることが困難を極めていた。そして、ニーダーバイエルン管区は、取締りの困難と現場の士気低下の関連性を指摘し、こうした観点から「軍令」に盛り込まれていた「集団放浪の禁止」の再導入の必要性を訴えている。「こうした効果的な措置[筆者注：「集団放浪の禁止」]が導入されない限り、ツィゴイナー禍に対する闘争は繰り返し成果の上がらないものに留まってしまおうし、それによって、同業務を委託されている官吏の仕事への意欲 *Arbeitsfreude* は、奮起させられるどころか失われているのである。従来から自治体警察のみならず郡部警察、そして管区警察すら、たんに断固たる処置をとる必要がないため、幾度も大目に見ていることは疑いようもない」¹⁶⁴。

しかし、たとえ取締りを執行できたとしても、現場の警察官たちは、裁判所からの協力を得ることもままならなかった。オーバーバイエルン管区は、「しばしば裁判所は、熱心な郡部警察官を前に、連行されたツィゴイナーに対して釈放などのいい加減な措置によって、徹底的な措置への意欲を殺いでしまっている」と苦言を呈している¹⁶⁵。ミッテルフランケン管区においてもそれは同様であった。「放浪行為を理由として管区警察の命令に基づき収容措置の課されなければならないツィゴイナーが、担当の裁判官によって詳しく審査されることなく釈放され、再び郡部警察とともに刑務所をあとにする事態が実際に起こっている」¹⁶⁶。

また、シュヴァーベン・ノイブルク管区が報告するように、「ツィゴイナー」からの「報復への恐れ」によって証言を拒むといった地元住民らの犯罪捜査への非協力が、こうした悪循環を更に後押しする場合もあった¹⁶⁷。

¹⁶³ HStA München, MInn 72576, Nr.2512a9, Regierung von Schwaben und Neuburg, am 16. Mai 1922.

¹⁶⁴ HStA München, MInn 72576, Nr.2512a4, Regierung von Niederbayern, am 5. Apr. 1922.

¹⁶⁵ HStA München, MInn 72576, Nr.2512a8, Regierung von Oberbayern, am 26. Apr. 1922.

¹⁶⁶ HStA München, MInn 72576, Nr.2512a2, Regierung von Mittelfranken, am 17. Mär. 1922.

¹⁶⁷ HStA München, MInn 72576, Nr.2512a9, Regierung von Schwaben und Neuburg, am 16. Mai 1922.

更に追放対象が、「外国のツィゴイナー」 *ausländische Zigeuner* と「無国籍のツィゴイナー」 *staatslose Zigeuner* の場合、その手続きの煩雑さと取り扱いの難しさが問題となっており、これを解決する手段として「ツィゴイナー・センター」がその業務を引き受けることや「収容所」 *Sammellager* の設置が提案されていた。ウンターフランケン・アシャッフエンブルク管区は、次のように指摘している。「まさに現在困難となっていて、時間を奪われている外国のツィゴイナーの証明書の取り扱いは、バイエルン全土における事務処理がツィゴイナー情報局のある本部[ミュンヘン警察本部の「ツィゴイナー・センター」を指す]に委任されることによって迅速化されるであろう。追放措置の完了まで、外国のツィゴイナーの家族は、収容所に収容しておけばと考えている」¹⁶⁸。オーバーバイエルン管区も「外国のツィゴイナー」を巡る問題への懸念を表明している。「警察官吏は、追放措置の可能性があるにもかかわらず、たんにツィゴイナーを他の管区へ押しつけることに終始してしまい、しかもそれは、自らの管区における安全を確保するものだが、ラントにおけるそれではない、といった危険」を考慮すべきとしている¹⁶⁹。

このように隣接管区同士で「外国のツィゴイナー」を押しつけあう事態を避けるため、同管区は「収容所」の活用と中央集権化を提唱している¹⁷⁰。すなわち、各管区警察は追放措置の可能性がある「外国のツィゴイナー」全員を収容所へ送り、ミュンヘン警察本部はその後の対象者の追放措置の手続きを行う、という役割分担が提案されているのである。その他の管区においても、バイエルンならびにライヒ国境を侵犯する「外国または無国籍のツィゴイナー」への対策強化(プファルツ管区)、「外国人」の放浪禁止(オーバーフランケン管区)が要求されていた¹⁷¹。

このように、第一次世界大戦期のみならずヴァイマル期に入っても、管理＝追放政策は、機能不全を起こしていた。シンティ・ロマらの「集団放浪」は取り締まられず、被追放者に対する「警察同行」は有名無実化し、現場の警察は政策執行への熱意を失い、裁判所や管区官庁も規定遵守していなかった。住民も報復を恐れて捜査に非協力的であり、地元警察

¹⁶⁸ HStA München, MInn 72576, Nr.2512a5, Regierung von Unterfranken und Aschaffenburg, am 15. Apr. 1922.

¹⁶⁹ HStA München, MInn 72576, Nr.2512a8, Regierung von Oberbayern, am 26. Apr. 1922.

¹⁷⁰ Ebenda.

¹⁷¹ HStA München, MInn 72576, Nr.2512a7, Regierung der Pfalz, am 20. Apr. 1922; Nr.2512a3, Regierung von Oberfranken, am 5. Apr. 1922.

との信頼関係は構築されていなかった。これらの諸問題を解決するとともに、「外国のツイゴイナー」と「無国籍のツイゴイナー」の追放措置に関する各管区の事務処理負担を軽減し、シンティ・ロマ政策を機能させるため、各管区を中心として、再び収容措置、すなわち管理対象を一か所に閉じ込める隔離政策が求められるようになっていったのだと考えられる。

4-2 「労働忌避者」とシンティ・ロマ政策

4-2-1 「労働忌避者」対策

興味深いのは、バイエルン各地の管区からこうした声上がる一方で、バイエルン内務省とミュンヘン警察本部の位置するオーバーバイエルン管区だけが、戦後から顕著に増加してきた「労働と光を嫌うならず者」の対策を1914年令に盛り込むよう、同内務省へ要請していることである¹⁷²。これは、事前にミュンヘン警察本部からオーバーバイエルン管区に対して送付された「命令」に関する文書が影響しているのだと考えられる。1922年4月12日付で発行された同文書は、手違いによりオーバーバイエルンには連絡が行っていなかった1914年令をめぐる現状説明と提案を行っているものであるが、ここでミュンヘン警察本部は、戦前の措置である1914年令の内容を「非本質的で、形式的な変更を施し、再発行したものにはすぎない」と強く批判し、再検討するよう求めており、そのなかで新たに「労働忌避者」対策を盛り込む必要が訴えられているのである¹⁷³。その要点を整理すると、次の通りである。

終戦からしばらく経った1921年まで、「ツイゴイナー・センター」は「ツイゴイナー禍」を巡る状況を把握できていなかったが、それ以降、各地の郡部警察および管区警察からの報告によって、第一次世界大戦中に発布された集団放浪および野営に関する軍令が破棄された影響の大きさを把握した。そして、「ツイゴイナー禍」に関する報告を読み、現状を把握するに至った。第一次世界大戦後、「人種」としての「ツイゴイナー」は減少しているが、

¹⁷² HStA München, MInn 72576, Nr.2512a8, Regierung von Oberbayern, am 26. Apr. 1922.

¹⁷³ HStA München, MInn 72576, 345/Ib (Nr.2512 a15 添付資料), Pol.dir.München, am 12. Apr. 1922.

対照的に「放浪者」は増大している。また、「隠れ蓑」としての行商証明書の悪用が増加しており、「あらゆる方面から強調されているのは、戦後、行商人の集団のなかでの労働と光を避けているならず者の増加が、尋常ならざるほどだということである。公共の安全は、とりわけ郊外において、この放浪民族のなかにいる、沢山のいかがわしい分子を仮借なく撲滅することを必要としているので、これらの集団はすべて、引き続き真のツィゴイナーと同様に扱われ、彼らのように撲滅されねばならない」(強調筆者)¹⁷⁴。

ここでミュンヘン警察本部は、戦後の「ツィゴイナー禍」について、他の管区とは異なり、以前から続くシンティ・ロマら放浪者の問題と、近年増加している「労働忌避者」の問題を結びつけ、共通の措置によって対処すべきだという立場を打ち出している。このような主張は、次のような概念理解を前提としていると思われる。すなわち、シンティ・ロマ、放浪者、「労働忌避者」、行商人、これらの集団は別々のものとして把握されているものの、上記の整理からわかるように、その差異は厳密ではなかった。「労働忌避者」の潜伏先が行商人の集団なのか、「放浪民族」なのか、「放浪民族」とは何を指しているのかといった点が判然としないまま、こうした集団をまとめて「真のツィゴイナー」と同様に対処することが提唱されている。ミュンヘン警察本部において、シンティ・ロマら放浪生活を営む人々はそれぞれ重ね合わせられ、アマルガムのような概念の様相を呈していた。同警察本部にとって最も重要なのは、取締り対象者が「いかがわしい分子」であるかどうかであり、その限りでは対象者を細かく区分する必要はなかったのであろう。ただし、曖昧に区別しつつも、同警察本部が規模の面で最も問題視していたのは、「労働忌避者」だったことは、先の引用文からも明らかである(区分が曖昧にもかかわらず、なぜ「労働忌避者」という概念が必要とされたのかについては、後ほど検討する)。このような概念理解に依拠することで、同警察本部は、シンティ・ロマを筆頭として、放浪生活から連想され得る諸々の<社会問題>を引き起こしている人物(そこには「労働忌避者」も含まれることになる)に対する例外法の制定を<正当化>しようとしていたのだと考えられる。「正しい理解では、その生活態度といわゆるその行商行為という手法によってその他の民族同胞 Volksgenossen に影響を与えている放浪民族というものの例外的な立場は、特別措置を正当化するだけにとどまらない。それどころかほとんどの警察支部はためらうことなく、公共

¹⁷⁴ Ebenda.

の安全への関心からツィゴイナーならびに同様の人物に対する例外法を要求しているのである」¹⁷⁵。

以上の内容を含む書簡を受け取ったオーバーバイエルン管区政府は、1922年4月26日、これに沿った形で1914年令に対する回答を作成し、バイエルン内務省に送付している¹⁷⁶。これらの状況を勘案すると、ここでの「労働忌避者」対策の盛り込み要求には、ミュンヘン警察本部の意向が反映されていると考えてよいだろう。

各管区政府とミュンヘン警察本部から1914年令に関する回答を受け取ったバイエルン内務省は、1924年1月11日に「集団放浪」の禁止規定を盛り込み、これを発布している(「ツィゴイナー撲滅のための命令」)¹⁷⁷。回答を受け取ってから発布まで1年以上経過しているのは、これを巡る議論と並行して進められていた例外法、つまり取締対象として新たに「労働忌避者」を盛り込んだ法案の具体的な検討がバイエルン内務省内で開始され、その後、関係各局との意見交換が始まっていたことが影響しているだろう。

4-2-2 「労働忌避者」とシンティ・ロマ

現存するバイエルン内務省の文書のなかで、シンティ・ロマらと「労働忌避者」が取り締まり対象として併記されたもっとも古いものは、1922年1月付で作成された法案原稿「ツィゴイナーならびに労働を忌避しているならず者の撲滅のための法案」である¹⁷⁸。これは、両者を労働=収容措置によって一括して取り締まるという、1926年法の第2の特徴を有している。この1922年法案は、バイエルン内務省が1914年令に対する各管区政府からの意見書を受け取った1922年3月以前に作成されていた。つまり、警察行政の中央に位置するバイエルン内務省とミュンヘン警察本部は、「軍令」が憲法違反によって破棄されたあと、1914年令への意見を募りながら、同時並行で1926年法の策定に取り掛かっていたことに

¹⁷⁵ Ebenda.

¹⁷⁶ HStA München, MIInn 72576, Nr.2512a8, Regierung von Oberbayern, am 26. Apr. 1922.

¹⁷⁷ „Anordnung zur Bekämpfung der Zigeuner“. In: *Bayerische Staatszeitung und Bayerischer Staatsanzeiger* (1924) Nr. 9, Nr. 62, RNr. 6184.

¹⁷⁸ HStA München, MIInn 72576, Nr.2512a3, MIInn, am Jan. 1922(日付なし) 作成, am 11. Jul. 1922(日付不鮮明)追記.

なる。その後、同原案は、各管区政府とミュンヘン警察本部の見解を盛り込み、バイエルン司法省へ送付されている(1923年1月)¹⁷⁹。

本章の目的は、1926年法の第2の特徴、すなわちいかにしてシンティ・ロマと「労働忌避者」が結びつけられ、ともに労働＝収容措置の対象となったのか、その形成過程を明らかにし、シンティ・ロマ政策の連続性・非連続性を考察することであった。よってここでは、1922年法案の措置の対象と内容を整理したうえで、それらがどのように根拠づけられ、いかなる目的を有しているのか、また法案検討にあたり、関係各局からどのような意見が出ていたのかについて整理していく。なお、1922年法案は、1914年令の検討と並行して行われていたため、その議論は互いに関連し合い、重なり合っていた。よってここでは、1922年法案に加えて1914年令に関する史料を適宜参照しながら、検討を進めていく。

1922年法案は、当初、第一次世界大戦中の「軍令」を基底として構想された¹⁸⁰。そのため、同法案で挙げられている措置の内容は、これまで確認してきた1914年令に関する警察行政の要求の多くに合致していた。具体的には、集団放浪禁止、滞在制限、賃金労働、労働＝収容といったものである。措置内容と対象に関する詳細な検討はのちほど行うとして、1922年法案においてまず注目すべきは、その作成が誰によって開始されたかという点である。先ほど述べたように、同法案は、各管区政府からの「命令」に対する回答が、バイエルン内務省に届く前に開始されている。つまり、1922年法案は、各地の管区政府からの要求を受けて中央警察行政が対応したというよりも、中央警察行政が、「軍令」破棄を受けて、自ら率先して行ったものと見なすべきである。そして、その構想のなかに既に労働＝収容措置が含まれていたことは、重要である。中央警察行政は、受け身の姿勢で労働＝収容措置を導入しようとしたのではなかった。

ただし、労働＝収容措置の実施について、バイエルン内務省はコスト面から消極的であった。1922年法案において、同内務省は、第一次世界大戦中のヴィーレンバッハ＝ヴァイルハイムの文化施設の建設現場において初めて実施された「警察による労働強制」が、「保安情勢一般の向上に大変適しているように思われる」とその保安効果を認める一方、「保安警察的な労働強制という措置は、現存している作業場というごく限られた枠組みにおいてのみ可能となっており、国家にとってはなんら収益をもたらすものではなく、むしろ費用

¹⁷⁹ HStA München, MIInn 72576, Nr.2512a14, MIInn, am 23. Jan. 1923.

¹⁸⁰ HStA München, MIInn 72576, Nr.2512a3, MIInn, am Jan. 1922 作成, am 11. Jul. 1922 追記.

をもたらすこととなろう。ゆえに労働を忌避しているならず者は、まず第一にラントからの追放措置を執るよう、取り計らうのが良さそうである」としていた¹⁸¹。

第一次世界大戦ののち、ドイツ全体が極度の経済混乱に陥っていた当時、財政を圧迫することを可能な限り避けたかったバイエルン内務省は、あくまで費用の掛からない追放措置を中心とすることを条件に、治安対策の観点から労働＝収容措置の導入に賛成していたのである。その賛成の根拠となっていたのは、大戦中の<経験>であった。この法案原稿作成後、同内務省が受領する各管区政府からの1914年令に関する見解においても、労働＝収容措置が威嚇手段として有効であると見なす声があり、こうした認識を支えていた¹⁸²。同様の意見は、ミュンヘン警察本部からも上がっていた。同警察本部は、1914年令に関する意見書のなかで、「労働強制と自由刑の組み合わせほどツイゴイナーに強烈な印象を与えるものはない」ため、この措置を再導入すべきだ主張していた¹⁸³。さらに同警察本部は、その意義を他ラントとの差別化の点からも強調していた。隣接するヴュルテンベルクでは集団放浪を禁止しているが、収容措置は講じていないため、もしバイエルンが労働＝収容措置を導入すれば、近隣各国のなかでもっとも厳しい措置をおこなうことになり、状況が改善されると見込んでいた¹⁸⁴。

ただし、同警察本部の「ツイゴイナー・センター」は、先の大戦における労働＝収容措置の実態を把握していなかった。そして、同措置の導入によって、新たなコストが発生することを認識していた。にもかかわらず、短期的効果が期待できるとして、労働＝収容措置を再導入することに賛成していた点は、看過すべきでない¹⁸⁵。ここには、費用の増加を伴ってでも労働＝収容措置なしには状況を打開できないと見ていたミュンヘン警察本部の

¹⁸¹ Ebenda.

¹⁸² シュヴァーベン・ノイブルク管区政府「ツイゴイナーが特に恐れるのは労働収容所 Arbeitshaus への収容である」、オーバーバイエルン管区政府「要望として、可能であれば収容措置およびラント警察官吏への移送といった、法規定において最も厳格な刑罰の定められることが幾度も出されている。というのも、自由の剥奪と労働強制以上にツイゴイナーに畏怖をもたらすものはないからである」(HStA München, MIInn 72576, Nr.2512a9, Regierung von Schwaben und Neuburg, am 16. Mai 1922; Nr.2512a8, Regierung von Oberbayern, am 26. Apr. 1922)。

¹⁸³ HStA München, MIInn 72576, 345/Ib (?) (Nr.2512a15 添付資料), Pol.dir.München, am 12. Apr. 1922.

¹⁸⁴ Ebenda.

¹⁸⁵ HStA München, MIInn 72576, Nr. 2512a14, Pol.dir.München, am 4. Nov. 1922.

危機感と、各地方からの報告を無批判に受け入れ、<有効な打開策>を再導入していこうとする中央警察行政の姿が垣間見える。

4-2-3 「保安警察的労働強制」と救貧制度改革

次に、1922年法案の対象と内容を検討していく。概して、同法案は、所轄の警察(管区警察、ミュンヘンでは警察本部)に以下の権限を付与するとしていた。

- ① 「ツイゴイナー」と「ツイゴイナー風に放浪している人物」に対する集団放浪の禁止(第2条)
- ② 刑罰を科された「ツイゴイナー」と「ツイゴイナー風に放浪している人物」に対する保安警察的理由に基づく滞在禁止と賃金労働の指示(第4条)
- ③ 刑罰を科されていない「ツイゴイナー」と「ツイゴイナー風に放浪する人物」に対する保安警察的理由に基づく労働＝収容の指示(第4条)
- ④ 自由刑に処された「労働忌避者」に対する保安警察的理由に基づく労働＝収容の指示(第5条)

まず、同法案の対象で特徴的な点は、「ツイゴイナー」および「ツイゴイナー風に放浪している人物」に関し、②刑罰を科されている場合は保安警察的理由に基づく滞在禁止と賃金労働、③科されていない場合は保安警察的理由に基づく労働＝収容と、刑罰の有無に応じて異なる措置が適用されていること、そして後者が④自由刑に処された「労働忌避者」と同じ措置を課されていることである。③と④の収容先として、「労働施設」のみならず「養育施設」「療養施設」も挙げられているが、いずれの収容先においても、「労働不可能」の場合は収容を認めないとしており、あくまで労働可能であることを前提としていた(第4条および第5条)¹⁸⁶。

¹⁸⁶ HStA München, MIInn 72576, Nr.2512a3, MIInn, Jan. 1922 作成, am 11. Jul. 1922 追記.

②と③の区別は、同法案で示唆されているように、ライヒにおける<移動の自由>関連法の枠内で、シンティ・ロマらに対するラントの追放権限を可能な限り拡大しようとしたために生じたと考えられる¹⁸⁷。

既に第2章で述べた通り、「移動の自由に関する法」は北ドイツ連邦での発布以来、行商営業の権利を国民に保障し、「扶助居住地法」の導入後は、大半の邦において貧民の移動も制限されなくなった。他方「移動の自由に関する法」第3条は、帝国刑法第361条によって処罰された人物の滞在を拒否する裁量を諸邦の警察に付与し続けていた¹⁸⁸。換言すれば、物乞いや放浪行為を筆頭とした犯罪により処罰された人物は、戸籍権のある邦においてのみ滞在し、生活を営むことを認められたのであり、それ以外の場所に滞在すれば警察による追放措置の対象となった。現場における措置の実態がこうした規定とかけ離れており、機能不全の様相を呈していたことは既に見たとおりであるが、あくまで規定上は、刑罰を科された「ツイゴイナー」および「ツイゴイナー風に放浪する人物」に対してこれを用いることで、バイエルン警察行政は、「保安警察的理由」に基づく追放措置を講じることができた。

しかし、当然ながら刑罰を科されていない「ツイゴイナー」および「ツイゴイナー風に放浪する人物」に対しては、同じ規定を適用することはできない。そこで1922年法案では、刑罰とは無関係に、つまり刑法ならびに「移動の自由に関する法」といった法規定に拠らずにこうした人物を取り締まることのできる措置として、「保安警察的な労働強制」が提唱されている。「[前略]さらに本法案において計画されている保安警察的な労働強制をラント法で導入することに、法的な障害はなく、帝国刑法典の施行法第5条[北ドイツ連邦時代の1870年7月8日公布の「北ドイツ連邦刑法典の導入に関する法」第5条(同刑法典で扱われていないものに関しては、ラント法に基づき拘禁、罰金刑、公職剥奪などのみを科し得るとしている)を指すと思われる]はこれに当たらない。というのも、ここで取り扱われているのは、刑罰ではなく警察の措置だからである。ここでは、移動の自由に関する法律とバイエルンの滞在法は問題とならない。というのも、これらは滞在制限が目的そのものと

¹⁸⁷ Ebenda.

¹⁸⁸ *Bundes-Gesetzblatt des Norddeutschen Bundes* (1867) S.55-58.

なっているものであり、保安警察的な労働強制に際して、滞在制限が警察による措置の結果となっているようなケースに反しないからである[後略] (強調筆者)¹⁸⁹。

シンティ・ロマに対する刑罰執行に関する裁判所の非協力的態度が、現場における機能不全の一因となっていたのは既に見たとおりである。「保安警察的な労働強制」が提案された背景には、こうした事情もあったのだと考えられよう。いずれにせよ、ここで構想されているのは、刑法制度を経由することなく、警察権限のみによって、「公共安全」の観点から危険とみなされたシンティ・ロマらを取り締まることである。

さて、1914年令を巡る議論で確認したように、当時の警察行政は、シンティ・ロマらと「労働忌避者」を、「いかがわしい分子」としてお互いを重ね合わせて理解しており、それはアマルガムのような概念となっていたのであった。ただし、そのなかでも、ミュンヘン警察本部およびオーバーバイエルン管区警察が最も問題視していたのは「労働忌避者」の存在だった。類似の存在にもかかわらず、わざわざ新たな概念がシンティ・ロマ政策に持ち込まれているのは、バイエルンでは1916年1月1日の「扶助居住地法」の導入によってゴータ条約が失効し、警察行政が救貧警察的理由に基づく追放措置をとれなくなったためだと考えられる。

既に第2章で述べたようにゴータ条約は、「郷里喪失者」Heimatloseと「被追放者」Ausgewiesene、つまり犯罪などにより郷里を失ったものや共同体から追放されたものを本来の所属先へ引き渡すため、1851年にドイツ各国間で締結されたものである¹⁹⁰。その後、ドイツにおける統一的な救貧制度を構築するために、プロイセンを中心として「扶助居住地法」が1870年に導入された際、同条約は失効した¹⁹¹。しかし、バイエルンは同法を1916

¹⁸⁹ HStA München, MIInn 72576, Nr.2512a3, MIInn, Jan. 1922 作成, am 11. Jul. 1922 追記。
Bundesgesetzblatt des Norddeutschen Bundes (1870) Nr.16, S.195-196, Einführungs-Gesetz zum Strafgesetzbuch für den Norddeutschen Bund. Vom 31. Mai 1870, §. 5.

¹⁹⁰ 1851年12月時点で加盟数21、1860年3月までに33に達し、ルクセンブルクも加入していたが、プロイセンは加盟していなかった。全加盟国は以下の通り。ナッサウ、ヘッセン＝ダルムシュタット、クーアヘッセン、ブラウンシュヴァイク、ハノーファー、ブレーメン、シャオムブルク＝リッペ、メクレンブルク＝シュヴェーリン、メクレンブルク＝ストレリッツ、フランクフルト、ヴェルテンベルク、ヘッセン＝ホムブルク、ハンブルク、バーデン、ルクセンブルク、リュウベック(ベルゲドルフ)(Ziegler, Georg (1921²) *Das Bayerische Aufenthaltsgesetz vom 21. August 1914 und das Freizügigkeitsgesetz vom 1. November 1867 mit den Vollzugsvorschriften und den übrigen einschlägigen Bestimmungen*, S.101-102, München, Berlin und Leipzig).

¹⁹¹ *Bundesgesetzblatt des Norddeutschen Bundes Band* (1870) Nr. 20, S.360 - 373, Gesetz über den Unterstützungswohnsitz §. 1.

年1月1日まで受容しなかったため、ゴータ条約が例外的に存続し、「救貧警察的理由」に基づく追放措置の法的根拠として認められ続けていた¹⁹²。換言すると、1916年1月1日に「扶助居住地法」が施行されたあと、バイエルンはドイツ国民に対し、「救貧警察的理由」に基づく追放措置を実施できなくなり、手元に残されたのは保安警察的追放措置のみであった。

バイエルンにおいて、救貧警察的理由ではなく保安警察的理由に基づく追放措置を整備しようとする動きは、すでに1914年8月21日にバイエルン法として発布されていた「滞在法」に見られる¹⁹³。同法は、「移動の自由に関する法」第3条第1節（「刑を科された人物」に対し、警察当局が滞在制限を課す権限）に基づき、警察行政が犯罪者など「公共安全」または公序良俗の観点から望ましくない人物に「滞在制限」Aufenthaltsbeschränkungを課し、バイエルンから追放するための法的根拠を提供していた（第3条）。しかし、その一方で、満16歳以上の人物が、継続して1年間、一定のゲマインデに滞在した場合、当地から追放されないことと、当地で救貧措置を受ける権利を得ることを保障していた（第6条第2項）。

バイエルン警察行政にとってこれは、バイエルンに移住してから1年以内に、刑罰が執行された人物に限って、追放措置を取れることを意味していた¹⁹⁴。そして、ミュンヘン警察本部は、こうした状況を「大都市における危険を形成している」と問題視し、1922年法案によってその追放根拠を緩和するよう要請していた¹⁹⁵。

同法案第5条の「労働忌避者」に関する規定は、「16歳以上で、規則正しく有益な仕事についていることを証明できず、強盗、窃盗、詐欺、贓物罪[盗品であることを知りながらその運搬や販売に関わること]、闇商売、暴利、禁止となっている生活必需品の輸出、売春

¹⁹² Ziegler (1921²) S. 95, 126-127. なお、ゴータ条約は、1840年代半ばのドイツ連邦において、犯罪によって郷里をうしない、追放され続けた人物の処遇を巡る議論の延長線上に生まれたものである。こうした問題により、郷里喪失と恣意的な追放から個人を保護する理念に基づき、連邦における統一的な戸籍権を定めようとする機運が高まり、草案においては戸籍権が出生地主義（国籍の獲得は出生による）に基づくものとされた。しかし、こうした動きは各国の利害関心によって繰り返し阻まれ、最終的に同法は、連邦の枠組みではなく、主権国家間の条約として締結されることとなった。その主目的はもはや個人の保護ではなく、「厄介な人物」の押し付け合いという各国行政間の係争を回避することに置かれた（Jurgen Müller (2003) *Deutscher Bund und deutsche Nation*, S.519-533, Frankfurt am Main）。

¹⁹³ *Gesetz- und Verordnungs- Blatt für den Freistaat Bayern* (1915) Nr.38, S.590-595.

¹⁹⁴ HStA München, MInn 72576, Nr. 2512 a14, Pol.dir.München, am 4. Nov. 1922.

¹⁹⁵ Ebenda.

婦のひも、営利目的の淫行 *Gewerbeunzucht*、密猟および密漁のかどにより、自由刑に処せられた労働忌避者は、[中略]公共の安全を理由とした刑罰執行の終了から起算して2年間が経過するまで、第4条[先述した1922年法案の②と③に当たる]に挙げられた措置を科されうるものとする」としていたが、これは、「滞在法」第5条第5項「公共の安全と風紀良俗に反するふるまいに対する滞在禁止」の追放規定と重なり合うものであった(「強盗、窃盗、横領、詐欺、贓物罪、偽造、または良俗 *Sittlichkeit* に反することにより、6週間以上にわたる自由刑あるいはその他の刑罰対象となるふるまいにより5年間以上にわたる懲役刑を科された人物、または1年間のあいだ、農作物の窃盗や耕地あるいは森林における不法行為または認可されていない狩猟により繰り返し自由刑に処された人物、そして労働忌避、放浪行為、物乞い、ベテン、職業的な猥褻行為により自由刑に処された人物は、[中略]投獄期間を除く2年間の刑罰執行ののちに、追放されうる」¹⁹⁶。

文言から確認される双方の差異は、対象となる懲役刑や自由刑の範囲が広がったことと、取り締まり対象者が多少異なるという程度であり、最終的に発布された1926年法の文言(「労働忌避者」に対する労働=収容措置を課すための前提として、懲役刑ないし自由刑による処罰を必要としている)においても、それは同様である¹⁹⁷。つまり、1926年法の「労働忌避者」という取り締まり対象自体は、滞在法におけるそれと似通っており、目新しいものではない。

この点について、バイエルン内務省はバイエルン司法省に対し、「同法案[1922年法案を指す]第5条の対象者は、同法が、規則正しく、法的に認可されている仕事に関する証明書を提示することのできない、労働を忌避している人物をいかなる場合においても取り扱わなければならないという点によって、滞在法第3条第5項の対象者とは本質的に異なっている」(強調筆者)と、その差異を強調し、同法の必要性を説いている¹⁹⁸。この文言から垣

¹⁹⁶ HStA München, MInn 72576, Nr.2512a3, MInn, im Jan. 1922 作成, am 11. Jul. 1922 追記.

¹⁹⁷ 1926年法第10条:[労働忌避者の収容、施設外労働とその報酬について]第1項:16歳以上の労働忌避者で、定職または仕事に対して真面目に努力していることを証明できない人物は、懲役刑を命じられた場合、公共の安全を理由として第8条第1項第2節・第3節ならびに第9条第1節・第2節で挙げられている措置を命じられうる。その人物が強盗、恐喝、窃盗、詐欺、贓物犯罪、少年愛、売春仲介、売春婦のひも、職業的猥褻行為、営業目的の賭博、放浪行為、労働忌避、物乞いを理由として、その他の自由刑を科された場合も同様である。[後略]](*Gesetz und Verordnungsblatt für den Freistaat Bayern* (1926) Nr. 17, S. 359-374)。

¹⁹⁸ HStA München, MInn 72576, Nr. 2512a14, MInn, am 23. Jan. 1923.

間見えるのは、「扶助居住地法」の導入以降、「救貧警察的理由」に基づく追放手段を失ったバイエルン警察行政が「公共安全」、つまり「保安警察的理由」に基づく取り締まり対象を拡大させることによって、その穴を埋めようとする姿である。ここでは、公的扶助の対象を可能な限り狭め、疑わしいものを排除することが含意されていたと考えてよいだろう。

このようにして 1922 年法案において、シンティ・ロマ政策に労働＝収容措置を再導入することと、「労働忌避者」の取り締まりを盛り込むことが構想された。そこでは、刑罰の有無による措置の違いが確認されたが、最終的に立法化された 1926 年法では、それだけにとどまらず、ドイツ国籍の有無、そしてバイエルン国籍の有無という区分による措置の違いも見られる(第 8 条第 1 項 3 および第 2 項)。ドイツ国民か否かという区分による措置の違いは、先述した管区政府からの 1914 年令に関する要望が影響しているのだろうが、同命令が 1924 年に実際に発布されたあとに起こった、取締対象を巡る議論も関連していたと考えられる。そしてその議論は、バイエルン国籍の有無による措置の違いをも生じさせたと考えられる。以上の点について、次項で見ていくこととする。

4-3 シンティ・ロマと「まっとうな行商人」

「軍令」破棄を受けて、戦後に公布が検討されはじめた 1914 年令は、ルール占領とハイパーインフレの起きたあとの 1924 年 1 月 11 日になって、ようやく発布された¹⁹⁹。この 1924 年令の発布に当たり、上級国家官吏から各管区政府ならびに各管区警察(およびミュンヘン警察本部)へ送られた通達では、バイエルン国籍の有無に応じて措置を変える方針であったことが示されている。すなわち、1924 年令は「まっとうな行商人」も取り締まり対象者とするが、バイエルンで行商証明書を得たものについては配慮すること、そしてバイエルン国籍を保有していない「ツイゴイナー」と放浪者については追放を基本とする旨が記載されていた²⁰⁰。

¹⁹⁹ *Bayerische Staatszeitung und Bayerischer Staatsanzeiger* (1924) Nr.9, Nr.62. R.Nr.6184, *Anordnung zur Bekämpfung der Zigeuner*; Hehemann (1987) S.296.

²⁰⁰ HStA München, MIInn 72576, Nr.2515a3, Generalstaatskommissar R/Nr. 6660, am 19. Jan. 1924.

「まっとうな行商人」も取り締まり対象とする 1924 年令の方針に対して、行商人の団体から反発が生じたのは当然であった。「南ドイツ移動販売員、興行師、行商人協会」からバイエルン内務省へ送付された意見書では、「外国からやってくるいかがわしい輩」、「ツイゴイナーならびにツイゴイナー風に放浪している自称行商人」(強調原文)を取り締まるという 1924 年令の狙いに理解を示しつつも、これによって、行商人の生計手段が失われてしまうことへの懸念が表明され、配慮が求められていた²⁰¹。行商人たちは、自分たちの立場を守るため、シンティ・ロマの<いかがわしさ>を強調し、区別しようとしていた。

同様の動きは、ミュンヘンの「ドイツ行商人全国協会」からバイエルン内務省へ送付された書簡においても確認される(1924 年 2 月)。同協会は、「外国からやってくるツイゴイナー」という「いかがわしい輩」を問題視し、このような「我々行商人のなかにある腫瘍の根絶」に賛意を表明していた²⁰²。以上の事例から見えてくるのは、<まっとうさ>と<いかがわしさ>が<ドイツ国内の行商人>と<ドイツ国外の「ツイゴイナー」>という二項対立に重ねあわされている構図である。行商人たちは、警察の取り締まり対象から外れるために、自分たちがいかがわしさからかけ離れた、まっとうな存在であることを示す必要に迫られていた。そこで彼らは、<まっとうな国民であるわれわれ>と<いかがわしい国外からのよそ者>という対立構図を作り、後者にその責を負わせることで、自らの保身を図ろうとした。

こうした行商関連団体からの要望を受け、バイエルン内務省は、「まっとうな行商人」に対する配慮をおこなう決定を下している。1924 年 3 月、先述の「南ドイツ移動販売員、興行師、行商人協会」からの意見書に対する同内務省から送られた回答では、1924 年令の例外は認めないが、「放浪しながらまっとうな商売を営んでいる、放浪者に当たる人物」については同規定の枠内で必要な譲歩をおこなうよう現場へ指示することを約束している²⁰³。実際、バイエルン内務省から同商工省と各管区政府へ、1924 年令の対象者は「定住地を持たず、常習的に放浪している人物のみ」であり、「単にそのまっとうな商売を営むために放

²⁰¹ HStA München, MIInn 72576, Nr.2512a5, Süddeutscher Verein Reisender Schausteller und Handelsleute in Nürnberg, am 8. Feb. 1924.

²⁰² HStA München, MIInn 72576, Nr.2512a6, Reichsverband ambulanter Gewerbetreibender Deutschlands, am 19. Feb. 1924.

²⁰³ HStA München, MIInn 72576, Nr. 2512a6(Abdruck), MIInn, am 5. Mär. 1924.

浪している、一定の住居を有する行商人」は対象外とする旨が通知されている²⁰⁴。このように、バイエルン内務省は、行商関連団体からの要請に応じて彼らに対する配慮をおこなっていた。

行商関係者とバイエルン内務省の間で、以上のような対立構図に基づく対象者の議論があった一方、地方行政と中央省庁の間では、バイエルン国籍の有無を基準とした包摂と排除の議論が行われていた。1924年9月、「バイエルン・ラントゲマインデ協会」の協会長 Geschäftsführer からバイエルン内務省へ、エアランゲンのゲマインデ・ブルックにおける「ツィゴイナー風に放浪する人物」に関する苦情が寄せられた²⁰⁵。その要点は次のとおりである。エアランゲンのゲマインデ・ブルックでは、最大10台までの「ツィゴイナー風に放浪している行商人」の家馬車が停泊し、当地を拠点として周辺地域で行商を営んでいるが、これらの人物は、子供と一緒に各戸をまわり、まず最初の人物が食料と飼料を求め、後からやってきたものが代金を支払うという「物乞いとは見なせないが、物乞いに近い行為」をしている。このようにして「全住民が著しく負担を強いられていることがまれではなく、その所有権に関して安全が脅かされてもいる」。彼らはほぼ例外なく、「ミュンヘン行商人ラント協会 Landesverband reisender Gewerbetreibender in München」の発行した証明書を保有している。ラント・ゲマインデ協会としては、行商人ラント協会にこうした「誤った状況」を是正していくよう働きかけていく。

以上のように、ゲマインデから行商人に対する<是正圧力>がかかっていた様子が伺えるが、現場警察は、証明書の保有と住民の苦情の少なさを根拠として、追放措置の対象外であるという判断を下していた²⁰⁶。ゲマインデ・ブルックを担当する現場警察からエアランゲン管区庁への報告内容を整理すると、次のとおりである。当地では、4台の家馬車が停泊している。うち3台はギュンツブルク管区出身の行商人とその息子のものであり、残り1台はミュンヘン出身者のものである。残りの家馬車は、すでに立ち去った。彼らのふるまいについて、ここ8日間苦情は大きくなく、証明書も問題ない。よって、措置の対象には当たらない。すでにギュンツブルクの一家も立ち去ったが、ミュンヘンの人物は馬が死亡してしまったため、立ち去れずにいる。

²⁰⁴ HStA München, MInn 72576, Nr.2512a6, 71a5, MInn, am 5. Mär. 1924.

²⁰⁵ HStA München, MInn 72576, Verband der Landgemeinden Bayerns e. V., am 2. Sep. 1924.

²⁰⁶ HStA München, MInn 72576, Beilage zu Nr.2978c10 (No. 965?), Gendarmeriestation Bruck, am 22. Aug. 1924.

こうした報告をもとに、「バイエルン・ラントゲマインデ協会」に対して、バイエルン内務省は、今後はこうした状況を放置しないよう、現場警察に勧告することを約しながらも、地元住民からの苦情がわずかなこと、そして件の人物がバイエルンの支援住居に住んでいることを理由に、これらの人物は取り締まり対象から外れることを明言している²⁰⁷。この事例からは、ゲマインデ側の要請に多少の配慮をしているものの、現場においては追放一辺倒ではなく、住民からの苦情の多寡と、バイエルン国籍保有者であるか否かが、措置に当たっての重要な判断材料になっていったことを示唆している。

同様の傾向は、バイエルン社会救護省の態度にも確認される。詳細は不明であるが、ゲマインデで厄介者となっている家族の追放についてのラント議員からの問い合わせに対し、バイエルン社会救護省は、バイエルン国籍を保有していることと、支援住居に住んでいることを理由として、追放の可能性を否定する回答を送っている(1924年7月)²⁰⁸。同省の見解を整理すると、次のとおりである。住宅不足に関する規定の目的は、あくまで住宅を探している人物に住居を提供することであり、ゲマインデを「お荷物となっている人物」から解放することではない。また、住宅監視の観点からしても、ゲマインデが措置を実施することも意味をなさない。たとえこの家族が立ち退きしたとしても、別のゲマインデで暮らすよう強いられるだけである。

以上のように、中央省庁は、対象者がバイエルン国民として救貧対象となる条件を満たしていた場合、地方行政からの要請を退け、シンティ・ロマらを包摂しようとしていたことがわかる。ただし、エアランゲンのケースのように、住民の不満が大きな問題となっていないことも、措置の執行にとって重要な判断基準となっていたことは看過すべきではない。実際、1922年法案について検討する中で、ミュンヘン警察本部は「ツィゴイナーという放浪民族とそれに類する人物に対し、最も極端な方法 mit radikalsten Mitteln を取るのが可能とならない限り、こうした[「ツィゴイナー禍」に対する]苦情は止むことはないだろう」と見立てたうえで、その解決策の一つとしても「極めて大規模な入植」を用いれば、ゲマインデ住民からの「最も大きな反発」を買うだろうと懸念を表明していた²⁰⁹。当時のシンティ・ロマ政策には労働＝収容措置以外の選択肢も存在していたが、住民からの

²⁰⁷ HStA München, MInn 72576, Nr. 2512a14, MInn, am 1. Okt. 1924.

²⁰⁸ HStA München, MInn 72576, Nr.2512a9 (Nr. 1506 c41), Ministerium für Soziale Fürsorge, am 9. Jul. 1924.

²⁰⁹ HStA München, MInn 72576, Nr.2512a15, Pol.dir.München, am 19. Nov. 1922.

反発を招く恐れがあることから選ばれなかった。しかし次にみるように、バイエルン警察行政は、こうした判断をシンティ・ロマが「人種」であることを理由に<正当化>していくこととなる。

4-4 バイエルンにおける財政と公的扶助

4-4-1 1925 年法案と各省庁の反応：「施設」から「労働施設」へ

シンティ・ロマらと「労働忌避者」を一括して取り締まる構想を有する 1922 年法案は、ミュンヘン警察本部と調整を経て、バイエルン司法省の了承を得たあと、1925 年 4 月にバイエルン全省庁へ回覧された²¹⁰。この 1925 年法案の特徴は、先に指摘したバイエルン国籍ならびにドイツ国籍の有無に基づく異なる措置(第 7 条 1 項(3)、2 項)を導入していることに加え、①シンティ・ロマを「人種」として明記していること(立案理由 I)、②「労働を忌避している人物」に対し、ヴァイルハイムの<経験>をもとに労働=収容措置の必要性をさらに強調していること(立案理由 第 9 条)、③「土着の放浪者」に対しては保安警察的理由に基づく措置のみならず、「社会扶助的な措置」を行う可能性も残していること(立案理由 第 8 条)である。

同法案の特徴をそれぞれ見ていくと、まず①について、「ツィゴイナーという放浪民族は、15 世紀に初めてドイツに現れて以来、ドイツ文化における有害で異質な身体であり続けている。ツィゴイナーを土地に繋ぎとめ、定住生活に馴染ませようとする、あらゆる試みは失敗しつづけている。過酷な刑罰であっても、彼らにその不安定な生活様式と非合法的な財産形成への傾向をやめさせることはできなかった。度重なる混血にもかかわらず、子孫は再び、その祖先が有していたものと同じ特性と生活習慣を備えたツィゴイナーになっているのである。こうした人種としてのツィゴイナーに徐々に加わってきているのが、いわゆる国内のツィゴイナーであるが、これはツィゴイナーの生活様式を受け入れ、そのことによってこれ[「ツィゴイナー」]と同じ程度負担となっている」(1925 年法案 立案理由 I)とし、バイエルン警察行政は実際には行われなかった定住政策を、「人種」を理由として「失敗」しつづけたものとして神話化し、シンティ・ロマを<矯正不可能な犯罪集団>として位

²¹⁰ HStA München, MA 100438, Nr.2512a19, MInn, am 8. Apr. 1925.

置づけていることがわかる。そして、その<放浪気質>に反する措置を導入することこそが最も効果的な対策だと主張している。「労働施設における収容措置は、ツィゴイナーと放浪者に対する最も効果的な手法である。こうした人々は、その性質からしてあらゆる仕事に向いておらず、とりわけその放浪生活の制限に耐えられないのである。それゆえ、彼らにとって、労働強制と結びついた自由の剥奪よりも過酷なものはないのである」(1925年法案 立案理由 第8条)。

バイエルン警察行政は、以上の認識に基づき、労働＝収容措置、すなわち保安警察的理由を用いてシンティ・ロマらを物理的に拘束し、警察の監視下に置き、共同体から隔離することを通じた<ツィゴイナー問題>解決の道を<自明>とした。ここに現れているのは、政策決定の責任をマイノリティに転嫁し、自らの選択を正当化しようとする警察行政の姿である。

しかし、その取り締まり措置は、シンティ・ロマと放浪者だけに限定すべきでない②「労働を忌避している人物」に関する議論が展開される。「こうした社会的寄食者から公共Allgemeinheitが被った度重なる攻撃は、本法案でツィゴイナーと放浪者に対して企図された、滞在制限と労働強制に関する諸規定を、労働を忌避しており犯罪的な人物に適用することが望ましいと思わせる」(1925年法案 立案理由 I、強調筆者)。

こうした適用範囲拡大を求めるのは、大都市部における「労働忌避者」対策が、バイエルン警察行政にとって喫緊の課題となっているからであった。「ここ[1925年法案]では、規則正しい職業にあることを立証できない、労働を忌避している人物も取り扱うべきである[中略]こうした刑罰対象となるふるまいについては、すでに有効な法律に基づいて幾ばくかの追放措置または労働強制を課され得る。しかし、まさにここで問題となっているのは、これまでの措置では実りある撲滅活動を果たせなかつた最悪の分子である」(1925年法案 立案理由 第9条、強調筆者)。「[前略]失うものは何もないこの無職のならず者はまさに、公共の安寧の乱れに大抵大きく関与しており、それゆえあらゆる大都市にとっての危険を形成しているのである」(1925年法案 立案理由 第9条、強調筆者)。

そして、労働＝収容措置を「労働忌避者」に適用することの有効性を、バイエルン警察行政は、経験の書き換えと誇張によって<根拠>づけている。「本法案における、こうした方針[滞在制限と労働強制に関する諸規定を、労働を忌避しており犯罪的な人物に適用すること]を目指した措置には、前例がないことはない。戦争末期、既にミュンヘン第1副指令部が、労働を忌避しており犯罪的な人物に対して強制滞在と警察による労働強制の実施に

よって、ヴィーレンバッハ＝ヴァイルハイムの文化施設の建設現場にて、初めて開始したのである。しかしながら、革命がその措置の続行を妨げたのである」(1925年法案 立案理由 I、強調筆者)。

第3章で論じたように、第一次世界大戦中に実施されたヴァイルハイムにおける労働＝収容措置は、シンティ・ロマが犯罪者、兵役忌避者、敵軍のスパイといった戦時における<反体制分子>および<危険分子>の<温床>となっているものの、従来の管理＝追放政策では取り締まられなかったために導入されたのであった。さらに本章で論じたように、戦後、「労働忌避者」の取り締まりを求めたのは、ミュンヘン警察本部やオーバーバイエルン管区といったミュンヘンの位置する警察行政機関に限られており、他のバイエルン警察行政からは「労働忌避者」対策を組み込むことは要望されていなかった。そしてそもそも、ミュンヘン警察本部は、20年代に入るまで、政治的混乱に対処するのに手いっぱいであり、シンティ・ロマ政策に関心を払っておらず、ヴァイルハイムに至っては一切関知していなかった。にもかかわらず、ここではあたかも第一次世界大戦中からバイエルンの各都市で「労働忌避者」の問題が継続しているかのように、そしてそれに対策を講じた<経験>があったかのように誇張して説明している。

その一方で、同法案は、労働可能であることを前提としていたとはいえ、「土着の放浪者」(これはバイエルン国籍保有者を指していると思われる)に対しては、保安警察的理由に基づく措置のみならず、「社会的な扶助措置」を行う可能性も残していた。「確かにこうした方針では大きな実務的困難が存在し、とりわけツイゴイナーの定住化を目標とする措置は、これまでの経験ではわずかな成功しか見込まれていないものの、とりわけ土着の放浪者に対して、単に警察的のみならず、社会的な扶助措置を執ることのできるよう、本法案第7条第1項2および第8条第3項[取り締まり対象となった「ツイゴイナー」と放浪者に、公共の安全を理由とした滞在禁止または特定の滞在先を指示する権限と、施設収容せずに賃労働を課す権限を所轄の警察に付与するもの]で想定されている法的裁量を作り出すことが望まれる」(1925年法案 立案理由 第8条)。

このように、1925年法案では、一部の被収容者に対しては、経済的配慮や救貧扶助を提供することも構想されており、同法案において国民国家の成員としての役割を果たせないものに対する支援を行うという社会国家の理念をここに読み取ることもできる。しかし、これから見るように、ドイツが極度の混乱状態に陥っていた当時、財政負担が膨らむこと

を恐れたバイエルン財務省は、こうした構想に繰り返し反発し、保安警察的措置としての性格が徹底されることとなった。

この 1925 年法案に対してバイエルン各省庁から意見が寄せられたが、本稿の検討課題の観点から重要なのは、商工省、社会扶助省、そして財務省の見解である。

まず商工省は、放浪者と「まっとうな行商人」を区別するための目印を行商証明書に盛り込むことを要求した(1925 年 4 月 29 日)²¹¹。この背景には、先述した行商人協会から寄せられた声があったとみてよいだろう。<いかがわしい国外からの「ツイゴイナー」>を排除し、<まっとうな国内の行商人>の権益と立場を守るため、提案されたのである。

社会扶助省は、「保安警察的労働強制」の法的根拠をバイエルンの「救貧法」でなく「ライヒ扶助義務令」とすることを求めた(1925 年 5 月 13 日)²¹²。すなわち、「救貧法」第 76 条(1914 年 8 月 21 日公布のバイエルン法、救貧警察的労働強制の対象者に関する規定)は、法的根拠として「時代遅れ」であり、代わりに「ライヒ扶助義務令 Verordnung über die Fürsorgepflicht」第 20 条(1924 年 2 月 13 日施行)を根拠にすべきとした。その上で社会扶助省は、保安警察的労働強制は、「扶助的労働強制とのできる限りの融合」が行われるべきとし、このような規定は「これまで存在していなかった」ものであると、その新規性を強調している。「ライヒ扶助義務令」は、相対的安定期のドイツにおいて実施された公的扶助改革の一環であり、これは自力で生活できない人々に対する生活保障を理念として掲げていた²¹³。一方、その福祉目標は、対象者を「健康」＝「労働可能であること」とし、その稼働能力を用いて自力で生活できるようにすることに置かれていた²¹⁴。こうした理念と目標に関連して、同法 20 条では、「労働可能にもかかわらず、その道徳的過失によって公的扶助の管理下にあるか、扶養を受ける権利があるものの管理下に置かれたもの」は、自らに課された仕事あるいは扶養義務 *Unterhaltspflicht* を怠った場合、扶助団体等からの申請に基づき、行政官庁によって、施設における労働強制を命じられることを規定していた²¹⁵。つ

²¹¹ HStA München, MInn 72577, Nr.7937, Ministerium für Handel, Industrie und Gewerbe, am 29. Apr. 1925.

²¹² HStA München, MInn 72577, Nr.3062a4, Ministerium für Soziale Fürsorge, am 13. Mai 1925.

²¹³ 馬場わかな (2016)「在宅看護・家事援助からみる社会国家の家族像」辻英史・川越修編『歴史のなかの社会国家』42-43 頁、山川出版社。

²¹⁴ 同上、51 頁。

²¹⁵ *Reichsgesetzblatt* (1924) Teil I, Nr. 12, Verordnung über die Fürsorgepflicht, S.104.

まり、同法は、こうした理念と目標の設定した枠組み、つまり社会規範から意図的に逸脱し、公的扶助制度を<悪用>しようとする人物を行政が取り締まり、その枠組みに強制的に引き戻す手段を保障していた。いわば不正受給対策である本規定を利用して、無職者や放浪者のうちに<潜伏>している「労働忌避者」を合法的に取り締まることを社会扶助省は内務省に提案したのである。

以上のように、社会扶助省の提案によって公的扶助改革の矯正を伴った排除の側面と1925年法案は結びつけられた一方、給付とケアを通じた包摂の側面は、財政的懸念に基づく財務省から大きな反発に遭った(1926年1月11日)²¹⁶。その内容を整理すると以下のとおりである。

(1) 1925年法案で、労働収容の収容先として「労働施設」のみならず、「養育施設」と「療養施設」が含まれていること(第8条)に関し、同省は、「ここで取り扱われているのは、保安警察的労働強制であり、養育措置または扶助措置に関するものではない」(強調原文ママ)と批判し、収容先から「養育施設」と「療養施設」を除外することを要請した。名目上、財務省は、これを法案の性格を鑑みての主張だとしているが、同時に財政負担への懸念も表明されていた。法案の対象範囲について十分に議論せず、その全貌を把握せずにいた場合、「それが公的財政 öffentliche Kasse への大きな負担を招くことになるのではないか」という疑念が頭から離れない。特に、養育または療養施設の被収容者が、その稼得収入で収容費用を賄えるかどうかということが、私には疑わしいのである」。

(2) 収容施設は新設せず現存施設のみの利用にとどめること(第8条)

(3) 「負担」をもたらしめているが刑罰を科されていないため、追放根拠を立証することが困難な「外国のツイゴイナー」を収容対象から外すこと(第8条)

(4) 「警察措置は単にツイゴイナー、放浪者、そして労働を忌避している人物の、現に存在している社会と経済の秩序と相いれない振る舞いの結果に過ぎない」ため、滞在制限、労働強制、労働収容といった措置を警察が執行するに当たって発生した経費を公費で賄うのではなく、本人負担にすること(第7条から第10条)

²¹⁶ HStA München, MInn 72577, Nr.33638, Finanzministerium, am 11. Jan. 1926.

このように、財務省は、財政負担増加への懸念から、1925年法案から公的扶助の包摂の機能を取り除き、その役割をあくまで排除機能に特化することを要求した。これに対し、内務省は基本的に反対の旨を回答した(1926年2月8日)²¹⁷。その内容を整理すると、次のとおりである。

(1)について：教育・療養施設への言及は、対象者が「何らかの疾患 Gebrechen」により労働収容所での作業に適さなかった場合に備えるため、必要である。「つまり、精神疾患を抱えたツィゴイナーあるいは放浪者で、その収容が警察的な関心において実施されるものは、矯正施設に収容されうるのではなく、療養施設・ケア施設に収容されることになるだろう。ともかく、矯正施設における通常の収容措置からの、このような逸脱は、ごくわずかな特例ケースとしての位置を占めることになるだろう。国庫からの特別な出費は、発生しないことになる」。

(2)について：現存する施設は収容人員のゆとりがあり、これらだけで取締対象者を十分収容できる見込みである（レープドルフでは定員600名のところ180名、ザンクト・ゲオルゲン・バイロイトでは定員300名のところ98名）。現在、レープドルフでは、操業維持のための労働力が「著しく不足」している。

(3)について：ほとんどの「外国のツィゴイナー」は、何らかの刑罰が科され、それに基づいて追放措置に処されるため、(追放できず)収容されるケースはほとんどない。よって収容人員圧迫の恐れはない。

(4)について：ライヒ刑法典第362条第3項の労働収容に関する規定にあるように、労働収容所への収容に係るコストを本人が負担しきれない場合は、国 Staat が負担することとする。

このように内務省は、1926年法を単なる保安警察的労働＝収容措置とするのではなく、精神疾患などによって<労働不可能>なもの、そして貧困に陥っているものに対応する役割を付与しようとしていたことがわかる。また、「外国のツィゴイナー」については、各管区から対応する必要性が以前から訴えられていたことも影響しているだろう。

²¹⁷ HStA München, MA 100438, Nr.2512a3, MIInn, am 8. Feb. 1926.

内務省からの回答のあと、(2)については話題に上らなくなる。そして、財務省と内務省の担当者間で協議が行われた結果、財務省は、(3)「外国のツイゴイナー」規定の保持を認めたが、財政負担への懸念が払拭されないのであれば、(1)「養育施設」と「療養施設」に関する規定を削除するよう、再度求めている(1926年2月20日)²¹⁸。「いずれにせよ、内務省が第9条第2項[「養育施設または」の文言削除について]の保持を重視するのであれば、国庫への負担を抑えるという財務省の意向に、これに対応した執行規定を具体的に示すことで応じられること、これを[文言保持の]前提条件とするのがよいだろう」。また、(4)に関連して、被収容者によるコスト負担を明記することも合意に達している²¹⁹。

このように、内務省は「養育施設」と「療養施設」への収容の必要性を繰り返し主張していたが、最終的に議会提出日程を優先するため、内務省が折れる形となった(1926年2月24日)²²⁰。この変更によって、同法の収容施設名は、「養育施設」と「療養施設」を含む「施設」から「労働施設」へと書き換えられることとなった(第9条第2項ほか)。加えて、収容コストを本人負担とすることも明記された(第12条)。

ここまで内務省が「養育施設」と「療養施設」への収容規定にこだわったのは、<労働不能>なシンティ・ロマらを公的扶助によってケアするという理念によるものではなく、ラント議会での法案成立反対を見越してのことであった。「法案の第9条第2項の規定は、とりわけラント議会審理にとって意義があったことだろう。というのも、これ[労働施設だけでなく「養育施設」と「療養施設」が収容先として挙げられていること]によってツイゴイナーと放浪者に対し警察的な強制手段によって措置が講じられることになる、という印象が避けられたであろうから」(1926年2月24日の決定に関する内務省の業務報告)²²¹。

4-4-2 議会審理：「ツイゴイナー法」から「ツイゴイナーおよび労働忌避者法」へ

²¹⁸ HStA München, MA 100438, Nr.7906, Finanzministerium, am 20. Feb. 1926.

²¹⁹ Ebenda.

²²⁰ HStA München, MA 100438, Nr.2512 a6, MIInn, am 24. Feb. 1926.

²²¹ HStA München, MIInn 72577, Nr.2512 a6, MIInn, am 24. Feb. 1926.

1925年法案は、財務省の執拗な要請に内務省が折れる形で最終的な修正を終え、1926年5月12日、バイエルン・ラント議会で審理された(第一読会、第二読会同日開催)²²²。審理では、まず1926年法に関する「憲法問題委員会」での検討結果がペスタロツァ(バイエルン人民党)によって報告され、それを受けて、法案全体の合憲性・合法性、そして各条項の内容が議論された。

ここまで述べてきたように、1926年法はもともとシンティ・ロマ政策として立案され、そこに「労働忌避者」取り締まりが追加されたものであったが、ラント議会での議論の大半は、後者に集中していた。特に問題となったのは、同法第10条(「労働忌避者」の定義と取り締まりを規定)であった。これは、失業状態とあらばあらゆる人々が取り締まり対象となる危険性を孕んだ「労働忌避者」という文言が同法に盛り込まれていたためである。例えば農民同盟は「ツイゴイナー禍からラントを守ろうとする」法案の趣旨は理解するが、第10条に関して、その恣意的な運用への懸念を表明していた。社会民主党も第10条で対象者が「労働忌避者」かどうかを判断する条件となっている「仕事に対して真面目に努力していることの証明」は、当局によって労働忌避者と失業者を同様に扱われる危険性を含んでいることから、「保安警察的な措置としての労働収容の導入」を警戒していた。また、近年の失業は、戦前のそれとは異なり長期化しており就業は困難となっているが、この変化を市民層は理解していないと、1926年法案を失業問題と直接結びつけて論じていた。バイエルン人民党は大都市部における取り締まり強化のため、「売春仲介業、営利目的の売春」といった職業を第10条の「労働忌避者」の具体例に追加することが必要だと主張していた。他方、共産党は、第10条は「法案全体の核心」である。「ツイゴイナー禍」対策であれば、従来の措置で十分である。同法案で「労働忌避者」を追加したのは、共産党および労働組合運動弾圧のためであると、「労働忌避者」概念の恣意的な法運用を危険視し、自党の政治活動に対する弾圧を目的としたものだと受け止めていた。

このようにバイエルン・ラント議会において、1926年法案は、当時社会問題となっていた大量失業問題と絡めて議論された。こうした「労働忌避者」重視の傾向を象徴するのは、法案の名称変更である。「憲法問題委員会」の報告者ペスタロツァ(バイエルン人民党)は、同法が略称「ツイゴイナー法」として提出されているが、実際には「労働忌避者」も取り

²²² *Stenographischer Bericht des Bayerischen Landtags* (1925/1926) Nr.106-129, Bd. 5, 116. Sitzung am 12. Mai 1926, S. 450-457 (2014年12月1日閲覧。
<http://www.bayerische-landesbibliothek-online.de/landtag-digital>).

締め対象とされているため、「ツイゴイナーならびに労働忌避者法」に改称すべきであると指摘し、ほとんど議論のないまま採択されている。これに伴い 1926 年法の正式名称も「ツイゴイナー、放浪者ならびにその他の労働忌避をしている人物に関する法律」から「ツイゴイナー、放浪者ならびに労働忌避者に関する法律」へと変更され、議会審理を通じて「労働忌避者」が前景化していったことがわかる。いわば、「労働忌避者」を媒介として、シンティ・ロマ政策は、当時の社会問題とますます結びつけられていったのである。

以上の議論とは対照的に、シンティ・ロマ政策としての議論はわずかであった。確かに冒頭、法案でシンティ・ロマ概念を「人種学」によって自明のものとしていることは違憲ではないか、憲法問題委員会から問題提起された。しかし、この問題は、<人種差別>という観点、すなわち憲法 109 条「生まれに基づく差別の禁止」の観点からではなく、憲法 110 条「各ラント構成員のドイツ国民としての平等な権利の保障」および 111 条「ドイツ国民の国内の移動の自由の保障」という観点から話し合われていた。また、法案審議において、シンティ・ロマに対する取り締まりは、「ツイゴイナー禍」対策として容認される傾向にあった。ラント議会において、マイノリティの権利保護は関心が払われず、あくまでドイツ国民という立場から<移動の自由>の権利保護が訴えられたにすぎなかった。

以上の指摘を受けて、法案を提出した内務省は、法案に共産党や労働組合取り締まりといった政治的意図は含まれておらず、あくまで「労働忌避者」対策であること、警察による第 10 条の恣意的な運用は司法手続きを踏むことによって防止されること、「労働忌避者」は「労働忌避」だけを理由として取り締まられることはないこと、そして同法案の労働収容措置に対するにおける労働収容の目的は保安警察的な治安維持のみならず、(既に財務省への譲歩によって社会扶助的特徴は法案から取り除かれたにもかかわらず)「改善扶助の考えも大きく考慮されることになる」と説明した。社会民主党と共産党は第 10 条を理由として法案に反対を表明したが、最終的に第 10 条の「労働忌避者」の具体例を変更したうえで法案は成立、1926 年 7 月 16 日に発布された²²³。

総じて、議会審理における 1926 年法批判は、労働者や失業者、あるいは労働組合や社会主義運動といった各陣営の利害関心に沿って展開されたにすぎなかった。そこに、<われわれ>と異なる文化、異なる価値観を有するマイノリティの生活様式を受け入れ、尊重し、共存を図ろうとする姿勢を見出すことは困難である。そこに見出されるのは、当事者不在

²²³ *Gesetz- und Verordnungsblatt für den Freistaat Bayern* (1926) Nr. 17, S.359-372.

の中、シンティ・ロマが、その生活様式から連想される当時の社会問題に結びつけられていく様相であり、その時々々の社会状況に応じて更新され、継続していく<ツィゴイナー問題>の姿である。

小括

① 第一次世界大戦中から警察行政によってその導入が求められていたシンティ・ロマに対する例外法は、第一次世界大戦期のシンティ・ロマ政策(「軍令」および関連措置)をモデルとして、最終的に1926年法という形でヴァイマル期に成立した。戦後に訪れた極度の経済混乱と財政難の中、更なる費用負担が避けられない労働=収容措置が同法によって再導入され得たのは、従来の管理=追放措置では取り締まりが限界に達していたこと、そしてミュンヘン警察本部が、第一次世界大戦期の<経験>を「兵役忌避」対策ではなく「労働忌避者」対策として書き換え、その<実効性>を演出したことに拠っていた。その根拠は、地方からの<成果報告>であり、これをそのまま無批判に受け入れていた中央警察行政は、その実態に関心を払っていなかった。地方警察行政からの声に中央警察行政が突き動かされる形で、戦中に<実効性の確認された措置>の再導入が決定されたのである。

② 「労働忌避者」は、ヴァイマル初期以降のミュンヘンなど一部の大都市の警察行政が、対策の必要性を求めていただけであった。にもかかわらず、法案の作成過程でミュンヘン警察本部によってその重要性が誇張された。「労働忌避者」概念は、シンティ・ロマ政策にやや強引な形で組み込まれたのである。これは、宗教改革以来、シンティ・ロマが怠惰と犯罪のスティグマを付与されていたことと無縁ではないだろうが、それ以上にこれは、「扶助居住地法」の導入によって「ゴータ条約」が失効し、生計手段の懸念される他ラントのドイツ国民に対して救貧警察的理由に基づく追放措置を取れなくなったバイエルン警察行政が、「公共の安全」などの保安警察的理由によってその穴を埋めようとする動きの現れであった。それは新たな公的扶助制度のなかで考案された、新たな社会的排除のあり方であった。

こうした展開が可能となったのは、ライヒ扶助義務令が<実際は働けるのに働こうとしない者>、制度を悪用して国家から生活費を騙し取り、<怠惰>に暮らそうとするものを公的扶助の対象から除外し、労働によって社会へ強制的に再統合する手段を提供していたた

めである。ここで問題とされているのは、<労働への意志>である。身体的・精神的に<健康>にもかかわらず働いていないのは、本人の意志が<安逸>へと向かっているためであり、このような「労働忌避者」に対しては、その意志に反してでも働くよう強制してよいという判断である。<働きもの>あるいは勤労者こそが、社会の構成員とみなされていたのであり、<怠けもの>は社会に存在してはならない、<社会の敵>であった。

そして、この二項対立の図式のなかで、後者の代表格に位置づけられたシンティ・ロマというマイノリティの権利を擁護しようとする声は、バイエルン警察行政はおろか、ラント議会での法案審理において聞かれることはなかった。公的扶助の対象者とされたシンティ・ロマもいたが、それは「土着の放浪者」、すなわちバイエルン国民としての権利が保障されただけにすぎない。

おわりに：「反社会的分子」と「人種」の狭間に

—世紀転換期バイエルンにおけるシンティ・ロマ政策の現代的意義—

ナチス時代、シンティ・ロマと「労働忌避者」はともに「反社会的分子」Asoziale として取り締まられたが、この「反社会的分子」Asozial という概念は、世界恐慌を経たあとの1931年に出版された『マイヤース百科事典』第7版の第13巻(補遺)に、新たな単語として掲載されたものである。興味深いことに、同書は1924年に「A」の項目を含む第1巻が発売されているが、ここには掲載されていなかった。しかし同13巻(補遺)になると、「反社会的分子」という項目が新たに掲載され、「社会の共同作業に参加しようとしないう者、あるいは参加できない者、または社会の制度を無下にする者あるいは歯向かうもの。飲んだくれ、放浪者、売春婦、労働忌避者、犯罪者。これらは大抵、社会にとって完全にあるいは本質的に負担となる。」と定義されている²²⁴。

つまり、世界恐慌を経たあとのドイツでは、未曾有の経済危機も相まって、その社会基盤である勤労(者)の重要性がますます高まることで、それに真っ向から対立するふるまいである放浪生活や労働忌避への非難が先鋭化し、これらの行いが「反社会的」と位置づけられたのだと考えられる。こうした怠惰=反社会的という結びつけは、「水晶の夜」(1938年10月)が起こる4か月前の6月1日、保安警察長官R.ハイドリヒが「反社会的人物」の取り締まり命令の中で示した「反社会的分子」概念でも見られる²²⁵。「①目下のところ定職を持たず、あちこちを渡り歩く放浪者、②一定の住居の有無にかかわらず、乞食を行うもの、③ツイゴイナー、および規則正しい労働への意志を一切持たず、又は犯罪を犯しツイゴイナー同様に放浪するもの、④かつて同じ行為により刑事訴追を受け、たとえその時立証されなかったにせよ、その後もなお売春婦のひもや娼婦仲間と交際している女衞、又は

²²⁴ Meyers Lexikon (1931⁷) 13.Bd.(Ergänzungen), S.256.

²²⁵ „Erlaß des Chefs der Sicherheitspolizei und des Sicherheitsdienstes Reinhard Heydrich an die Kriminalpolizeileitstellen“ (Berlin, 1. Jun. 1938). In: Ayaß, Wolfgang (1998) „Gemeinschaftsfremde“. *Quellen zur Verfolgung von „Asozialen“ 1933–1945*. Nr.66, Koblenz (2017年9月1日閲覧。
http://www.bundesarchiv.de/imperia/md/content/abteilungen/abtgd/dzd/dokumentenverzeichnis_e/materialien_5_gemeinschaftsfremde.pdf).

ポン引きを行う強い疑いのあるもの、⑤公務執行妨害、身体傷害、暴力行為、住居侵入等の行為の故に多くの前科を持ち、かつそのことにより民族共同体の秩序に自らを組み入れる意志を持たないことを明らかにしたもの」。

世紀転換期のバイエルン警察行政は、シンティ・ロマ政策を窃盗・乞食・敵軍のスパイ・兵役忌避・労働忌避・売春など<放浪生活>から連想し得る<犯罪行為>あるいは<問題行動>の限りにおいて、その時々々の社会問題に合わせて取り締まり対象を調整・変更し、社会的排除を実践していた。そして、決して枯れることのない社会問題の<源泉>が、「人種」としてのシンティ・ロマ(あるいは「真のツィゴイナー」)であった。どんなに数が僅かであろうと、周囲に<悪しき影響>を及ぼし続け、犯罪行為を広める<感染源>として位置づけられたその概念は、抑圧的な政策展開を正当化し、住民からの不興を買う可能性がある定住化政策を選択肢から除外するに当たって、格好の<根拠>であった。

シンティ・ロマ政策に関し、世紀転換期のバイエルン警察行政に一貫している姿勢は、抑圧的な措置によって<ツィゴイナー禍の撲滅>、すなわちシンティ・ロマを<他者>ならびに<内なる他者>として位置づけ、その社会的排除を実践することで住民の信頼を得て、その支配を安定化させようとするものであった。この政策方針を貫徹させるため、警察行政は<公共の安全>を錦の御旗として、その権限を肥大化させていき、刑法制度を迂回した措置によってその取り締まりを過激化させていったのだともいえよう。

こうした刑事司法制度を軽視する傾向は、ナチス時代において一層高まり、1935年6月28日の『改正刑法』では罪刑法定主義が否定された²²⁶。つまり、「民族共同体」の保護のために、処罰されるべき行為に適した法規が存在しない場合、それに適合するものを流用することが可能となったのである。

勤勉に働かない<怠け者>を反社会的と位置づけ、こうした人物を刑罰法規を介さずに取り締まるという点において、ヴァイマル末期とナチス期は通底している。「反社会的分子」を「共同体の異分子」として取り締まり、「民族共同体」の成立を目指したナチス期は、勤労(者)を重視する近代ドイツ社会の価値観が極限まで先鋭化した時代であったと見なすことができよう。

マイノリティを社会における<不当な利得者>として位置づけ、社会の構成員から排除しようとする動きは、残念ながら現代において過ぎ去ったものとは言えない。21世紀の今も、

²²⁶ 南利明 (1998)『ナチス・ドイツの社会と国家——民族共同体の形成と展開』208頁、勁草書房。

ドイツにおいてはシンティ・ロマや難民が、日本においてはアイヌなどの少数民族が、生活保護制度や少数民族保護政策といった<社会国家からの支援を不当に得て、財政に不当な負担をかけている>という偏見、すなわち彼ら・彼女らをセーフティネットとしての社会国家制度の不正利用者あるいは不正利得者として位置づけ、その社会ならびに国民国家から排除すべきだという非難は、未だ根強く、繰り返し私たちの耳に入ってくる。

例えば日本の生活保護費についていえば、リーマンショックから平成 23 年度までの間、その受給者並びに費用は増加傾向にある一方、日本に住む外国人で生活保護受給権を有するものは、リーマンショック以降減少傾向にあった²²⁷。にもかかわらず、その外国人の生活保護受給者数は増加していた。これは、外国人が社会的に弱い立場にあるため、経済危機の折に職を失いやすい境遇に置かれているためだと推察されるが、こうした状況は、先の偏見と絡み合いながらマスメディアで報道され、インターネットではより過激な形でこの<問題>が再生産され、これらの声が政治の場に持ち込まれて政治問題化され、日本におけるマイノリティに対する社会的排除を強めている。近年の日本においても<外国人の不正受給者>像が一定の訴求力を持つのは、国民国家の構成員の埒外にいる<怠け者>が、近代社会の前提となる労働を怠り、国民のためのセーフティネット機能である社会国家制度を悪用し、<われわれ>に不当な負担を強いているという反近代的・反国民国家的・反社会国家的なふるまいとして映るためであろう。その点において、<われわれ>は世紀転換期バイエルンのシンティ・ロマ政策が前提としていた価値観とともに生きている。

本稿は、こうした偏見が現実には人々と政策を突き動かし、マイノリティと<社会問題>を結びつけ、社会的排除を促進することを示唆しているが、この作動メカニズムを捉えるためには、バイエルン警察行政が繰り返し言及していた、シンティ・ロマと住民の関係が実際どうであったのか、特にシンティ・ロマに対して住民たちはいかなる反応を示したのかという生活史の観点から研究をおこない、考察を深める必要があるだろう。本稿はまだ、シンティ・ロマ政策の連続性・非連続性を考察するための第一歩を踏み出したに過ぎない。

²²⁷ 総務省行政評価局 (2014)「生活保護に関する実態調査 結果報告書 平成 26 年 8 月」23-24、41-42 頁(2017 年 9 月 27 日閲覧。
http://www.soumu.go.jp/main_content/000305409.pdf)。

付録

(1) マイヤース百科事典の記述

(A) 出自について

- ① 「ツィゴイナーの言語の核となっている部分に着目すると、この言語がインドヨーロッパ系であることは疑いようもなく、サンスクリット語と関連してもいるのである。[中略]こうした言語についての説明によれば、この民族の故郷がインドに求められることは明らかである」(第3版：999-1000頁；第4版：903頁)。
- ② 「インド出自であることは一般的に認められている」(第5版：1022頁)。
- ③ 「インド出自であることは一般的であり、当然のことと認められている」(第6版：924頁)。
- ④ 「故郷はインドである」(第7版：1786頁)。

(B) 言語について

- ⑤ 「[「ツィゴイナー」の言語に認められるサンスクリット語との関連性といった]ツィゴイナー全員に共通しているこうした核が、長期にわたって各地の民族のもとにとどまり、彼らの言語の一部と混ざり合った結果、その方言の総数はヨーロッパにおいておよそ13種類ほど認められる」(第3版：999頁；第4版：903頁)。
- ⑥ 「西アジアとヨーロッパ全土での放浪の過程において、係わり合いを持ったあらゆる民族 *alle Völker* の言語の構成要素をツィゴイナーは採り入れ、それによってさまざまな方言を形成した[中略]このような方言の形成にとって、諸国の盗人たちの言葉は無関係ではなかった。そしてまた、ツィゴイナーらはヨーロッパの盗賊たちの隠語を習得することも多かったのである」(第5版：1023頁；第6版：926頁)。
- ⑦ 「西アジアとヨーロッパ全土での放浪の過程において係わり合いを持ったあらゆる民族の言語の構成要素をツィゴイナーは採り入れ、それによってさまざまな方言を形成した。

こうしたさまざまな国 Nation の方言は、盗賊たちの隠語との関わりも見られた」(第7版：1787頁)。

(C) 生業について

⑧「全員が物乞いに従事しており、窃盗はとりわけ女性と子供によってなされる。あからさまな形での路上強盗はほとんど例がない。「職業については、釘、蹄鉄、口琴[筆者注：口に咥えて音を奏でる楽器の一種]などの金具師が最も多い。そして彼らは薬缶、平鍋、鍋を修理したり、木製の家具を製作したり、金の洗鉢をおこなったり、熊使いであったりするのである。悪だくみの機会の多い馬の売買人が各国で最も好まれている職業である[後略]」。(第3版：1000頁；第4版：904頁)

⑨「彼らは物乞いと盗みによって生計を立てることを最も好む。とはいえ、彼らは非凡で熟練した鉄と銅の鍛冶師である。[中略]年老いた女性は占い師であり、少女はすぐれた踊り子である。各地でツイゴイナーは、モラルの欠如を非難されているとっていいだろう」(第5版：1024頁)。

⑩「物乞い、盗み、動物を用いた詐欺的な治療などによって生計を立てることを最も好む。とはいえ、彼らは非凡で熟練した鉄と銅の鍛冶師である。[中略]年老いた女性は占い師であり、少女はすぐれた踊り子である。不道德であることへの非難は、もっぱら各地のツイゴイナーにたいして行われる」(第6版：926頁)。

⑪「ツイゴイナーは物乞いと盗みに熟達している。女性は占いに、娘は踊りに熟達している。男性は熟練した鍛冶師、鋳掛屋、針金細工師、木版師、家畜の売買人でもある」(第7版：1787頁)。

(D) 居住地域

⑫「ツイゴイナーは例外的に一定の居住地に留まることもある。そのさい、彼らの住まいは居住地域のはずれ *Ende des Ortes* である。放浪者たちはもっぱら生を受けた土地のなかでのみ移動し、出生地を離れる際はまたそこに帰ってくることを考えに入れているのである」(第3版：1000頁；第4版：904頁)。

- ⑬「ヨーロッパ全土、アジアの大部分、北アフリカに分布して生活している」(第3版：999頁；第4版：903頁)。
- ⑭「ヨーロッパからあふれ出た彼らは他の大陸へ流入した」(第5版：1022頁；第6版：925頁)。
- ⑮「ヨーロッパのほぼ全域、アジアの大部分に分布し、アフリカ・アメリカでも確認できる」(第5版：1022頁；第6版：924頁)。
- ⑯「彼らはヨーロッパから他の大陸へと広がっていった。1906年から1911年のあいだに東南ヨーロッパからドイツ全土、果てはイギリスまで[「ツィゴイナー」流入の]波が生じた。[筆者注：第一次]世界大戦以降、ツィゴイナーはドイツにおいて再度活発さを増してきている」(第7版：1787頁)。

(E) 居住人口

- ⑰「ヨーロッパにおけるツィゴイナーの人数はおそらく70万人以上だろう。そのうち50万人がトルコ、156,000人がオーストリア君主国に分布している」(第3版：1001頁；第4版：904頁)。
- ⑱「グイド・コーラ Guido Cora らの報告によれば、現在ヨーロッパ各国で居住しているツィゴイナーの数は次の通りである[筆者注：表1参照]。その他のヨーロッパ諸国に居住しているツィゴイナーは少なくとも905,000人である」(第5版：1022頁；第6版：925頁)。

国名(括弧内は調査年)	人口(人)
1 ルーマニア	250,000
2 ハンガリー(1893)	169,906
3 ジーベンヴェルゲン(1893)	105,034
4 トルコ	67,000
5 ロシア	58,000
6 ブルガリア	50,000
7 スペイン	40,000
8 セルビア	34,000
9 イタリア	32,000
10 ボスニア	18,000
11 オーストリア	16,000
12 ポーランド	15,000
13 イギリス	12,000
14 ギリシャ	10,000
15 デンマーク・オランダ	6,000
16 ドイツ	2,000
16 フランス	2,000
17 スウェーデン・ノルウェー	1,500

表1：ヨーロッパにおける居住人口数一覧 (出所)筆者作成

- ①⑨ 「ドイツについて報告された数字のうちのいくつかは、いくぶん大きすぎるものであるが3万人ともされている。事実、長年に渡って多くの場所で彼ら[ツィゴイナー]の痕跡がみられないのである。(東西両方の)プロイセン全土において、1,100人も確認されていないのである」(第5版：1,023頁；第6版：925頁)。
- ②⑩ 「ツィゴイナーが人口調査を逃れているため、各国は人数をまだ確定できていない。彼らの総数についての報告では、[その数値は]100万から500万のあいだを揺れ動いており、その大半はヨーロッパ東南に住んでいる」(第7版：1,786頁)。

(F) 定住政策

- ②① 「ハンガリーとロシアだけが第二の故郷である。マリア・テレジアとヨーゼフ二世は、抑圧されていた者を人間的に扱い、入植させたことによって大成功を収めたのであるが、1788年、スペインのカルロス三世は同様の試みを行ったものの、同様の結果とはならなかった。それに対してポーランドでは1791年に政府が望んでいたこと全てが達成された」。「ロシアでは法の制定によって彼ら[ツィゴイナー]がよそ者 Fremde ではなく帝国臣民 Reichsbürger と見なされているが、近年定住化を強制したため、ルーマニアとブルガリアへ移住したものも多い」(第5版：1023-1024頁；第6版：925-926頁)。
- ②② 「ハンガリーとロシアだけが第二の故郷である。マリア・テレジアとヨーゼフ2世は、抑圧されていた者を人間的に扱い、入植させたことによって大成功を収めたのであるが、一七八八年、スペインのカルロス三世は同様の試みを行ったものの、同様の結果とはならなかった。それに対してポーランドでは1791年に政府が望んでいたこと全てが達成された」(第7版：1788頁)。
- ②③ 「ルーマニアのツィゴイナーは(かつて彼らは君主、修道院、あるいは私有の農奴であった)その[筆者注：1855年の農奴]解放以降絶えず増大している」(第5版：1022-1023頁；第6版：925頁)。
- ②④ 「1855年、ワラキア全土において農奴が解放されたため、ルーマニアでのツィゴイナーの境遇は改善された」(第7版：1788頁)。
- ②⑤ 「1906年の通達によってプロイセンはツィゴイナーの定住を促進した」(第7版：1788頁)。

(G) 生活様式

- ②⑥ 「ツィゴイナーの住まいは粗末なテントであり、彼らはそれを貧相な馬にひかせた馬車で常に持ち運んでいる(トルコとイタリアでは驢馬の場合も)。定住のツィゴイナーは粘土と木枝でできたきわめて粗末なあばら屋あるいは藁の屋根で覆われた深い穴に住むことが多い」(第5版：1024頁；第6版：926頁)。
- ②⑦ 「ツィゴイナーの住まいはテントであり、彼らはそれを馬にひかせた馬車で常に持ち運んでいる(トルコとイタリアでは驢馬の場合も)。「テントではなく」その馬車自体が住ま

いとなる場合もある。定住のツイゴイナーは粘土や木枝でできたきわめて粗末なあばら屋あるいは藁の屋根で覆われた深い穴に住むことが多い」(第7版：1787頁)。

(H) 民族性

⑳ 「不可思議な放浪民族」(第3版：999頁；第4版：903頁)。

㉑ 「不可思議な放浪民族」。「留保つきとはいえ、ツイゴイナーは民族学の上でアリア人に数えられる混淆民族だろうともいわれている」。(第5版：1022-1023頁)

㉒ 「放浪民族」。「留保つきとはいえ、ツイゴイナーは民族学の上でアリア人に数えられる混淆民族ともいわれている」。(第6版：924、926頁)

㉓ 「放浪民族」。「人類学的観点について。留保つきとはいえ、ツイゴイナーはアリア人に数えられる混淆民族である」。(第7版：1,787頁)

(2) 1926年法の条文

「第1条：[「ツイゴイナー」と放浪者に対する放浪許可の要件について]

第1項：ツイゴイナーとツイゴイナー風に放浪する人物—「放浪者」—は所轄の警察 zuständige Polizeibehörde の許可を得ている場合にのみ、家馬車 Wohnwagen oder Wohnkarren での放浪を許可される。[後略]

第2条：[「ツイゴイナー」と放浪者の就学義務年齢の子どもの同行禁止について]

第1項：ツイゴイナーと放浪者は、就学義務年齢の子どもの引き連れてはならない。例外は、子どもの授業が十分に確保されている場合にのみ、自治体警察 Ortpolizeibehörde によって認められる。[後略]

第3条：[「ツイゴイナー」と放浪者に対する動物引き連れ許可の要件について]

第1項：ツイゴイナーと放浪者は、馬、犬および営業目的で用いられるその他の動物について、所轄の警察の証明書を有している場合にのみ、これを帯同することができる。[後略]

第4条：[「ツイゴイナー」と放浪者に対する武器・護身具携行許可の要件について]

第1項：ツィゴイナーと放浪者は、所轄の警察によって明らかに許可されていない限り、武器ならびに護身具を保有してはならない。[後略]

第5条：[「ツィゴイナー」と放浪者の集団放浪禁止について]

第1項：ツィゴイナーと放浪者は、集団で放浪または逗留 *rasten* してはならない。

第2項：集団とは、複数の個人が集まったもの、または複数の家族が集まったもの、または個人とその個人の所属していない家族とが集まったものを指す。家族に似た共同生活を送っている個人の集団もこれに当たる。

第6条：[自治体警察による「ツィゴイナー」と放浪者の野営地指定について]

第1項：ツィゴイナーと放浪者は、自治体警察により指定された場所ならびに期間のみ野営し、家馬車を停めることを許可される。

第2項：自治体警察は、野営に関して第5条の規定の例外を認めることが出来る。

第7条：[「ツィゴイナー」と放浪者の自治体警察への宿泊先届出義務について]

第1項：ツィゴイナーと放浪者は、到着次第速やかに停泊先の自治体警察へ宿泊先を届け出ること、ならびにその[届出に関係している]人物と引き連れている動物(第3条)に関して身元を証明しなければならない。[後略]

第8条：[所轄の警察により刑を科された「ツィゴイナー」と放浪者ならびに刑を科されていないバイエルン国籍以外の「ツィゴイナー」と放浪者への滞在制限と追放措置について]

第1項：1914年8月21日の滞在法(Gesetz und Verordnungsblatt, 1915, S. 590)あるいはその他の法規で定められているケースを除き、滞在制限は、刑を科されたツィゴイナーと放浪者に対し、以下の規定にしたがって所轄の警察によって命じられるものとする。

1. 公共の安全を理由として、特定の旅の方角[をその人物が取ること]を命じてよい。
2. 同様の理由から、3年間にわたり特定のゲマインデあるいは管区における滞在が禁止されうる、あるいは特定の滞在地を命じてよい。

3. このような[1および2で挙げた]人物がバイエルン国籍を保有していない限りにおいて、それが公共の安全の理由から実施される場合、その人物はバイエルンから追放してよい。

第2項：外国のツィゴイナーと放浪者についても、その人物が刑を科されていない場合、第1項が適用される。

第9条：[所轄の警察による、16歳以上の定職を証明できない「ツィゴイナー」と放浪者の労働施設への収容、施設外労働とその報酬について]

第1項：16歳以上のツィゴイナーと放浪者で、定職 *geregelte Arbeit* を証明できない人物は、所轄の警察によって公共の安全を理由として2年間まで労働施設 *Arbeitsanstalt* に収容されうる。

第2項：第1項に該当する人物に第8条第1項第2節によって特定の滞在地が命じられる限りにおいて、所轄の警察は、[その人物を]施設へ収容することなく、その力と状況に応じた賃労働をその人物に命じることもできる。

第3項：第1項または第2項により労働強制を命じられたツィゴイナーと放浪者は、その力量に応じて命じられた仕事を果たすことを義務とする。

第10条：[所轄の警察により懲役刑または自由刑を科された16歳以上の労働忌避者の収容、施設外労働とその報酬について]

第1項：16歳以上の労働忌避者で、定職または仕事に対して真面目に努力していることを証明できない人物は、懲役刑を命じられた場合、公共の安全を理由として第8条第1項第2節・第3節ならびに第9条第1節・第2節で挙げられている措置を命じられうる。その人物が強盗、恐喝、窃盗、詐欺、贓物犯罪、少年愛、売春仲介、売春婦のひも、職業的猥褻行為、営業目的の賭博、放浪行為、労働忌避、乞食を理由として、その他の自由刑を科された場合も同様である。[後略]

第11条：[所轄の警察による被収容者の一時的な釈放権限について]

所轄の警察は、取り消しできるものとして、労働施設に収容されている人物を一時的に釈放できることとする。

第12条：[被収容者による収容コストの負担について]

労働施設収容に係る費用は、被収容者が負担するものとする。

第 13 条：[収容施設内規について]

各労働施設は収容施設内規を有するものとする。[中略]これ[内規]は、内務省の承認を必要とする。

第 14 条：[「所轄の警察」の定義]

第 1 項：第 1 条から第 4 条、第 8 条から第 10 条までの意味における所轄の警察とは、当事者が措置執行開始の際に住居あるいは滞在先を有しているところの管区警察当局 *Bezirkspolizeibehörde* である。

第 2 項：第 11 条においては、労働施設での収容を命じた管区警察当局がその権限を有する。

第 15 条：[第 8 条から第 10 条の対象と見なされた人物による異議申し立てについて]

第 1 項：管区警察当局による滞在制限（第 8 条と第 10 条）あるいは労働強制命令（第 9 条と第 10 条）に対する異議申し立てについては、行政裁判所の設置ならびに行政法の事案における訴訟手続きに関する法規定に拠ることなく、管区政府 *Regierung*、第 2 審として管区内務院 *Kammer des Innern*、第 3 審として内務省 *Staatsministerium des Innern* が判決を下すものとする。[後略]

第 16 条：[第 8 条から第 10 条までの措置執行にかかる経費負担について]

第 8 条から第 10 条までの措置執行に関して、当事者は警察に拘留され、監視の上で移送されてよいものとする。これにより発生したコストは、当事者が負担するものとする。

第 17 条：[諸規定に違反した場合の処罰について。条文省略]

第 18 条：[第 15 条第 1 項に基づく行政裁判所の設置ならびに行政法の事案における訴訟手続きに関する法規定の改定について。条文省略]

第 19 条：[法律の細則決定権について]

第 1 項：本法律は緊急立法である。

第 2 項：法律の執行のために必要な施行細則は内務省が発行するものとする。」

参考文献

文書館史料

Hauptstaatsarchiv München, MIInn 66437, 72576, 72577; MA 100438.

同時代文献

Allgemeines Landrecht für die Preußischen Staaten (01.06.1794), Zweyter Theil, Zwanzigster Titel.

Von den Verbrechen und deren Strafen, §4. In: *OpinioIuris: Die freie juristische Bibliothek*.

(2017年4月6日閲覧。

http://opinioiuris.de/quelle/1623#Zwanzigster_Titel._Von_den_Verbrechen_und_derer_Strafen/).

Badisches Gesetz und Verordnungsblatt (1937) S.169.

Bayerische Staatszeitung und Bayerischer Staatsanzeiger, Nr. 9, 1924.1.11, Nr. 62, RNr. 6184.

Bundes-Gesetzblatt des Norddeutschen Bundes (1867) Nr. 16 (2017年6月閲覧。

<http://opacplus.bsb-muenchen.de/title/11631026/ft/bsb10710371?page=67>).

Bundesgesetzblatt des Norddeutschen Bundes Band (1870) Nr.16, Nr. 20.

Dillmann, Alfred(ed.) (1905) *Zigeuner-Buch*, München.

Gesetzblatt für das Königreich Bayern (1869) Nr.25 (2017年5月9日閲覧。

<http://www.mdz-nbn-resolving.de/urn/resolver.pl?urn=urn:nbn:de:bvb:12-bsb10345306-6>).

Gesetzblatt der freien Hansestadt Bremen (1933) S. 288-291.

Gesetz- und Verordnungs- Blatt für den Freistaat Bayern (1915) Nr.38; (1919) Nr.77; (1926) Nr. 17.

Hessisches Regierungsblatt (1929) S.66.

Höhne, Werner K. (1929) *Die Vereinbarkeit der deutschen Zigeunergesetze und -verordnungen mit dem Reichsrecht, insbesondere der Reichsverfassung*, S.194-195.

Huber, Friedrich (1912) *Der Wirkungskreis der Beamten des Polizei- und Sicherheitsdienstes in Bayern*, Nürnberg.

Kriminalistische Monatshefte (1928) 2.Jahrgang, Heft 7, S.148-149.

Meyer, Friedrich (1871) *Strafgesetzbuch für den Norddeutschen Bund: Vom 31. Mai 1870. (...)*, S.283-285, Berlin (2017 年 6 月 29 日 閱覽).

<http://opacplus.bsb-muenchen.de/title/BV015073668/ft/bsb11003113?page=5>).

Ministerial-Blatt des Reichs- und Preußischen Ministeriums des Innern (1936), 1. (97.) Jahrgang, S.785-786.

Reichsgesetzblatt (1871) Nr. 24 (2017 年 6 月 28 日 閱覽).

<http://opacplus.bsb-muenchen.de/title/3392425/ft/bsb11033712?page=189>).

Reichsgesetzblatt (1883) Nr. 15 (2017 年 5 月 9 日 閱覽).

https://de.wikisource.org/wiki/Gesetz,_betreffend_Ab%C3%A4nderung_der_Gewerbeordnung_#C2.A7._56d).

Reichsgesetzblatt (1896) Nr. 38 (2017 年 5 月 9 日 閱覽).

https://de.wikisource.org/wiki/Bekanntmachung,_betreffend_Ausf%C3%BChrungsbestimmungen_zur_Gewerbeordnung).

Reichsgesetzblatt (1924) Teil I, Nr. 12.

Richard, Andree (1906) „Die Zigeuner in Bayern.“. In: *Korrespondenz-Blatt der Deutschen Gesellschaft für Anthropologie, Ethnologie und Urgeschichte*, XXXVII Jahrgang, Nr.1, S.1-4.

Schröder, Hugo (1900) *Die Gendarmerie in Bayern*, Augsburg.

Staatsbibliothek zu Berlin – Preußischer Kulturbesitz (1804: Neue Ausgabe), *Allgemeines Landrecht für die Preussischen Staaten*, Bd. 4, S. 488 (2017 年 4 月 6 日 閱覽).

<http://resolver.staatsbibliothek-berlin.de/SBB000041CC00030000/>).

Stenographischer Bericht des Bayerischen Landtags (1925/1926), Nr.106-129, Bd. 5, 116. Sitzung
12.05.1926, S. 450-457 (2014 年 12 月 1 日閲覧。

<http://www.bayerische-landesbibliothek-online.de/landtag-digital>).

Verhandlungen des Bayerischen Landtags, Bd.1925/26.3, Beilage 1970, S.182; Bd. 1925/26.5,
Landtag, 112. Sitzung, am 12. 05. 1926.

Ziegler, Georg (1921²) *Das Bayerische Aufenthaltsgesetz vom 21. August 1914 und das
Freizügigkeitsgesetz vom 1. November 1867 mit den Vollzugsvorschriften und den übrigen
einschlägigen Bestimmungen*, München, Berlin und Leipzig.

百科事典

Encyclopaedia Britannica: a dictionary of arts, sciences, and general literature (1875-89⁹)
Edinburgh.

The Encyclopaedia Britannica: A dictionary of arts, sciences, literature and general information
(1910-11¹¹) Cambridge.

The Encyclopaedia Britannica: A dictionary of arts, sciences, literature and general information
(1929-33¹⁴) London.

Konversations=lexikon. (1878³) Leipzig/Wien.

Meyers Konversations=lexikon. (1890⁴) Leipzig/Wien.

Meyers Konversations=lexikon. (1897⁵) Leipzig/Wien.

Meyers Großes Konversations=lexikon. (1908⁶) Leipzig/Wien.

Meyers Lexikon (1930-1931⁷) Leipzig/Wien.

研究書・書籍・論文・報告書

岩田正美 (2008)『社会的排除—参加の欠如・不確かな帰属』有斐閣。

市野川容考,宇城輝人 (編) (2013)『社会的なもののために』ナカニシヤ出版。

湯浅誠 (2008)『反貧困——「すべり台社会」からの脱出』岩波新書。

大谷実 (2015)「一九世紀末から二〇世紀初頭のドイツにおけるシンティ・ロマ概念の変遷——百科事典と内務省史料を手掛かりに」『ゲシヒテ』第8号、3-22頁(2017年8月1日閲覧。 <http://dogenken.web.fc2.com/gesch.html>)。

小野清美 (1993)「訳者解説 ポイカートと近代」デートレフ・ポイカート(著)、小野清美、田村栄子、原田一美(訳)『ワイマル共和国——古典的近代の危機』名古屋大学出版会、261-273頁 (Peukert, J.K. Detlev(1987) *Die Weimarer Republik: Krisenjahre der klassischen Moderne*, Frankfurt am Main.)。

カー, E.H. (著) (1962)、清水幾太郎(訳)『歴史とは何か』(岩波新書)、岩波書店(Carr, Edward Hallett (1961) *What is history? : the George Macaulay Trevelyan lectures delivered in the University of Cambridge, January-March 1961*, London)。

金子マーティン(編訳) (1991)『ナチス強制収容所とロマ : 生還者の体験記と証言』明石書店。

金子マーティン(編) (1998)『「ジプシー収容所」の記憶 : ロマ民族とホロコースト』岩波書店。

川越修(1988)『ベルリン 王都の近代——初期工業化・1848年革命』ミネルヴァ書房。

川越修, 矢野久 (2016)『明日に架ける歴史学——メゾ社会史のための対話——』ナカニシヤ出版。

総務省行政評価局 (2014)「生活保護に関する実態調査 結果報告書 平成26年8月」(2017年9月27日閲覧。 http://www.soumu.go.jp/main_content/000305409.pdf)。

- バウマン, ジークムント(著)(2001)、森田典正(訳)『リキッド・モダニティ: 液状化する社会』大月書店(Bauman, Zygmunt (2000) *Liquid modernity*, Cambridge)。
- ハント, リン A. (著)(2011)、松浦義弘(訳)『人権を創造する』岩波書店(Hunt, Lynn Avery (2008) *Inventing human rights: a history*, New York)。
- フーコー, ミシェル(著)(1977)、田村俣(訳)『監獄の誕生——監視と処罰』新潮社(Foucault, Michel (1975) *Surveiller et punir : naissance de la prison*, Paris)。
- ブルーベイカー, ロジャース(著)(2005)、佐藤成基, 佐々木てる(監訳)『フランスとドイツの国籍とネーション: 国籍形成の比較歴史社会学』明石書店(Brubaker, Rogers (1992) *Citizenship and nationhood in France and Germany*, Cambridge)。
- ポイカート, デートレフ(著)(1991)、木村靖二, 山本秀行(訳)『ナチス・ドイツ ——ある近代の社会史——』三元社(Peukert, J.K. Detlev (1982) *Volksgenossen und Gemeinschaftsfremde: Anpassung, Ausmerze und Aufbegehren unter dem Nationalsozialismus*, Köln, 1982.)
- ポイカート, デートレフ(著)(1994)、雀部幸隆, 小野清美(訳)『ウェーバー——近代への診断——』名古屋大学出版会 (Peukert, J.K. Detlev (1989) *Max Webers Diagnose der Moderne*, Göttingen.)。
- 南利明 (1998)『ナチス・ドイツの社会と国家——民族共同体の形成と展開』勁草書房。
- ヤング, ジョック(著)(2007)、青木秀男ほか(訳)『排除型社会: 後期近代における犯罪・雇用・差異』洛北出版(Young, Jock (1999) *The exclusive society: social exclusion, crime and difference in late modernity*, London)。
- ヤング, ジョック(著)(2008)、木下ちがや, 中村好孝, 丸山真央(訳)『後期近代の眩暈: 排除から過剰包摂へ』青土社(Young, Jock (2007) *The vertigo of late modernity*, London)。
- ユ・ヒョジョン, 岩間暁子 (2014)「小さな民族の広い世界——ドイツ東部のナショナル・マイノリティ「ソルブ人」を通して——」『応用社会学研究』No. 56、191-210 頁。

ローゼ, ロマニ (編) (2010)、金子マーティン(訳)『ナチス体制化におけるスインティとロマの大量虐殺—アウシュヴィッツ国立博物館常設展示カタログ(日本語版)』解放出版社。

矢野久 (2011a)「プロイセン警察からナチ警察へ——<現代化>の先取り？」大日方純夫・林田敏子(編)『近代ヨーロッパの探求 13 警察』149-195 頁、ミネルヴァ書房。

矢野久 (2011b)「ヴァイマル共和制初期におけるプロイセン「治安秩序警察」の成立過程——王立国家警察から人民治安防衛隊・治安警察・治安秩序警察へ」『三田学会雑誌』Vol.104, No.1 (2011.4), 27-50 頁。

Aiber, Ludwig (1993) „Die Verfolgung der Sinti und Roma in München 1933-1945“. In: Aiber, Ludwig, *Ich wusste, es wird schlimm.: Die Verfolgung der Sinti und Roma in München 1933-1945*, München.

Albrecht, Angelika (2002) *Zigeuner in Altbayern: 1871 - 1914; eine sozial-, wirtschafts- und verwaltungsgeschichtliche Untersuchung der bayerischen Zigeunerpolitik*, München.

Braun, Helmut (2006) „Kriegs- und Zwangswirtschaftsstellen, 1915-1924“. In: *Historisches Lexikon Bayerns* (2017 年 2 月 1 日閲覧。

[http://www.historischeslexikonbayerns.de/Lexikon/KriegsundZwangswirtschaftsstellen, 1915-1924](http://www.historischeslexikonbayerns.de/Lexikon/KriegsundZwangswirtschaftsstellen,1915-1924)).

Breibeck, Otto Ernst (1971) *Bayerns Polizei im Wandel der Zeit*, München.

Bundesministerium des Innern (2010³) *Nationale Minderheiten in Deutschland*, Berlin.

Bonillo, Marion (2001) *"Zigeunerpolitik" im Deutschen Kaiserreich: 1871 – 1918*, Frankfurt am Main, Berlin, Bern, Bruxelles, New York, Oxford, Wien.

Döring, Hans-Joachim (1964) *Die Zigeuner im Nationalsozialistischen Staat*, Hamburg (2017 年 5 月 11 日閲覧。 http://idb.ub.uni-tuebingen.de/diglit/NKS_1964_012).

Hehemann, Rainer (1987) *Die „Bekämpfung des Zigeunerunwesens“ im Wilhelminischen Deutschland und in der Weimarer Republik: 1871 – 1933*, Frankfurt am Main.

- Hopfenmüller, Annelie (2007) „Die Vor- und Frühgeschichte der bayerischen Gendarmerie als Teil der bayerischen Verwaltungsgeschichte der Ära Montgelas“. In: *Archivalische Zeitschrift*, Vol.89, S.273-324.
- Korzilius, Sven (2009) „Gesellschaftlich Ausgrenzung“. In: Leonore Ansorg(et.al) >>Das Land ist still<<, Köln/Weimar/Wien.
- Lewy, Guenter (2000) *The Nazi persecution of the Gypsies*, New York.
- Lindenberger, Thomas (2005) „Asoziale Lebensweise“. In: *Geschichte und Gesellschaft*, 31.Jg.2005/Heft2, S.227-254.
- Lucassen, Leo (1995) *Zigeuner: die Geschichte eines polizeilichen Ordnungsbegriffes in Deutschland 1700-1945*, Köln.
- Mages, Emma (2006) „Bürgermeister (19./20. Jahrhundert)“. In: *Historisches Lexikon Bayerns* <2016年11月23日閲覧。 [http://www.historisches-lexikon-bayerns.de/Lexikon/Bürgermeister \(19./20. Jahrhundert\)>](http://www.historisches-lexikon-bayerns.de/Lexikon/Bürgermeister_(19./20._Jahrhundert)>).
- Müller, Jürgen (2006) *Der Deutsche Bund: 1815 – 1866*, München.
- Nerdinger, Winfried (ed.) (2016) *Die Verfolgung der Sinti und Roma in München und Bayern*, Berlin (Ausstellungskatalog zur Sonderausstellung „Die Verfolgung der Sinti und Roma in München und Bayern 1933-1945" im NS-Dokumentationszentrum München).
- Nitschke, August (eds.) (1990) *Jahrhundertwende: der Aufbruch in die Moderne 1880-1930*, Reinbek.
- Palitzsch (1925) „Gründung einer „Deutschen kriminalpolizeilichen Kommission““. In: *Die Polizei*, 22 Jahrgang, S.273-276.
- Schwarze, Johannes (1977) *Die bayerische Polizei und ihre historische Funktion bei der Aufrechterhaltung der öffentlichen Sicherheit in Bayern von 1919-1933*, München.
- Scherer, Klaus (1990) *'Asozial' im Dritten Reich: die vergessenen Verfolgten*, Münster.

Stephan, Michael (2013) „Einleitung“. In: Agermair, Elisabeth, *München im 19. Jahrhundert-- Frühe Photographien 1850-1914*, München, S.7-12.

Tatarinov, Juliane (2015) *Kriminalisierung des ambulanten Gewerbes: Zigeuner- und Wandergewerbepolitik im späten Kaiserreich und in der Weimarer Republik*, Frankfurt am Main.

Volkert, Wilhelm, Bauer, Richard (1983) *Handbuch der bayerischen Ämter, Gemeinden und Gerichte: 1799-1980*, München.

Vormbaum, Thomas (2013³) *Einführung in die moderne Strafrechtsgeschichte*, Berlin, Heidelberg.

Wagner, Patrick (1996) *Volksgemeinschaft ohne Verbrecher*, Hamburg.

Zimmermann, Michael (1996) *Rassenutopie und Genozid: die nationalsozialistische "Lösung der Zigeunerfrage"*, Hamburg.

ホームページ

Dokumentations- und Kulturzentrum Deutscher Sinti und Roma (2017年8月1日閲覧。

<http://www.sintiundroma.de/start.html>).

Zentralrat Deutscher Sinti und Roma (2017年8月1日閲覧。<http://zentralrat.sintiundroma.de/>).